日光市文化財調査報告第11集

# 足尾銅山跡調査報告書8

平成30年3月日光市教育委員会

表紙. indd 1 2018/04/09 9:03:17

(表紙裏)

1. 表紙. indd 2 2018/04/09 9:03:17

(見返し)

(見返し裏)

足尾銅山跡調査報告書8

2018.3 日光市教育委員会 (なか表紙裏)

# 序

平成29年度は、「足尾銅山-日本の近代化・産業化と公害対策の起点-」というコンセプトのもと文化庁へ世界遺産暫定一覧表追加記載提案書を提出してから、ちょうど10年の節目の年となります。この間、日光市では足尾銅山の顕著な普遍的価値の証明に取り組むとともに、構成資産の文化財指定及びその保存・活用を進めてまいりました。そして、その成果をもとに世界文化遺産暫定一覧表への追加記載を目指し、再度、提案書の作成を行っているところであります。

本報告書では、その調査・研究の成果として、「谷中村と渡良瀬遊水地」、「足尾銅山掛水地区の足尾鉱業所跡に関する研究」の二本の論文をとりまとめました。本書を通して、足尾銅山の世界遺産登録事業の推進とともに、足尾銅山が日本の近代化の中で果たした役割の一端をご理解いただければ幸いです。

最後になりましたが、調査報告書刊行に至るまで多大なご協力を賜りました古河機械金属株式会社並びに、ご指導、ご助言をいただきました文化庁文化財部記念物課、栃木県教育委員会事務局文化財課をはじめとします関係機関の皆様に深く感謝いたします。

平成 30 年 3 月

日光市教育委員会 教育長 前 田 博

# 足尾銅山跡調査報告書8

# 目 次

/ ⇒∧	-t-
	\ <i>/</i>

114 > 47									
谷中村と渡良瀬遊水地	(河川法と谷中村買収)	飯村廣壽・	•	•	•	 •	•	•	1
足尾銅山掛水地区の足	尾鉱業所跡に関する調査								
宮本史夫・青木達也	· 片根義幸 · 鈴木泰浩 ·		•	•		 •	•	• 6	1

本報告書の編集は、日光市教育委員会文化財課 課長斎藤信義のもと、世界遺産登録推進室上原晃・片根義幸・宮本史夫が担当した。

なお、作成にあたり次の諸氏、諸機関にご指導、ご協力を賜った。記して謝意を表したい。(順不同・敬称略) 河東義之・永井護・小風秀雅・青木達也・久能正之・山﨑義宏・橋本清之 古河機械金属株式会社・古河機械金属株式会社足尾事業所 文化庁文化財部記念物課・栃木県教育委員会事務局文化財課



# 谷中村と渡良瀬遊水地 (河川法と谷中村買収)

飯村 廣壽

# はじめに

筆者が、谷中村に関心をもったのは、50年近く前である。その後、仕事の関係もあり、足尾銅山、谷中村、渡良瀬遊水地関係の資料収取や文献調査をしている。そのうち足尾銅山関係の資料、足尾銅山の模型や写真などは、足尾歴史館に寄付している。

本稿は、渡良瀬遊水地の成立について河川法、治水、村債問題、鉱毒問題、谷中村買収、谷中村遊水地化、移住先の生活について、整理したものである。また、新たな史料として、栃木県文書館保管の平成 16 年度栃木県出納局管理課文書の史料を引用している。この文書は、110 年以上前の谷中村村債に関わる文書をメインに整理されたもので、白仁武栃木県知事の対応など、谷中村買収の状況を知ることの出来る史料である。

# 第1章 河川法制定と渡良瀬川の現状

明治政府のもとで、河川行政が本格化するのは、明治29年(1896)3月に成立した河川法(旧河川法と称される)次いで砂防法・森林法が制定され、治山治水に関する基本三法が整備されたこと、さらに明治末期の第一次治水計画により、利根川を含む全国65河川の根本的な治水対策が実施されたことによる。

だが、栃木県が明治38年(1905)、谷中村の買収に乗り出した時、渡良瀬川は栃木・群馬・埼玉・茨城の4県により利根川の支川に認定され、内務省の認可を受けていた。極端な言い方をすれば、いつでも渡良瀬川改修工事の出来る体制になっていたのである。

本章は、河川法の制定と渡良瀬川の利根川の支川認定の状況について、利根川流域の関係府県の行政資料から述べたものである。

# (1) 明治初期の河川整備と渡良瀬川の現状

明治初期、明治政府は、河川行政の組織と法制の整備と同時に、国費を支弁し国直轄で河川工事を行っていたが、これらの治水工事の目的は「河身を矯正して航路を一定し、通船運輸の便を開く」ことにあり、従って堤防を築造して洪水を防御するいわゆる高水工事は地方庁に委ねていた。明治6年(1873)8月6日、明治政府はその後の河川法の基礎となる「河港道路修築規則」」を定め、河川を1~3級に区分し、1級河川は国の修繕にし、2・3級等河川の工事は地方庁施工とするとした。そして、明治11年(1878)7月22日、太政官布告第9条によって地方税規則が制定され、高水工事は地方税支弁となった。

栃木県では、明治12年 (1879) の第一回栃木県会で、河川堤防修築等を、地方税をもって支弁とする「河川堤防等修築改良之議」を可決、支弁河川は渡良瀬川など20河川とした。また、埼玉県では、同12年7月、「土木費規則」の制定によって、地方税支弁の土木費のうち、河川堤防樋管費の対象を利根川・荒川など県内16河川とした。このように洪水を防禦する高水工事は地方庁に委ねられたのであった。

だが、明治10年代後半から明治29年(1895)にかけて、大雨洪水が起こり、このため、多くの地方庁では、河川改修の国庫補助などの建議を内務省に提出していた。利根川流域でも、利根川改修の国庫補助や、国直轄施工の要望が国に提出された。

明治 12 年から 29 年における利根川・渡良瀬川改修に対する国会、県議会の動向は表 1-1 の通りである。

各県議会の要望の中で、最も早い時期に提出されたのが、明治19年1月、栃木県からの「請利根川水系水理改良之建議<sup>2</sup>」である。この中で栃木県は、渡良瀬川下流の洪水の実態を解明し、工事を実施し、逆流洪水

を除いてほしいと要望していた。利根川からの逆流が渡良瀬川、その支川の思川・巴波川の堤防を破り、下都賀郡南部の谷中村、部屋村などの村々は、2~3年に一度の割合で水害を受けるという実態を解消してほしいという内容である。足尾鉱毒事件が問題視される以前の話である。渡良瀬川下流部に合流する思川や巴波川沿岸の下都賀郡南部は、江戸時代後期から利根川の逆流による水害常襲地となっていたのである。

また、内務省は、河川法の制定のために明治23年から28年にかけて、全国的規模で「河川の基礎調査」を行っていた。利根川・荒川筋は、埼玉県が窓口となり、府県との文書のやり取りなどの事務処理を行い、関係府県から埼玉県が回答を得た「利根川流域治水費等調査」内容が「埼玉県史料叢書巻9」に取りまとめている。

表 1-1 利根川・渡良瀬川改修・鉱毒に対する国会、県議会の動向(明治 12 年~ 29 年)

衣」」	根川・波良瀬川改修・鉱毒に対する国会、県議会の動向(明治 12 年~ 29 年) 
年次	利 根 川 ・ 渡 良 瀬 川 関 連
明治 12	7. 栃木県会「河川堤防等修築改良之議」を可決
1879	7. 埼玉県会「堤防費」「粗朶工新築費」提案
明治 15	12. 埼玉県会「10月出水被害復旧費」審議
1882	12. 埼玉県会「水防組合改良」建議
DB 2/2 1.0	1. 埼玉県会、「利根川通修繕について建議書」審議
明治 16 1883	<ul><li>○ 埼玉県「江戸川改修費ニ付いての建議書」審議</li></ul>
1000	○ 埼玉県会「権現堂川及び江戸川の堤防費」増額案提出
明治 17	○ 栃木県会「治水費ノ賦課法ヲ改正スル建議」可決
1884	○ 茨城県会「権現堂川及び江戸川の堤防費」増額案提出
明治 18	9. 埼玉県会「渡良瀬川利根川荒川など未竣功、未修繕カ所など土木費増加分」審議
1885	9. 埼玉県会「利根川、蘭式粗朶工3ヶ年実施の議案」提出
明治 19	1. 栃木県会「利根川水理改良之建議」内務大臣に提出
1886	○ 栃木県会「渡良瀬通り梁田郡治水費負担聯合町村負担改正有志案」修正
明治 20 1887	10. 茨城県会「利根川、霞浦ノ一湖十一河川」の治水堤防を地方税とする案を可決
明治 21	○ 栃木県会「河川堤防修築費支弁方法第2条但書改正諮問案」可決
1888	○ 栃木県会「治水費負担改正について建議」可決
	○ 埼玉県会「利根川河身、堤防修繕工事費」審議
HH M	○ 埼玉県会「堤防修繕費」委員会報告
明治 22 1889	12. 栃木県会「渡良瀬・鬼怒川二河川を地方税支弁ノ国庫支弁ニ編入ノ建議」を内務大臣提出
1000	12. 栃木県会「地方税支弁の河川国庫支弁ニ編入スル建議」可決
	12. 栃木県会「治水工事着工についての建議」
	11. 第1回帝国議会に衆議院議員根岸門蔵(埼玉県選出)「利根川水利改良ニ付キ請願」を提出
HH M aa	10. 栃木県会「利根川河身改良ニ付建議」を内務大臣に提出
明治 23 1890	12. 茨城県会「下利根川河身改修ノ義付建議」を内務大臣に提出
1000	12. 群馬県会「利根川工事国庫支弁ノ建議」を内務大臣に提出
	12. 栃木県会「丹礬毒ノ義ニ付建議」可決
HEN/S O S	11. 茨城県会「下利根川河身改修ノ諮問」内務大臣に提出
明治 24 1891	12. 衆議院議員湯本義憲(埼玉県選出)「治水に対する建議案」提出
1301	12. 田中正造、第2回帝国議会で、「足尾銅山鉱毒ノ儀質問書」提出

	10 数4 国史国类人区组工发展「工格、史、创相、厚庸 4 上河川)以4. 5 明5 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	12. 第4回帝国議会に湯本義憲「木曽・淀・利根・信濃4大河川ノ治水ニ関スル建議」を提出
明治 25	11. 茨城県会「下利根川河身改修に着手する要求案」可決
1892	11. 茨城県会「下利根川を含む利根川の治水工事促進について」建議
	12. 栃木県会「鬼怒川・渡良瀬川治水費国庫支弁ヲ請フ建議」を内務大臣に提出
	12. 群馬県会「利根川治水費ノ国庫支弁トナス建議」を内務大臣に提出
HELVA GO	12. 埼玉県会「利根川及荒川ノ治水費国庫支弁ヲ請ル建議」を内務大臣に提出
明治 26 1893	12. 栃木県会「鬼怒川渡良瀬川思川ノ国庫支弁ヲ請フ建議」を内務大臣に提出
1030	12. 栃木県会「足利郡吾妻村新堤築造費ノ建議」を提出
	11. 茨城県会「思川・渡良瀬川・権現堂川・逆川・赤堀川・中利根川」について完全な堤防を
BB W an	起工する建議
明治 27 1894	12. 栃木県会「土木費ニ国庫補助ヲ請フ建議」を知事に提出
1034	12. 栃木県会「治水調査委員会設置建議」
	12. 群馬県会「栃木県世界村ヨリ三鴨村地先築堤排除ノ建議」知事に提出
	10. 栃木・群馬両県知事「渡良瀬川水源ニ関スル義ニ付」を内務・農商務大臣ニ提出
明治 28	11. 栃木県会「渡良瀬川ノ鉱屑等投棄ノ禁止ノ建議」可決
1895	11. 栃木県会「足尾銅山付近ノ官有林伐採禁止ノ建議」可決
	群馬県会「足尾鉱山営業停止の建議」審議未了
	12. 栃木県会「渡良瀬川下流新川開削ノ建議」(利根川に平行した新水路)を内務大臣に提出
	12. 群馬県会「水害土木工事復旧ニ就テノ建議」を内務大臣に提出
	12. 群馬県会「渡良瀬川下流新川開削ノ建議」(栃木県建議と同案)を内務大臣に提出
	12. 茨城県会、水害の原因である千葉県境の「県域更生ノ建議」を内務大臣に提出
明治 29	12. 埼玉県会「利根運河会社ヲシテ閘門ヲ増設セシムル建議」を内務大臣に提出
1896	12. 埼玉県会「利根川及荒川ノ治水国庫支弁ヲ請フ建議」を内務大臣仁提出
	12. 埼玉県会「臨時土木国庫補助増額請求ニ関スル建議」を内務大臣に提出
	12. 栃木県会「足尾銅山ニ関スル建議(予防命令)」を内務大臣に提出
	12. 群馬県会「鉱毒ノ義ニ付建議(営業停止)」を内務大臣に提出
	12. 埼玉県会「北埼玉郡利島・川辺両村ノ鉱毒被害調査ノ件」を知事に提出

出典 栃木県議会史第1巻・第2巻、群馬県議会史第2巻、茨城県議会史第1巻・2巻、埼玉県議会史第1巻・第2巻

利根川流域の各府県の河川毎の明治 14 年度から 24 年度間の年度別、河川別に取りまとめたのが、「利根川流域治水費等調査」である。治水費については、国費・地方税・町村費・寄付金に区分して調査している。府県の財政に影響する地方税について、県別、主要河川別の一ヶ年平均額を整理したのが表 1-2 である。

利根川流域六府県のうち、地方税負担が最も多いのが埼玉県 57,000 円、次いで栃木県 41,000 円、以下群馬県 39,000 円、東京府 34,000 円、千葉県 33,000 円、茨城県 17,000 円の順となっている。また河川別は、利根川が全体の約 37%、次いで江戸川が 26%、渡良瀬川が 15%、鬼怒川が 10%の順となり、この 4 河川で全体の 9 割近くを占めていた。

茨城県の負担は少ない。利根川、渡良瀬川等の河川別の費用も同様である。利根川は河川法制定後4年もたって、直轄工事が行われている。

栃木県の負担が大きいのは、明治23年度の地方税負担が急上昇していたことによる。この年、渡良瀬川では大洪水が発生し、これを契機に鉱毒被害が問題化された。渡良瀬川中流部左岸側、栃木県側は霞堤、無堤 箇所であったことから、鉱毒水が流れ込み鉱毒被害が生じた。その後、この地域では堤防を要望する栃木県と、 それに反対する右岸側の群馬県とが対立する構図が見られる。

渡良瀬川は、最下流部においては栃木県と茨城県との間の上下流対立が、中流部においては栃木県と群馬県との間の左右岸対立の構図があり、栃木県だけでは解決できない問題を抱えていたのである。

表 1-2 利根川流域府県別治水費(地方税のみ) 1ヶ年平均額

単位:円

府県名	利根川	江戸川	渡良瀬川	鬼怒川	その他	合 計	備 考
埼 玉 県	32, 453	12, 564	5, 019		7, 055	57, 091	明治 14 ~ 23 年
栃木県			18, 088	15, 739	7,681	41, 508	明治 14 ~ 24 年
群馬県	21, 685		8, 407		8, 914	39, 006	明治 14 ~ 23 年
茨 城 県	5, 527		2, 428	5, 741	3, 490	17, 186	明治 14 ~ 24 年
千葉県	22, 107	10, 888				32, 995	明治 14 ~ 24 年
東京都		34, 287				34, 287	明治 14 ~ 24 年
合 計	81, 772	57, 739	33, 942	21, 480	27, 140	222, 073	

出典1「埼玉県史料叢書巻9」より作成

出典 2 茨城県・千葉県の利根川は利根・新利根・中利根・下利根・霞ヶ浦等の合計値、千葉県の江戸川は江戸・権現堂川の合計値、栃木県 の渡良瀬川は渡良瀬・思・巴波川の合計値である。

#### (2) 河川法の制定

明治23年 (1890) 11月帝国議会が開設されると、政府による高水工事が強く論じられ、治水に対する建議 案が毎年可決され、河川法成立の機運が高まった。政府部内には財政上の理由から河川法の成立に反対が強 かったが、明治29年、建議案の要請する特定河川改修費追加予算が成立すると、同年3月河川法が帝国議会 で成立した。河川法は、明治29年4月8日に公布され、昭和39年 (1964)、新河川法が制定されるまでの約 70年間にわたって、河川行政のより所としての役割を果たすこととなる<sup>3)</sup>。

この河川法の一般的な特色を要約すれば、第一に中央集権的国家権力による統制色彩が強いこと、第二に治水に重点が置かれ、利水面については十分な配慮が払われていないことがあげられる。

河川法が公布されると、直ちに淀川、筑後川が内務省直轄河川となり、直轄高水工事が施工された。河川 法制定前の河川改修では、低水工事が国庫負担を受けられ、高水工事は木曽川を除いて府県負担とされてい たが、河川法制定により、河川法認定河川は高水工事も国庫負担が受け入れられるようになり、各地で認定 河川への運動が活発になった。

河川法の内容を見ると、河川法が適用される河川は、主務大臣が「公共ノ利害ニ重大ノ関係アリ」と認定した河川で(第1条)、主務大臣は、その河川名を区間、時期とともに官報告示する。さらに適用河川の支川あるいは派川が地方行政庁より認定、「特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外」これらの支川、派川には河川法が適用される(第4条)。これは本川である適用河川の管理を完全に行うためには、そこに流入する支川、そこから流出していく派川を併せて管理せねばならないからである。なお、河川法の適用されない河川や水流等に対しては、準用河川の制度があった。

河川法に適用された河川の管理主体は地方行政庁であり、「河川ハ地方行政庁ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ニ 於テ管理スベシ」(第6条)と、河川の保全、利用及び改良についての第一次責任者として地方行政庁をあて ている。しかしこれに続き、「但シ他府県ノ利益ヲ保全スル為必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ代テ之ヲ管 理シ又ハ其ノ維持修繕ヲナスコトヲ得」と、地方行政庁のみではなく、その利害が他府県に及ぶ時は主務大 臣が管理できることを定めている。

なお当然のことながら、この河川法は明治 22 年に発布された大日本帝国憲法の下で制定されたものであり、 地方行政庁たる府県知事は国の機関として位置づけられ、国の機関である地方行政庁を主務大臣が監督して 一元的管理を行う体制となっていた。 「地方行政庁ハ河川ニ関スル工事ヲ施行シ其ノ維持ノ為スノ義務アルモノトス」(第7条)と、河川工事と維持管理の第一次責任は府県知事であるが、第8条に特例の場合として、「河川工事の利害関係が一つの府県の区域にとどまらないとき」、「工事が至難なるとき」、「工費至大のとき」、「河川の全部若しくは一部につき大体にわたる一定の計画に基いて施行する改良工事であるとき」は、主務大臣による直轄工事と定められていた。ここに旧河川法制定の最大の目的であった国直轄による洪水防禦工事への参加が認められたのである。そして河川敷地については、河川法の適用河川では、私権は認めておらず、このため、国庫直轄工事は基本的に用地買収を終えてから進めることになっていた。

また、河川における工作物の新築・改築そして除去、そして河川の敷地、流水の占用については、第17条、第18条に「地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」と、地方行政庁の許可が必要であることを規定している。

# (3) 渡良瀬川の利根川支川の認定

利根川は、明治 30 年 (1891) 9 月 11 日の内務省告示第 59 号により 10 月 1 日、認定河川となった。そして明治 33 年 3 月 16 日、内務省告示第 22 号により明治 33 年度より国直轄工事の施行河川になった。淀川、筑後川に比べ 4 年遅いことになる。

利根川の直轄河川認定に併せて、内務省は「利根川筋ノ河川法実施関係府県打合セ調整方」を群馬県に依頼し、群馬県が窓口になり、渡良瀬川の利根川の支川認定の調整等が行われた。同30年10月23日、群馬県は栃木・茨城・埼玉の三県に「渡良瀬川筋利根川ト合流マデヲ支川トシテノ認定」の同意の照会をしている。10月28日の埼玉県の回答は「意思無」、11月1日の茨城県の回答は「同意承知」、11月10日の栃木県の回答は「時期尚早」とあった。群馬県の調整は、その後も行われ、31年12月16日、栃木県知事に「渡良瀬川筋支川認定並費用ニ付」について再照会していた4。

一年後、渡良瀬川関係四県は、渡良瀬川の利根川の支川の認定をしている。埼玉県が 31 年 12 月 1 日、茨城県が 32 年 1 月 10 日、栃木県が 32 年 1 月 18 日、群馬県が 32 年 1 月 31 日であった。渡良瀬川など、利根川の支川・派川の認定状況は表 1 – 3 の通りである。

ところで群馬県は、渡良瀬川支川の谷田川を、利根川の支川に認定をしている。群馬・埼玉両県の会議録には、 「谷田川を渡良瀬川とは別の流れと位置づけることにした」と、記している。埼玉県が、谷田川を利根川の支

表 1-3 利根川の支川・派川の認定状況

県 名	告示番号	告 示 內 容
		本年十二月一日ヨリ渡良瀬川ヲ利根川ノ支川、権現堂川及ヒ江戸川ヲ利根川ノ派
埼玉県	告示第二百号	川ト認定ス
		明治三十一年十一月二十九日 埼玉県知事 萩原 汎愛
本批目	告示第五号	河川法ニ依リ渡良瀬川ヲ利根川ノ支川、権現堂川・逆川ヲ利根川ノ派川ニ認定ス
次规宗	市小男五万	明治三十二年一月十日 茨城県知事伯爵 清棲 家教
<b>松</b> 十旧	告示第三十二号	河川法ニ依リ渡良瀬川筋左ノ区域ヲ利根川支川ト認定シ本年二月一日ヨリ施行ス
加小宗	百小第二十二万 	明治三十二年一月十八日 栃木県知事 溝部 惟幾
		明治二十九年四月法律第七十一号河川法第四条ニョリ渡良瀬川 谷田川ヲ利根川
群馬県	告示第十八号	ノ支川ト認定ス
		明治三十二年一月三十一日 群馬県知事 古荘 嘉門
	告示第五十九号	河川法ニ依リ谷田川ヲ利根川支川ト認定シ、明治三十四年一月一日ヨリ施行ス
- 中 - 上 斤	口小粉丛丨几万	明治三十三年四月二十七日、埼玉県知事伯爵 正親町實正

川に認定したのは、1年以上も経過した明治 33 年 4 月 27 日のことだった。この時点では、現在の遊水地とは別の箇所を選定する動きがあったことが伺わせる。

一方、渡良瀬川最大の支川である思川は、治水を巡って栃木茨城両県の間で地域対立が生じ、栃木県の準用河川の認定が難しかった。そして栃木県が、思川を準用河川に認定するのは、谷中村の強制執行をした翌41年7月21日のことである。

また本川渡良瀬川は、明治35年4月24日、鉱毒調査委員長奥田義人、内務総務長官山形伊三郎両名から両県知事宛に「鉱毒被害救済ニ関スル件」が送付され、その中に「栃木群馬両県県域ノ交互錯綜セル部分ニ 於テ治水事業ノ施行ニ於ケル県域ノ変更」についての意見照会があった。群馬県の回答は「改善に前向きの対処したい」、一方栃木県は「遠イ将来ハ格別」とやや慎重な回答であった。当時の内務省は、渡良瀬川本川の治水計画を検討していたことがわかる50。

#### 参考文献

- 1) 山本三郎著「河川法全面改訂に至る近代河川事業に関する歴史的研究」p. 22 本規則は、大蔵省番外達で各府県に達されたものであるが、明治9年9月に河川の等級別が廃止され、明治13年11月には規則そのものが消滅している。
- 2)「栃木県議会史第1巻」pp.211~212 付図が添付。 本建議は下都賀南部治水会の意向を受けて出された。内容は、栃木県は近年政府が埼玉・群馬両県の堤防を修築していることに起因し洪水が多いとし、二つの方策を提案。一つが江戸川流頭部関宿の洪水疎通の改良(棒出し撤去)、もう一つが利根川と分離した渡良瀬川の新たな河道(古河から中田)を設置する。しかし高水工事は府県が行っていたから、前者は江戸川下流部・東京府、後者は工事が
- 難しいとして、現地調査を要望している。

  3) 山本三郎著「河川法全面改訂に至る近代河川事業に関する歴史的研究」pp. 28 ~ 42 河川法制定以前の国直轄工事は、法律の裏付けがあって行われたものでなく、単に土木局の直轄工事を確保して実施していただけであった。河川法制定には淀川改修の実施は密接に関係があった。
- 4)「群馬県行政文書件名目録 第8号 明治期土木・河川編」pp.68~78「河川法」
- 5)「群馬県史資料編近現代 4」pp. 764  $\sim$  773

# 第2章 谷中村の治水と村債問題

谷中村は、思川の最下流部に位置していた。近代改修以前の渡良瀬川は、谷中村の南側を西から東に流れ、北は赤麻沼・赤渋村・石川沼が広がり、その東方には思川と巴波川が大きく蛇行しながら流下していた。谷中村の東南端で思川を合わせた渡良瀬川は、そこから4~5kmで利根川に合流していた。こうした蛇行は洪水の疏通にとって、支障となり、洪水を停滞させた。その合流点から上流にかけて広い堤外地が広がり、赤麻沼へと連なる。現在の渡良瀬遊水地の一部は、元々この大堤外地だったのである。

谷中村の治水は、渡良瀬川の支川思川と深く係わる。谷中村の周囲堤は、いわゆる論所堤であり、その上流の村々と対立していた。谷中村の洪水が多くなったのは、天明3年(1738)の浅間山大噴火以降である。利根川の河床上昇に伴い渡良瀬川そして思川への逆流現象が生じ、思川下流部の下都賀郡南部の村々で水害が起きた。幕府は、文政5年(1822)の破堤を契機として、谷中八か村の一つ恵下野村の国役普請や地頭普請を行ない、水害地の住民に出役をさせ賃金を支給し、住民の救済と堤防の強化が図られた。

明治となり谷中村は、富村を目指して新田開発等が行われたが、最大の関心事は治水問題であった。江戸時代においては、利根川、渡良瀬川、そして谷中村の囲堤の工事は、幕府の命により治水工事が行われたが、明治になると、高水対策は府県に委ねられ、結果として各府県は河川法制定を目指すこととなった。しかし栃木県は、うち続く水害のため災害復旧事業を行うのが精一杯であり、とても新たな改修事業を行うことは難しかった。谷中村についても同様であり、県は災害復旧を行ったが、それ以上の改修は自普請とされた。

本章は、江戸期の谷中村と治水、谷中村の排水事業、明治期の谷中村と治水、思川下流部の水害と放水路、谷中村の村債問題を説明する。まずは、近世の谷中村の治水について見てみよう。

## (1) 近世の谷中村と治水

現在、渡良瀬遊水地となっている大部分は、思川低地と称され、思川・巴波川・渡良瀬川の下流部に形成された沖積低地である。この地域に人々が住み始めるのは中世の文明年間(1469~91)と伝えられ、下宮郷、谷中郷とも称されていた。大部分が荒蕪地であった下宮郷の開発が進められたのは近世初期からである。元禄11年(1698)になると、下宮村に加えて、高砂・西高砂・篠山・横堤・赤渋・鎌立・恵下野の七か村が創設され、谷中八か村と称された。

ところが、谷中八か村の開発は、思川、巴波川上流の村々と新たな問題を抱え込んだ。谷中低地に北から流れ込む思川・巴波川は、慶長5年(1600)に思川の乙女河岸、慶安4年(1651)以前に巴波川の部屋河岸が開設されるなど、江戸初期から利根川の舟運において重要な役割を担っていたが、舟運のためには平常時の水深を深く確保しなければならないが、わが国の河川は平常時の流量が少なく、水深確保のため流速は出来るだけ遅くする必要があった。そのため河道をわざと蛇行させ、水制と呼ばれる障害物を置くなどの作業が行われた。一方、治水の観点からは流れをスムーズにし、洪水を早く流したい。両者の考えは相容れないものであった。

しかし、水害となる洪水は年に $1\sim2$ 回程度であり、洪水のない年もあるが、舟運路の確保は日々の生活に必要であることから、江戸時代には、舟運路の維持を優先し、その条件下において可能な限り水害防御を行うという妥協策をとらざるを得なかった。

このため、思川低地には、集落や耕地を守るため水除外堤で囲繞した輪中集落が発生した。17世紀末には「囲堤」と称され、一部に台地や無堤部を利用したものも含めると、友沼・上生井・下生井・白鳥・谷中・部屋・前原・寒川・網戸の9箇所を数えた。

谷中八か村の囲堤は、開発に合わせ、寛永期(1624~44)初期ごろから行われた。近世において川の流れをコントロールする手段は築堤することであった。谷中の堤は、「囲い堤」、「廻し堤」とも称され、その長さは、三里余(13 km)もあった。下宮村は、以前からあった村であるが、他の七か村の新田村は、堤と相前後して創立された村である。このため谷中の囲堤は川を隔てた対岸の村々や上流の村々の堤の高さや規模において、強すぎてはいけないという宿命を負わされていた。谷中の囲堤は、このような事情から、「論所堤」であり、常に監視される定めにあった。

そして谷中の堤が論争になるのは、寛永 4 年(1627)、貞享元年(1684)、元禄 9 年(1696)、同 12 年、享保 14 年(1729)などであった $^{10}$ 。

一方、近世初期利根川は、大利根町佐波から浅間川一古利根川を経て、江戸湾に注いでいたが、文禄3年 (1594) に会の川の締切りと浅間川の主流化が行われ、次いで元和7年 (1621) に、佐波から栗橋へ直線に結ぶ新しい新川通りを開削して、渡良瀬川に合流させ、更に下総台地を開削し赤堀川を開削して常陸川に結び、利根川を銚子から太平洋へと流した。これが後に「利根川東遷」と呼ばれる河川改修工事である。

利根川東遷の目的について、地元の洪水防御と新田開発、舟運路の確保、江戸の工事防御、軍事的防衛、日光街道の安全等といわれるが、この利根川東遷の言葉が見られるのは、明治後期になってからといわれる。

谷中八か村が、2~3年に1度の洪水被害を受けることになったのは、天明3年 (1783) の浅間山の大噴火 以降のことである。この大噴火は、流れ出た溶岩などによる直接被害だけでなく、広範囲にまき散らされた 大量の火山灰による被害も大きかった。さらに、利根川流域に大量の火山灰を堆積させ、結果として河床上 昇による洪水の頻発する原因となり、利根川の河状を一変させ、天保9年 (1938) には利根川の派川浅間川 呑口の締切りや合の川呑口の締切りが行われた。 利根川の河床上昇は、渡良瀬川合流上流部の利根川左岸の破堤頻度を増大させるとともに、利根川に比べ 河床勾配が緩やかであった渡良瀬川の洪水時の流れに支障を与え、利根川から渡良瀬川への逆流現象が生じ、 渡良瀬川・思川下流部の破堤水害を激化させた。

谷中八か村では、思川・巴波川合流部に位置する恵下野村や横堤村の被害が多かった。恵下野村の記録では、 天明3年から明治39年 (1906) までの124年間に48回と、2.5年に1度の割合であった。このため、幕府は、 文政5年 (1822) の破堤を契機に、安政6年 (1859) までの38年間に15回の国役御普請や地頭御普請を行い、 村民の救済と堤防の強化を図った<sup>2)</sup>。

しかし、度重なる水害は、谷中八か村の田畑の減少と、人家の減少を招いた。天保年中と明治初期の田畑の面積や人口を比べると、次の通りであった。天保年中には、田地 105 町歩、畑地 553 町歩の計 658 町歩であったものが、明治7年の地租改修時(藤岡町史通史編後篇 P211)には田地 65 町歩、畑地 360 町歩の計 425 町歩となり、合計で 233 町歩も減少した。また人家数は、天保年中には 475 戸であったものが、明治5年には 320 戸と、153 戸も減少したのである³³。

#### (寛保2年洪水と谷中村)

ところで、江戸中期の谷中村やその周辺の状況を知る上で貴重な史料が残されている。それが、寛保3年 (1743)、藤堂元甫が記した「思川記<sup>4)</sup>」である。

寛保 2 年(1741)8 月、関東地方は大洪水に見舞われた。関東地方を襲った暴風雨は、関東地方の主要な河川が氾濫し、将軍のお膝元の江戸の町も大きな損害を受けた。これは寛保の大洪水と呼ばれ、江戸時代を通じて屈指の洪水として知られる。幕府はこの洪水の復旧として、10 月には、西国の諸大名に「大名御手伝普請」として、復旧工事を命じた。指名を受けた西国の大名は 10 名で、肥後の熊本藩 54 万石・長門の萩藩 36 万石・伊勢津の藤堂藩 32 万石・備前の岡山藩 31 万石などである。これらの大名たちに各々指定の河川を割り当てて、普請場所を分担させた。

利根川の中流域を担当したのが伊勢津の藤堂藩である。藤堂藩は、分担地域を「向川辺領」、「思川通」、「赤堀川通」、「権現川通」の四地域に分け、それぞれに監督員を配置した。谷中郷を含む「思川通」の監督をしたのが、津藩家老藤堂伊織元甫であった。

藤堂元甫は、古河河辺柏戸村橋本理右衛門宅に会所を置き監督にあたったが、その担当地域を廻り歩き見聞した伝承・伝聞・歴史などいわゆる地誌を、寛保3年5月に書き留めたのが「思川記」である。なお、表題の「思川」について、次のように記している。

「水上は下野国足尾の辺因り出て、黒川・鹿沼川・小倉川などと合い、また生井と恵下野の間にて巴波川と合い下宮を流る。また、佐野川のすえ渡良瀬川とひとつになり、下宮の渡りにて思川に流れ入って、古河城の西を経て、それより中刀袮川とひとつになって房川へ流る。小山の辺より中田新田までを思川という。或いは下宮より下を佐野川、渡良瀬川とも所の人をいえども仕様簿の類は思川と記せり。」

「思川記」は3冊よりなり、1冊目と3冊目(付録)は工事の概要について記され、2冊目が現地の地誌であった。中田町や古河城等に多く筆が割かれていたが、下野国谷中八か村の地誌にも及んでいた。これらの村々は渡良瀬遊水地の地底として埋没するまでの近世村落であるだけに、その地誌は興味深いものがある。

まずは、工事概要について見てみよう。

「思川通」の工事区間は、利根川中流部の左岸側の本支流で、下野国下都賀郡野渡村より下総国葛飾郡中田村まで2里、武蔵国埼玉郡古河川辺廻りの5里20町余、下都賀郡都賀郡谷中八ケ村廻りの3里18町余(約13km)の計11里の範囲であった。

谷中村の被害は赤渋沼堤を除く「囲堤」のほぼ全区間であり、その被害の程度は、一村にて欠所延長の多地は恵下野村(1,908 間)、一村で普請箇所の多い村は下宮村(40 か所)、そして難場の最初にあげたのが西高砂村の堤切れ110 間であった。なお、恵下野村の被害は、1,018 間、530 間、360 間の3 ヶ所で、囲堤の嵩上げの復旧工事で、堤上腹付仕立を行うものであり、享保12 年に行われた「論所堤」の嵩上げ部であった。

復旧期間は、寛保2年11月20日より翌年3月11日の96日間。工事は、藤堂藩領域より藩士若干名と、庄屋・無足人・年寄り等の他、足軽・人足などを動員したが、労働力の主たるものは現地における雇寄人(人足)であった。工事には、水害地の村々から老若男女を問わず出役させ、1日の賃金は1人前人足で80文が支給され、この事業は被災地農民の救済事業であった。

次に地誌をみてみよう。谷中八か村を含むこの地域の生活状況である。日常の生活は慎ましいながらも、 村民は豊かな生活を送っていたことを、次のように記している。

「倹を専として身を餝らず 家を器材を不貯、常に米を不食薪を厭で挽割を食ふ、多くは二三ケ年の麦を持て新穀を食はず、土地豊穣にして農業の地多き故に貧しさ者少し、去年の洪水に流家多く農具を失い、有地を空しうる者多しといえども冬春の間希にも非人を見ず、是を以て民家の富を知るべし」

また谷中村の生業である菅笠や網代についてもふれている。本地域の菅笠編みは、元和9年(1623)が始めという。また網代は、通説では古河城主土井利享時代、嘉永元年(1841)頃が始めとされるが、本史料によれば、それより100年前の寛保3年(1743)には、既に生産されていた。

「恵下野と下宮の辺にて専、網代天井をくむ また西高砂の辺にて廻門(ひど)に八九尺許も深き穴をほりて空に宇(やね)を葺 入口を障子にして土中へ入て菅笠を作れり 女の業なり 土中にてつくるは菅の乾



図 2-1 寛保 3 年谷中八か村周辺河川状況

ぬ為とぞ」

また、元甫の筆は、水塚や水屋という水郷特有の風物、野渡川(思川)の運上や赤間沼の漁業、そして鳥類などを記していた。

「此辺鳥多し 鶴・鸛・白鳥・鴻・雁・鴨・鴛鴦・鷺・へら鷺・鷭・雉・鳩その外諸鳥多し 鶴は捕事を止む 諸鳥をとるに鉄砲を禁しむ故にわなを打網にて捕る 水鳥も打網と名がし黐(もち)にてとるぞよ」以上の通り、近世の谷中村の生活誌を語るうえで貴重な内容となっている。

## (2) 谷中村の発展と排水事業

明治12年、谷中村の開墾が始まった。内野村地内堤内地の古河町丸山定之助の所有の原野70町歩余りの開墾であった。丸山定之助は、安政3年(1856)生まれ、明治10年代、年商5,000円を誇る古河有数の豪商である。谷中村内には、内野村に70町歩以上の土地を所有する谷中村最大の大地主である。明治11年、13年の大野孫右衛門によって架設された思川・渡良瀬川の舟橋の資本主となり、また21年には、下宮に赤煉瓦工場である東輝煉化製造所を設立させ、後に下野煉化製造会社の創業に際しては、初代理事長に就任するが、明治24年、35歳の若さで没する。丸山義一はその息子である。

次いで、谷中三か村合併前に原野 100 町歩の開墾が行われ、更に明治 22 年 12 月には、谷中村堤内の官有地の原野開拓願いが認可され、23 年春より開拓が進められた。この結果、明治 18 年、田地 45 町歩、畑 362 町歩、原野 605 町歩であったものが、明治 28 年には田地 168 町歩、畑 372 町歩、原野その他 494 町歩となり、明治 33 年には田地 178 町歩、畑 373 町歩、原野その他 476 町歩となっており、原野が 100 町歩以上開墾された。

明治22年、初代村長になった大野孫右衛門(22年4月~26年3月)は、23年5月の臨時議会に「堤防築造及原野開墾願ノ義<sup>5)</sup>」を提案した。明治23年度より村債3万円を起こして、堤防の改築を行い、新たに500町歩を開拓しようという決議書であった。町村制施行直後の決議であり、周囲を水に囲まれた谷中村の置かれた状況がいかに厳しいものかを伺い知れるが、内務・大蔵省は、財政的基盤が脆弱であるとしてそれを認めなかった。

次いで翌24年4月、「耕地排水調査報告<sup>6</sup>)(澤野淳著)」でドイツ製排水機の存在を知った大野孫右衛門は、 農商務省に現地調査と排水器の導入を請願した。同年7月、西村農商務省次官、澤野淳の現地調査の結果、 谷中村は同省の排水事業認定地に指定され、国家的排水事業の一つとして動き出した。しかし、その費用は 谷中村の自前という内容であった。

翌 25 年 3 月、大野孫右衛門他 2 人が発起人となり、「排水器及堤防増築二付、発起人ト補助員トニ関スル申合セ並ニ事務章程<sup>7)</sup>」を定めた。また、懸案だった資本金については、27 年 3 月、資本主安生順四郎と高田仙次郎他 648 名の地主達との間で、「排水設置設定契約<sup>8)</sup>」を締結、総受益面積 593 町 8 反歩、地主は 1 反 1 畝に付き、1 か年玄米 1 斗升 8 合を 5 年間弁納する、という契約だった。(表 2-1-1)

事業は、明治27年4月、国産排水器の据付を工学師高井助太郎に頼み、工事監督は県土木吏員小川重之に委任した。翌9月には試運転を行ったが土質の原因で失敗、11月には排水器を公売に付し、多額な損出金を出した。翌28年7月、工事を進めるもこれも失敗、そして竣功するのは、32年4月のことであり、同年11月に和田農務局長及び澤野淳を迎えて竣工式が行われた。計画から10年の歳月を費やし完成したことになる。32年10月27日から29日の3回にわけて「下野新聞<sup>9</sup>」に掲載された澤野淳講演記録「谷中村の排水器」では、明治24年、大野孫右衛門が農商務省を訪れたことに始まり、10有余年の歳月を要して見事完成したとして、排水事業の模範として大野孫右衛門の努力を評価していた。

ところで現在、谷中村堤内地には、明治27年頃につくられた谷中村排水施設(赤煉瓦遺跡)を見ることが

出来る。内水排除施設の一部で取入口の基部に相当する赤煉瓦製の排水施設である。

この「谷中村排水遺構101」は、谷中囲堤の東側の堤内、野木町字谷の内地内にあり、西側からの排水を迎 え入れた平面コ字型の施設である。赤煉瓦遺構は、間口4.3m、長さ6.5m、高さ2.3mの取入口で、正面・両 側面の三面にイギリス式に赤レンガ、明治 21 年野木村に設立された下野煉化製造会社製の普通煉瓦が積まれ ている。

築造年代については、下野煉化製造会社との赤レンガの売買契約、下野煉化ホフマン窯使用の赤煉瓦平均 規格やその切断面、そして明治32年作成の「栃木県下野国南部谷中村周囲堤塘築造排水機設置荒地開墾図」(栃 木県立文書館蔵)、明治34年作成の「渡良瀬川思川接近対岸堤塘大正略図」(藤岡町史資料編)に、排水器の 位置が示されていることから、明治27~28年当時の遺跡と判断されたものである。

# (3) 谷中村の治水整備

明治となり、土木工事については旧幕時代の慣習が継承され、従来の地頭領主が管理をしていたものは国 が継承するとされた。しかし、明治初頭の新政府の財政力では河川改修の費用はとても賄いきれない状況に あり、このため、国は主として、舟運の便を図ることを目的とした低水工事を直轄事業として実施し、洪水 防禦を目的とした高水工事は地方の責任とされた。

谷中の囲堤は、江戸時代後期の国役普請により堤防が改築され、その高さは約一丈八尺(約5.5m)と対岸 の堤防と遜色ないものになっていたが、カミソリ堤のため明治になっても谷中村の破堤は続き、明治39年6 月の廃村に至る39年間に、元年、2年、3年、8年、9年、11年、18年、23年、25年、27年、29年、30年、 31年、35年の14回であり、2.7年に一度の割合であった。

その谷中村の破堤地は、江戸期同様、思川、巴波川と赤麻沼堤であり、これらの破堤の要因は思川、巴波 川の洪水と利根川の逆流水によるものであった。一方、渡良瀬川堤防の破堤回数は元年、29年、31年と少な いが、29年、31年の洪水では堤内地に鉱毒水が流入した。

当然のことながら、栃木県は、古河藩の普請を引き継ぐ形で、明治8年に恵下野村の堤防を官費修繕工事 として行った。同16年には恵下野村に県の現場事務所を設置し、同年から春季・秋季の2回に分けて定式普 請として、堤防修繕を行った。定式普請とは、県が一定の補助を与え、人足などを関係する村々で負担する

谷中村 土地所有者 野木村 合 計 所在市町村 内 恵下野 宮 野 計 下 大字下宫 178 13 193 1 194 大字内野 12 141 3 156 156 谷中村 大字恵下野 73 73 73 計 190 154 78 422 1 423 藤岡町 12 52 3 67 67 野木村 1 92 1 93 生井村 2 2 2 1 部屋村 1 22 茨城県古河市 6 8 1 14 群馬県海老瀬村 3 12 15 15 群馬県西谷田村 2 2 2 群馬県大箇野村 1 1 1 埼玉県原道村 2 3 3 1 滋賀県蒲生郡 1 1 谷中村以外計 25 68 207 13 106 101 222 91 538 102 630 合 計 215

表 2-1-1 谷中村堤内地(谷中村・野木村)の土地所有者の町村別一覧

出典 谷中村排水器設定契約証書謄本(栃木県管理委任文書)

形態であるが、こうした県費による堤防工事 は村が請負・施工しており、村民の救済事業 であり、村民の大きな収入源の一つであった。

栃木県が谷中村に支出した額を見ると、水 害後の罹災者救助金16,054円余を支出する とともに、治水堤防費は明治23年から37年 まで間に225,158円余とかなりの額で復旧し ていた。年10,000円を超えていたのが、明 治26、30、31、32、36、37年度であった。 特に、30年度から32年度の3ヶ年は、総額 117,000円余を投入して、災害復旧事業に務 め、危険部の堤防を改築するなどの強化が図 られた。

また、谷中村は、31 年度、栃木県から地方費 907 円の補助を受け、寄付金と合わせた事業費 1,918 円余をもって堤防増築を行い、谷中囲堤は平均高 23 尺 (7 m)、馬踏 (天端幅) 2間 (3.6 m) に拡幅した。

そして、明治32年度、谷中村は日本勧業銀行から借り入れた50,000円を栃木県に寄付し、「谷中村堤防拡築工事願<sup>11)</sup>」を提出した。しかし、思川改修計画の挫折もあり、その実現は叶わなかった。

# 

図 2-2 谷中村成立前の谷中3か村

# (4) 思川下流部の水害と放水路計画

思川は、栃木県日光市と鹿沼市栗野町の境の地蔵岳に源を発し、栗野川、南摩川、大芦川を合わせ、鹿沼市栗野町北半田で平地に出て、緩やかな扇状地を拡げ南流し、扇端の壬生町で黒川を、小山市北部で姿川を合わせ、小山市を流れながら、渡良瀬遊水地に入り、渡良瀬川に注ぐ、流路延長 77.9km の中小河川である。

思川下流部が現在の姿に変わったのは、明治末期から進められた渡良瀬川改修事業によってである。改修 以前の思川は、小山市網戸地区あたりから流路が蛇行を繰り返し流れ、旧谷中村恵下野地先で巴波川を合流し、 再び大きく蛇行し、古河の船渡地先で渡良瀬川に合流していた。

この下流部は、思川をはじめ、巴波川、与良川によって形成されたもので、思川低地と称され、谷中低地とともに古河藩は、水害からの防御と軍事的防衛のための遊水地と位置付けていた。

このため、思川低地には、集落や耕地を水除外堤で囲繞した輪中集落が発生し、17世紀末には友沼・上生井・下生井・白鳥・谷中・部屋・前原・寒川・網戸の9箇所を数えた。

また、江戸初期、乙女、部屋河岸等が設置され、堤防高は低く抑えられており、新たな築堤工事の監視は厳しく、村々の訴訟も少なくなかった。巴波川右岸にある部屋村は、万治2年(1659)、新田開発に伴う築堤工事を行うが、その上流12か村に訴えられ、結局中止となった。また、その下流の谷中8か村も同様であり、築堤を行うにしても論所堤であるため、堤防高など周囲の村々と調整が必要であった。

加えて、天明3年(1783)の浅間山大噴火より以降は、利根川の河床上昇が続き、更に赤堀川の拡幅問題や関宿の棒出しなどにより、利根川と渡良瀬川合流部の河床上昇に伴う、渡良瀬川そして思川への逆流現象が生まれ、思川下流部の下都賀郡南部の村々では水害が生じた。

明治以降の記録であるが、「水害と囲堤集落<sup>12)</sup>」(熊倉一見著)によれば、思川・巴波川・与良川の破堤氾濫は、明治元年(1868)から36年までの36年間に13回、およそ3年に一度の割合であり、その中には利根川の逆流による洪水も含まれていた。しかし、江戸期には、水運の関係もあって、この地域での思川の瀬替えや放水路の要求は見られなかった。

明治6年、友沼村から出されたのが「新川開削の請願」である。友沼村高座口から野渡村まで幅100m、長さ3,000間を掘り割るという大事業であり、これはその後の高水計画(洪水対策計画)に先行するものであった。明治18年、「下野治水会<sup>13)</sup>」が設立され、初代会長に網戸村の須田治右衛門がつくと、積極的に思川の改修要望がなされ、明治21年10月、栃木県は、技手田辺初太郎を派遣して、下都賀郡穂積村石ノ上から渡良瀬川合流点までの測量をさせ、「下野国南部治水実測図」(思川平面図)を作成させた。その費用は地元の有志から、1,000有余円を募って行なわれたもので、この実測図を基に概算400,000円からなる思川治水改良計画を策定させた。それによると、上流部の霞堤は締切り、大きく屈曲している高座口の上流に位置する狭窄部直上流の野木村乙女から野渡にかけて直線の新川を開削し、築堤によって河道整備を行うもので、この完成により渡良瀬川・思川・巴波川他のこれまでの延長5,148間(9,360m)が1,520間(2,760m)となり、3,628間(6,600m)が不要になると、その促進を求めるのであった。

明治25年、この思川改修計画は栃木県会で議決されたが、内務省により棄却される。しかしながら、明治29年の大洪水を契機に再び議論され、これに伴い利害の対立する上下地域では、30年代以降、様々な形で水防論争が繰返されることになる。

明治31年12月、網戸村をはじめ上流の生井・穂積・間々田・部屋各村有志等から、「新川開削の請願と思川左右岸の堤防の築堤要望」が出された。明治32年3月、改修に先行し、栃木県は放水路予定上流の間中村において、浚渫工事を主体とする瀬違工事を実施した。間中の喰い違いといわれるこの曲流部は直下の高座口と並ぶ洪水発生の大きな原因となっていた。

しかし、浚渫工事だけでは根本的解決にならないため、栃木県では、明治32年12月の第三回通常県会に「乙女放水路開鑿工事ノ諮問<sup>14)</sup>」を提出した。この計画は、間々田村大字乙女から野木村大宇野渡に至る4,300間(7,810m)の放水路の整備を行うもので、狭窄部を解消し、下流への洪水の疎通を下流へスムーズに流すものであった。この計画は同年12月の同県会において可決され、33年3月4日の第四回臨時県会、県参事会を経て、33年度から35年度の三ヵ年継続事業、事業費161,431円にて決定された。これに対し、洪水の多発を警戒した放水路下流筋の下都賀郡友沼村では、明治33年5月、「思川放水路非開鑿派慰労会<sup>15)</sup>」を結成し改修反対運動を展開した。さらに下流茨城県古河町では、34年2月の古河町議会で放水路開鑿抗議の決議を行い、同年3月、茨城県知事宛に「思川放水路開鑿反対請願書」を提出した。これによると水害の原因は、利根川の河床が高いため生じているのであり、利根川からの逆流が止まらない限り放水路の効果がないとし、思川流路を直線化し渡良瀬川の合流点を下流に移すことは、被害地域が増大し、古河町では多大な影響を及ぼすとして、絶対反対を主張した。この下流部の激しい反対にあい、栃木県の思川放水路計画は、内務省からの許可が得られなかった。

それは、これと関連し県会に提出した「下都賀郡谷中村堤防構築方起工ノ義<sup>16</sup>」の挫折を意味していた。 この後、明治35年大洪水の後、栃木県が提示した思川下流部の計画は、谷中村買収による遊水地計画であった。

# (5) 谷中村の村債問題

明治30年(1897)8月、選挙の結果、四代目村長に宮内長太が選ばれ、村債を発行して日本勧業銀行から100,000円の借入れを実行することとなった。同年9月恵下野村民74名より提出された『協議書』(加藤伊一家文書)を見ると、「27、28年堤防工事をしたが、29年9月の洪水で排水器の効を見ないうちに水没し、多額の借金が残された。その解決には、勧業銀行から100,000円を借入れ、それで県に堤防改築を依頼し、その返済計画を村議会で議決」と記し、さらにこれを実行しなければいずれは「全村離散ノ外無之」とあった。

この谷中村の村債問題は、排水事業計画の延長上の問題であり、谷中村民の切なる願いとともに、鉱毒と 並ぶ廃村原因の両翼の一つと位置付けられている。

その経緯を述べると、明治30年10月、谷中村長より、内務・大蔵大臣宛の「谷中村条例認可申請」が下都賀郡長に提出されたことに始まる。日本勧業銀行から、100,000円を借入れ、この借入金をもって、排水器の負債金35,000円を償却し、残りの65,000円を堤防添築及び用排水路改修費とし、30年11月に着工して、翌5月を目指すというものであり、これにより水害を免れ1カ年の収穫は250,000円余を期待し、その償還方法は、1ヶ年据置き、32年度から61年度までの30年賦で毎年8,882円を返済するものであった。この排水器設置費の償却金35,000円は、本来、これは648人の土地所有者が起業者となり安生順四郎から借りて進められた排水器設置事業の負債であった。

村債条例、即ち「谷中村村債務条例並びに村債年賦課均等等分償額表、記載理由書」は、明治30年12月、栃木県に提出され、明治31年1月20日付けで内務省に受理された。日本勧業銀行からの借入額、その使用方法は同じだが、返済のための特別税は、明治23年6月に策定された村税特別条例を改正し、また「谷中村々税特別税条例」は、31年1月29日付けで改正され、栃木県の同意を得て、内務・大蔵両大臣に稟請され、内務省に同年3月10日付けで受理された。

そして「谷中村債条例」と「特別税反別割条例改正」が、内務・大蔵両大臣より許可されるのは、7か月後の明治31年11月17日のことであった。しかし、日本勧業銀行は50,000円しか応じようとしなかった。谷中村の財政が厳しいことを見てとっていたのであろうか。それは、谷中村との契約内容に反映していた。

「資料一」は、明治32年5月23日、谷中村と日本勧業銀行との間で締結された、「50,000円の金借用証」である。 署名は、村長宮内長太ではなく、谷中村助役大野東一と日本勧業銀行副頭取藤島正健が署名捺印をしていた。 大野東一(後に8代目村長となる)は初代村長大野孫右衛門の息子、また6月には5代目村長に加藤伊右衛門(32年6月~12月)がなった。

金借用書は11条で成り立っている。第1条が使用の目的と着手時期、第3条が借用期限、第5条が利息、第7条が償還額、第8条が遅延利息及び延滞金、第10条が期限前の支払い、第11条が、返済が遅れた場合の処分と、こと細やかに成文化され、谷中村にとって非常に厳しい契約内容であった。例えば、金利は年9分、償還金額は年間5,092円61銭、これを明治34年から53年までの20年間支払えというものである。しかも、期限前に支払いをする場合は、それまでの手数料の20%を支払えという内容であった。

当時の金利をみると、年9分の金利は一般的なものであった。谷中村から40,000円を預かった安生順四郎は京浜銀行に年9分で預け、また丸山義一は第百二十銀行に年1割1分で預けていた。しかし、堤防工事のために全額を栃木県に寄付するという谷中村に対して、この金利の適用は、極めて厳しいものであった。

このため谷中村では、排水器の償却を後回しにして、明治32年12月、谷中村村長名により栃木県知事宛に「谷中村堤防拡築工事村債寄付嘆願<sup>18</sup>」を提出した。

谷中村の強い要望を受けた栃木県は、谷中村周囲堤の全面的改築案である「下都賀郡谷中村堤防構築方起

エノ義」を、明治33年2月の第四回臨時県会に諮問した。総額138,000円余よりなる3カ年計画で、谷中村からは、申し出た50,000円の寄付と10,000円に相当する工事人夫を負担するもので、6,220間(11,300m)の堤防整備と120間(220m)の粗朶による護岸を行うものだった。

しかしこの計画は、同臨時県会で審議された思川放水路計画と関連する下流部の地域対立の問題があり、 谷中村が望む堤防拡張計画は採択されなかった。

その代わり、明治 32 年 2 月の臨時県会で、この寄付金 50,000 円と 3,312 円余に相当する寄付人夫 13,330 人、これに県費 14,710 円余を合わせた約 68,000 円を以って、渡良瀬川沿岸と赤麻沼の築堤工事が採択されたのである。

しかし、栃木県が提示した築堤工事は谷中村の要望したものとは違うことから、谷中村では問題があると して保留したのであろう。栃木県による谷中村築堤工事は行われなかった。

それでは、日本勧業銀行からの借入金の対応についてみてみよう。

日本勧業銀行からの借入金は、明治 32 年 11 月 12 日、借入金全額 50,000 円を安生順四郎に預けたが、その 2 年後の 34 年 12 月 23 日に 10,000 円を減額し 40,000 円とし、その 10,000 円は、丸山義一に預けた。

谷中村は、借入金を預けるに当たり、両者に預け先に定期預金証書、預け金額相当の抵当物件又は担保物件の提出を求めた。安生順四郎はその全額を京浜銀行に預け、その利率は年9分、担保物件は山林反別3,700町歩余、丸山義一は第百二十銀行に預け、利率は年1割1分、担保物件は谷中村大字内野の所有地約70町歩であった。

そして谷中村村会が、日本勧業銀行との契約を承認したのは、その1年5か月後の33年10月1日の谷中村の臨時村会においてであった。6代目村長茂呂近助(任期33年1月~35年12月)は、「日本勧業銀行ヨリ借入金5万円受入ノ件」、「村債金5万円利子整理ノ為預入ノ件」、そして「堤防拡築請願費借入諮問ノ件」の3件の議案を提出した。 $1\cdot2$ 件目は村債関連の議案であり、「堤防拡築請願費借入諮問ノ件」は、栃木県に堤防拡築請願をする場合には $4\sim500$ 円の費用が係るとして、新たに村債を設け、その費用を捻出するという内容である。ここでの村債は、村民からの借入金である。極端な言い方をすれば、県工事に寄付金を組み入れるための工作費用を、村民から借りるというものであり、まさに谷中村の苦悩が見て取れる。

これを受けて、明治34年1月26日、6代目村長茂呂近助は、村議会に「堤防の修築に50,000円の村債金を使用する件」を提出したが、村議員間の対立もあって、すぐに結論を出すことは難しかった。

# 「資料一」 明治三十二年五月 金円借用証

金円借用証

- 一 金五萬円也 右之金円左ノ約束ヲ以テ正ニ借用致候
- 第一条 債務者ハ川除堤防樋内新設及悪水路改良ニ使用スル為メ借入ヲ為シタルモノニシテ其目的以外ニ ハ之ヲ使用セザルハ勿論借入ノ日ヨリ六カ月以内ニ該事業ニ着手シ其成功ヲ期スベシ
- 第二条 債権者ハ金五萬円ヲ明治参拾弐年五月弐拾参日ョリ明治五十三年十弐月参拾壱日迄貸渡スベキ契 約ニテ其内金弐萬五千円ハ貸渡シ債務者指定スル日ニ之ヲ授受スベシ第六回債権募集済金弐万五千円 第三条 借用期限ハ明治参拾弐年五月弐拾参日ョリ仝五十参年十弐月三十一日迄トス
- 第四条 前条期限中明治参拾弐年五月弐拾弐日ヨリ仝参拾参年十弐月参拾壱日迄ヲ据置キ期限トシ仝参拾 四年壱月壱日ヨリ仝五十参年十弐月参拾壱日迄ヲ年賦償還年限トス
- 第五条 前条措置年限中ノ利息ハ壱ケ年九分ノ割合トシ年賦償還年限中ノ利息ハ壱ケ年八分ノ割合トス

- 第六条 債務者ハ据置キ年限中ノ利息ヲ毎年六月及び十弐月ノ二回ニ分ケ各其月ノ十五日迄ノ其半期ニ対 スル金額ヲ日本勧業銀行本店ニ払込ムベシ
- 第七条 債務者ハ年賦償還年限中元利金ニ対シ毎年ノ賦金五千九十弐円六十壱銭ヲニ分シ即チ金弐 千五百四十六円参十銭ヲ六月十五日迄ニ金弐千五百四十六円参十壱銭ヲ十二月十五日迄ニ日本勧業 銀行本店ニ払込ムベシ
- 第八条 債務者ハ借用金又ハ利息ノ払込ニ付約定期間若クハ債権者ノ指定スル期日ヲ怠リタル時ハ其払込期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日迄其払込金額ニ対スル年百分ノ七ニ当ル遅延利息及ヒ之ト同額ノ違約金ノ支払ウベシ
- 第九条 債務者ハ債権者ニ於テ借用金ノ使用セル事業ノ実況ヲ調査セントシ若シクハ報告ヲ求ム議ハ何時 ニテモ之ヲ承諾スベシ
- 第十条 債務者ハ借用金ノ一部クハ全部ヲ期限前ニ償還スベキ議ハ払戻高ノ百分ノニ以内ニ於テ貴行ノ指 定スル所ノ手数料ヲ支払ウベシ
- 第十一条 債務者ハ法令又ハ貴行定款ニョリ若クハ本契約ニ違反シタルガ為メ借用金ノ一部若クハ全部又 ハ利息若クハ違約金ノ償還又ハ支払ノ要求ヲ受ケ日本勧業銀行法第二十八条ノ処分ヲ受ケルモ異 議を申立ザルベシ
- 右之通リ相違無之候為後日証書仍如件

明治参拾弐年五月弐拾参日 栃木県下都賀郡谷中村 助役 大野東一 印

株式会社日本勧業銀行 副総裁 藤島正健 殿

(※出典 平成16年度栃木県出納局管理課移管文書)

#### 参考文献

1)「藤岡町史資料編谷中村」論書堤 pp. 48 ~ 53

元禄9年10月 川上拾三か村と堤出入御証文写並願書

元禄12年3月 部屋村外二か村ノ訴えに対する幕府の裁定

宝永4年7月 部屋・白鳥・三蔵新田三か村との提出入りおよび取り交わし証文

享保14年3月谷中八か村の願書

- 2)「藤岡町史資料編谷中村」宝暦年間より歴代変換控(水害の控) p. 61
  - 「加藤伊一家文書」明治期(江戸期破堤年数32回、明治元年~39年の破堤年数14回)
- 3)「藤岡町史資料編谷中村」古河領、谷中八か村と唯木村との比較より p. 19

「藤岡町史通史編後篇」明治7年地租改正時

「藤岡町史資料編谷中村」明治23年度

谷中村臨時議決には「下って明治 5 年ニ至リ 320 戸少数戸トナレリ」(p. 97)、明治 12 年に 390 戸 (p. 87) とある。

- 4)「思川記」寛保3年5月 藤堂元甫著作集所収 平成4年3月 和歌山県上野市
- 5)「藤岡町史資料編谷中村」谷中村臨時会議決「堤防築増及原野開墾願之義」p. 97
- 6)「渡良瀬遊水地成立史史料編」耕地排水調査報告 p. 240
- 7)「藤岡町史資料編谷中村」明治25年 谷中村排水事業発起人補助員との契約内容 p.215
- 8)「藤岡町史資料編谷中村」明治31年4月谷中村排水器設定契約証書謄本 p.223 人数の648人は、谷中村堤内地(谷中村・野木村)の土地所有者の人数に共有地を含めたものである。
- 9)「渡良瀬遊水地成立史史料編」新聞記事「谷中村の排水器」p. 897
- 10)「藤岡町史資料編谷中村」近代産業としての赤煉瓦製造 p. 117 「河道変遷と地域社会」第5巻東洋大学地域活性化研究所 2009 年 (熊倉一見著) 第5章「明治期、利根川中下流における農業葉意水 事業と歴史の技術」
- 11)「藤岡町史資料編谷中村」明治 27 年 10 月 谷中村堤防拡築嘆願書 p. 218
- 12)「水害と囲堤集落」立正大学地域研究センター年報 第21号 熊倉一見著
- 13)「藤岡町史資料編谷中村」明治 18 年 下野南部治水会日誌 p. 199
- 14)「渡良瀬遊水地成立史史料編」明治33年 乙女放水路開削工事の諮問書 p.119
- 15)「渡良瀬遊水地成立史史料編」新聞記事 (明治 33 年 3 月) 思川放水路開削 p. 906
- 16)「栃木県議会史第2巻」明治33年2月 下都賀郡谷中村堤防構築方起エノ義 p. 446 17)「渡良瀬遊水地成立史史料編」から村債関係の史料を一覧にした。

明治30年10月 谷中村々債条例認可稟請 p.262

明治30年12月 谷中村々債条例並びに起債理由書 p.265

明治30年12月 谷中村村債条例並びに村債年賦均等分償額表 p.269

明治31年 1月 谷中村村税特別条例改正に関する稟請書 p. 272

明治31年4月 谷中村村債条例並びに特別税条例に付き副申書案 p. 281

明治31年 4月 谷中村村債条例並びに起債議決理由書他 p.281

明治 31 年 4月 谷中村特別税改正条例並びに村会議決理由書 p. 288 18)「藤岡町史資料編谷中村」明治 32 年 12 月 谷中村堤防拡築工事村債寄付嘆願書 p. 238

# 第3章 足尾鉱毒事件と第二次鉱毒調査会

古河による銅山経営の近代化が成功し、産銅量が激増した足尾銅山は、反面深刻な鉱毒被害を引き起こした。明治23年8月の渡良瀬川の洪水を皮切りに、29年、31年、35年と大洪水が発生し、足尾鉱毒問題は足尾鉱毒事件へと深化していく。明治政府は、明治30年3月に第一次鉱毒調査委員会、35年3月に第二次鉱毒調査委員会を設置し、足尾鉱毒に取り組んだ。第一次鉱毒調査委員会では足尾銅山の鉱業停止が議論となり、第二次鉱毒調査会では治水問題が議論された。

本章は、第二次鉱毒調査会で議論された治水問題に焦点を当てて整理したものである。

#### (1) 渡良瀬川の洪水と足尾鉱毒問題

足尾銅山は、明治9年(1876) 12月に古河市兵衛が鉱業権を手に入れ、4年後の明治14年の鷹巣直利(直利とは採掘価値のある品位をもつ鉱石や脈幅をもった鉱床のこと、富鉱脈)が発見され、それ以降も新たな鉱脈が発見され、産銅量が急速に増大した。それとともに、製煉所から出るガスによる煙害、山火事、そして銅山用杭木・精錬用薪炭材を得るための付近山林の伐採は、足尾地内の山地をはげ山にし、渡良瀬川中下流部に洪水を頻発させた。銅山の採鉱・精錬の過程に出る廃棄物に含まれた鉱毒(硫酸銅)を含んだ土砂が渡良瀬川を流れ、下流の農地に入り農作物への影響が生じ始めた。

明治23年8月の洪水を契機に鉱毒問題が世間の注目を浴びた。洪水を契機に鉱毒反対の運動が始まり、政府への上申・請願の形で繰り広げられたが、ここでの対応は、古河市兵衛と被害民(自治体)との示談であった。明治29年7、9月に洪水があり、大被害が発生、反対運動は一層大きな盛り上がりを見せた。被害を訴える住民は、同30年3月、二度にわたって、「押し出し」と呼ばれる住民多数の上京請願運動を行い、鉱毒反対運動は新聞紙上に取り上げられた。このため、政府は同年3月、「足尾銅山鉱毒事件調査会(第一次鉱毒調査会)」を設置し鉱毒問題解決への対応を図ることにした。ここでの最大の課題は、鉱業を停止させるか否かであった。委員会ではこの問題をめぐり激しい議論の応酬があったが、足尾銅山に37項目にのぼる予防工事命令(第3回)を出すことに決定した。

予防工事は即実行され、新設された沈殿池、濾過池は廃水中に含まれる銅成分の除去に一定の効果を発揮したが、明治31年9月の洪水によって沈殿池などの予防施設の一部が破壊され、この事は被害住民による鉱業停止運動をより活発化させ、明治33年2月、東京押し出し途上の川俣事件の発生、明治34年12月、田中正造の「天皇直訴」へとつながっていった。

明治23年8月の洪水によって鉱毒問題が潜在化すると、渡良瀬川中流部の栃木県側、霞堤部の築堤嘆願が一気に噴き出し、栃木県側からは内務大臣宛に、「秋山・渡良瀬川逆水防禦堤塘新設願」(23年10月)、「(才川合流部)新堤築造之義」(25年1月)、「渡良瀬川下流測量願」(28年12月)などを提出している<sup>1)</sup>。

一方、群馬県側からは、これに反対する陳情を内務大臣宛に提出、さらに明治 31 年から 35 年にかけては、 堤防の増改築を要望する治水要求が 6 回も提出されている。渡良瀬川中流部では、鉱毒問題では渡良瀬川を 挟んだ両県の足並みは、田中正造と共にあったが、治水問題では左右岸対立が深刻であり、この調整を河川 管理者は求められていた<sup>2)</sup>。

## (2) 谷中村の鉱毒被害

足尾銅山の鉱毒被害は、足尾では比較的早い時期に煙害被害が確認されていたが、渡良瀬川流域では明治 10年代後半からその兆候が見られ、明治23年8月の大洪水を契機に顕在化した。

23年の大洪水においては、渡良瀬川は、上流部の栃木県足利郡、梁田郡の村々が破堤氾濫し、下流部では 群馬県邑楽郡海老瀬村仲谷田、西谷田村除川地先が破堤氾濫した。埼玉県利島村、川辺村栄地区では利根川 の堤防が破堤し、谷中村では巴波川の堤防が破堤した。また、この大洪水は、足尾銅山の周囲に溜まってい た銅分を含んだ土砂・汚泥を一気に下流へ押し流し、このためこの洪水がもたらした被害は、水害だけでは なく鉱毒被害と捉えられ、鉱毒問題を社会問題として顕在化させるきっかけとなった。

鉱毒問題への具体的な対処の現れは、住民や行政による鉱毒問題解明のための水質試験や土壌分析等の研 究機関への依頼と、栃木県知事や群馬県知事の仲裁(示談)という形で現れた。

丹羽敬三、坂野初次郎、古在由直・長岡宗好の試験調査により、鉱毒原因はほぼ明らかになった。渡良瀬 川の中下流域の田畑被害は足尾銅山から排出される銅が原因であり、銅が水に混じり、あるいは洪水によっ て押し流された土砂等に含まれ、それが田畑に沈殿することにより作物に害を与えるという現象に帰するも のであった。また、明治25年2月に公表された「古在由直・長岡宗好報告書」によれば、被害状況は高地よ り低地が多く、水田では潅漑用水流入口が大で、用水路から直接、水田へ流入するところが大きいと指摘し た3)。

鉱毒問題の対応で、自治体の中で最も早く交渉を開始したのは谷中・三鴨両村である。明治23年10月、 谷中村は三鴨村とともに、古河市兵衛に製煉所の位置移転と損害賠償を求める二点の要求を村会で決議し、 谷中村下宮の古沢繁治と弁護士石田佐一に委任し、その後に藤岡町と海老瀬村が同調し委任した。そして古 河の記録では、24 年 3 月、谷中村村会議員古澤繁治と同村長大野孫右衛門が瀬戸物町の事務所を訪れたのが、



図 3-1 渡良瀬川沿岸村鉱毒永久示談区域図

被害民と古河との最初の接触であり、これを契機として多方面から交渉が行われた。

これら町村議会の動向に対し、栃木県会は明治25年2月の県会の決議に基づき、栃木県知事を委員長に、県会議員多数を委員とする仲裁会が組織され、被害住民と古河市兵衛との間の示談交渉の仲裁に着手した。ほぼ同じころ群馬県側でも同じように示談をはじめ、25年3月には、早くも群馬県の待矢場両堰水利土功会(管理者新田村長)と古河市兵衛の示談交渉が行われ、以後、26年11月までに被害町村全部との間に第一回示談契約が成立した。市町村別の鉱毒示談金をみると最も多いのが、安蘇郡(植野村、大伏村、界村)の25,368円余、次いで久野村(築田郡)の7,519円余、邑楽郡(4村)の15,600円の順であり、この段階では渡良瀬川中流部の鉱毒被害が大きかった4)。

この洪水により谷中村では、大字恵下野地先の巴波川堤が破堤し、谷中村のほぼ全域にわたる水田 107 町、畑地 360 町、宅地 33 町が水浸しになった。谷中村の示談契約が結ばれるのは、明治 25 年 8 月 23 日ことであった。示談金は、5,500 円であり、この中には、谷中村が要望した水防費 2,000 円が含まれていた。このこともあってか、谷中村と古河市兵衛との交流が始まった。

次に、「古在由直・上野英三郎報告書5)」を見てみよう。

この報告書は、明治 35 年 12 月、第二次鉱毒調査会の一木喜徳郎委員長に提出されたものである。内容は 大きく二つに分けることができ、一つは、土壌銅分による町村ごとの鉱毒被害面積、もう一つが免訴地被害 の原因と被害程度である。因みに該当町村は、栃木県が 28 町村、群馬県が 39 町村の合計 67 町村であった。

表 2-1 は、土壌銅分による鉱毒被害面積集計表である。古在・上野は、約23,000 町歩の被害地全域にわたり、2,200 余箇所から土壌を採取し、1,000 有余の資料を調査し分析試験を行い含有銅分の多寡を求めた。それを土壌成分の多寡により五類、二種(甲乙)に町村ごとに分類しているが、それを郡別に整理したのが本表である。

被害程度は第一類が最も大きく、第二類、第三類の順に従って小さくなり、五類甲までが鉱毒地、五類乙は、「銅分 0.014 以下 銅分のため毒あるを認めず」とあり、水害地である。その面積は全体の約 32%を占め、下都賀郡は全体の 12%、邑楽郡は 11%を占めた。

表 2-2 は、鉱毒被害による郡別免租反別集計表である。免租地とは、明治 29 年の大洪水の後、被害程度の総合判断により一定年限にわたり地租を免除された土地である。免租反別集計表では、五類乙の地域も含め、免租年を定めていた。一般的に土壌銅分と免租年限の関係はおよそ比例関係にあったが、五類乙の面積の大きい村々は洪水の被害状況が免租年限に関係していた。

それは、下都賀郡部屋村・生井村・赤麻村・谷中村、邑楽郡大箇野村・伊奈良村・郷谷村、北埼玉郡利島

表 2-1 土壌成分による郡別被害面積

単位:町

土壤銅分	特 類	一類	二類	三類	四類甲	四類乙	五類甲	計	五類乙
栃木県足利郡	83	32	203	294	382	1, 747	1, 136	3, 877	395
安蘇郡	_	214	31	70	82	433	220	1,050	229
下都賀郡	_	148	_	25	88	864	678	1,803	2, 966
谷中村	_	128	_		_	556	28	712	343
部屋村	_	_	_		_	_	_	_	1,080
栃木県 計	83	394	234	389	552	3, 044	2,034	6, 730	3, 590
群馬県山田郡	26	69	18	271	258	861	421	1924	67
新田郡	_	9	3	2	88	506	1, 392	2,000	300
邑楽郡	65	87	240	301	298	1, 102	2, 106	4, 199	2,671
群馬県 計	91	165	261	574	644	2, 469	3, 919	8, 123	3, 038
埼玉県北埼玉郡	80	55	_	_	59	166	398	758	739
茨城県猿島郡	3	1	_	20	_	26	162	212	143
総計	257	615	495	983	1, 255	5, 705	6, 513	15, 823	7, 510

村であり、谷中村を除けば、いずれも渡良瀬川の洪水地域ではなかった。その代表例が部屋村である。部屋村は思川そして巴波川の影響を受ける地域であり、その被害面積総てが鉱毒とは関係のない水害地「5類乙」に分類されたが、免訴面積は被害町村のなかで1番目であり、被害度は4.38と高かった。この、ほぼ全部が水害地「5類乙」の村としては、群馬県邑楽郡馬島村・佐貫村、栃木県小野寺村・赤麻村の4村を数える。

それでは、谷中村について見てみよう。表 2-3 は、谷中村被害荒地免租年限反別表であり、表 2-4 は、谷中村荒地免訴年限面積表である。

谷中村は、渡良瀬川、思川そして巴波川の洪水の影響を受ける地域であり、谷中村全域の1,055 町歩が被害地である。その被害程度は、土壌銅分1類以上の鉱毒地が127町歩、水害地・鉱毒地が584町歩、水害地が343町歩であり、その免訴年数のほぼ全地域に近い1,024町歩が免訴年数6年以上である。その被害面積は、被害町村の中で2番目、栃木県の1割を占め、そして免訴年数6年以上の面積は1番目、被害全域の1割近くを占めている。また耕地などの内訳は、原野が427町歩(40%)、畑が370町歩(35%)、田地が176町歩(17%)の順であり、原野や池沼の割合が4割を占め、田地は2割にも満たなかった。

このように、谷中村の被害面積は大きいものであったが、それではなぜ谷中村やその村民は排水器設置や 村債による谷中堤の整備に努力していたのであろうか。

表 2-2 鉱毒被害による郡別免租反別集計表 (明治 32 年)

単位:町

土壤銅分	15 年	10年	8年	6年	4年	2年	計	被害度
栃木県足利郡	83	494	348	702	1, 545	1, 100	4, 272	5.05
安蘇郡		283	435	234	170	158	1, 280	6.81
下都賀郡		265	817	1, 200	1, 491	995	4, 768	5. 1
谷中村		128	634	265	16	13	1,056	7.61
部屋村				444	395	241	1,080	4. 38
栃木県 計	83	1,042	1,600	2, 136	3, 206	2, 253	10, 320	5. 29
群馬県山田郡	26	31	198	160	1, 407	170	1, 992	4.63
新田郡		3	59	145	775	1, 318	2, 300	3.09
邑楽郡	65	523	396	945	3, 193	1, 749	6, 871	4. 56
群馬県 計	91	557	653	1, 250	5, 375	3, 237	11, 163	4. 27
埼玉県北埼玉郡	80	63	111	111	1037	94	1, 496	5. 16
茨城県猿島郡	3	4	24	26	16	282	355	3
総計	257	1,666	2, 388	3, 523	9,634	5, 866	23, 334	4. 76

表 2-3 被害地谷中村荒地免訴年限反別表

単位:面積(町. 反畝歩)

	10年	8年	6年	4年	2年	計	%
田	0.45	145. 52	32. 18	0.04		178. 19	16. 9
畑	82. 55	207. 17	77. 7	2. 39		369. 81	35. 0
宅地		0.03	5. 15	13. 74	12. 53	31. 45	3
池沼	3. 82	30. 63	3. 16			37. 61	3. 6
山林	4. 75	3. 89	2. 18			10.82	1
原野	35. 94	246. 56	144. 54	0.13		427. 17	40. 5
計	127. 51	633.8	264. 91	16. 3	12. 53	1055. 05	100
%	12. 1	60. 1	25. 1	1.5	1.2	100	

表 2-4 谷中村荒地免訴年限面積表

単位:町・反歩

免 訴 年	10年	8年	6年	4年	2年	計	県 計		
鉱毒地	127. 5	_		16. 3	12. 5	156. 3	4161		
鉱毒・水害地		441. 1	114. 7	_		555. 8	2559		
水害地	_	192. 7	150. 2	_	_	342. 9	3589		
合 計	127. 5	633. 8	264. 9	16. 3	12. 5	1055	10319		

表 2-1 ~ 4 出典「渡良瀬遊水地成立史通史編」(pp. 239 ~ 40) (古在由直・上野英三郎報告書」より作成

それを「田中正造翁余禄上」(島田宗三著)は、「谷中村は、明治時代を通じて平均三年間に一回堤防の破壊をみたが、それは思川巴波川の河水と利根川の逆流水によるものが、渡良瀬川の鉱毒の水よりも、はるかに多かったので、たとえ水害を受けても、鉱毒の被害は少なかった」と、堤内地の鉱毒被害は少なかったと主張している。堤外地を除く谷中村の被害は、比較的鉱毒分の少ない銅分「4類乙」以下の鉱毒・水害地と水害地「5類乙」であったからである。

谷中村では、このこともあり、原野を開墾し豊村を目指したのであろう。谷中村では、明治23年より排水 器設置そして村債による谷中囲堤の整備など、様々な努力を重ねてきた。ところが明治35年9月の洪水が、 現在の渡良瀬川に近いルートをたどったことから、それが検証され、谷中村の遊水地化を決定させたもので、 まさに谷中村の運命を決定づけた洪水といえる。

#### (3) 第二次鉱毒調査会と治水問題

明治35年(1902)1月、政府は、「第二次鉱毒調査会(正式には鉱毒調査会)」を設置した。第二次鉱毒調査会の調査の最中、明治35年8月、渡良瀬川が氾濫し、谷中村赤麻沼境の堤防が決壊した。翌9月、足尾台風と呼ばれる暴風雨が直撃した。この洪水により三鴨村高取(現栃木市藤岡町)の渡良瀬川堤防が決壊し、上流側から赤麻沼に流れ込んだ水が、赤麻沼境の谷中村堤防の被害を拡大させ、150間の堤防が流失した。後にこの経路が検証され、現在の渡良瀬川改修を進めることになる。

第二次鉱毒調査会で、渡良瀬川改修の議論がされるのは、明治35年11月25日の第八回鉱毒調査会会合からである。ここで土木担当の日下部弁二郎委員から治水経営についての基本的な考え方が示された<sup>6)</sup>。

渡良瀬川、利根川の流量を観察した結果、二つの方法を算出した。第一案は、渡良瀬川の氾濫箇所に築堤するとともに新河道を開削して、渡良瀬川の洪水を速やかに利根川に流出させる方法である。第二案は渡良瀬川沿岸に水溜をつくり、ここで貯水した後、利根川に流出させる方法であり、ここで初めて水溜(遊水池)を提示した。このうち、第一案では、明治33年から進めてきた利根川全体の改修計画を変更する大事業となる。そのため第二案を実行するしかないと述べ、現在事業実施中の利根川改修工事との関連で遊水池案を優先するのであった。

具体的な施設計画案は、35 年 11 月 27 日の第 9 回会合からである。ここで中山秀三郎委員から次のような報告があった。遊水池について、水深約 1 丈 (約 3m)、面積 3,000 町歩を見込んでおり、15 年間ほど働きを保持する見込みである、と述べている。

そして、明治 35 年 12 月 19 日に行われた第十回会合で、中山委員からより具体的な施設計画が報告された。報告を整理すると、35 年 8 月出水について利根川との関係を調査し、遊水池とし 35 年 9 月出水による三鴨村の決潰箇所から赤麻沼へ流入させ、ここから谷中村に導入させる計画としたのである。

ここでポイントとなるのが、遊水池への導水は洪水のみを対象としていることである。このため流入口には長さ500間(約907m)の洗堰を設置し、洗堰を超えた水は新水路を通じて赤麻沼へ流入させる。新水路の長さは22町(約2,400m)、うち台地の開削で掘込河道となる切取の部分500間余、築堤は1,200間(2,182m)余である。渡良瀬川の洗堰下流に20間の樋門を設置する。

谷中村に流入させる為に長さ 150 間の洗堰が、排水させるためには渡良瀬川・思川合流点(三国橋付近)の近くに 70 間の樋門を建設する。また遊水池から上流の渡良瀬川では改修工事は行うが、頻繁に氾濫するところは、現状のままにし、小遊水池とする。

費用は、遊水池関係で1,600,000円、上流改修で1,400,000円、計3,000,000円とし、これ以外に土地買収費として3,600,000円が必要となる。その対象面積は遊水池で3,000町歩、それ以外を2,800町歩、計6,000

町歩とすれば、土地買収費として 3,600,000 円必要である、と述べていた。

一方、栃木県では、谷中村買収案が検討された。谷中村買収を含んだ災害査定が行われ、明治 35 年 11 月 26 日からの第 6 回通常県会に溝部惟幾知事に谷中村買収案の提出を図ったが、結局提出には至らなかった。しかしこの買収案は、溝部知事が失職した後栃木県知事になった菅井誠美によって受け継がれ、明治 36 年 1 月の第 5 回臨時県会に、35 年の水害復旧費その他を合わせた「35 年度歳入歳出追加予算」を提出、「臨時土木費治水堤防費修築費思川流域ノ部」に谷中村買収費 376,600 円余を計上した。これに対して、栃木県会では、現在政府の第二次鉱毒調査会の成果が近々出るということなので、その結果を待って処置するのが適当であるとの意見が出され、これを受けて被災堤防の復旧に止め、谷中村買収費の相当額 384,140 円を削除した。ところが、菅井知事は、堤防復旧にとどめるときは、治水及び県経済に不利益をもたらすとして再決議に付したが、県会は前の決議を改めないことを議決してこれを再び否決したのである。

#### (4) 第二次鉱毒調査会の調査報告

明治36年6月3日、第二次鉱毒調査会の「足尾銅山二関スル調査報告書<sup>7)</sup>」が帝国議会に提出された。この報告書は報告書本文と、その概要にあたる「要領」、「参考書」からなる。なお、報告書の全文は、東京日日新聞の6月7、8、10日に掲載されている。

先ず概要の中に、渡良瀬川の洪水について、次のように述べている。

「足尾銅山ニ関スル調査報告書」要領で、次のように治水問題の対応を述べている。

「渡良瀬川沿岸ニ於テハ治水ノ業ヲ起スヲ要ス。而シテ該川ハ利根川トノ関係上堤防ノ修築ノミニ依リ氾濫 ヲ防止スルコトヲハ蓋シ不能ノコトタルヘキヲ以テ、流域中適当ノ地ニー時増水ヲ蓄積シ徐ニ之ヲ流下スル ノ作用ヲ為サシムルノ目的ヲ以テ遊水池ヲ造り」

本文は、「足尾銅山二関スル調査報告書」の第四章第三節の治水事業である。その中で、利根・渡良瀬両河川合流付近の水面勾配と、それに渡良瀬川に流入する思川を含めての渡良瀬・利根の水量を算出し、治水事業の抜本対策を「渡良瀬川流量ノ一部ヲ一時遊水セシメ、本川ノ減水スルヲ俟チテ徐ロニ之ヲ排出シ去ル策」を講じるとしたのである。ここではじめて「遊水池」の必要性を明示した。その具体的面積やその深さ・容積については「仮二遊水池ノ深ヲ平均十尺トスルトキハ之ニ要スル全面積ハ二千八百町歩乃至三千町歩トス」と計算した。この遊水池築造とあわせて河幅整理、河身屈曲の修正、護岸工事、更に築堤工事が必要とし、詳細な設計及び工費については今後、精密な調査が必要である、と述べた。

また、上流の河川の現状、いわゆる鉱毒激甚地である堤外地及び無堤地においては、出水の度に氾濫している。つまり「天然の遊水池」の役割を果たしているので、ここを築堤等で氾濫防止をしたら、その後どこで破堤するのか予測できなくなり、その際は「深大なる惨害」をもたらすため、この地域を遊水池として残す必要がある、と述べたのである。

報告書には具体的地名はないが、遊水地は谷中村としている。遊水地に洪水のみを対象とする中山委員の 提案がこの段階では採用されていた。

明治36年9月、前年9月の台風で足尾山地に大規模な山地崩壊が生じたため、その大量の土砂が洪水とと もに流下し鉱毒被害地に堆積し銅分を被ったため、渡良瀬川流域など下流数か村を除き豊作となった。それ は同年9月に鉱毒被害地を視察した古在由直は鉱毒委員会で、次のように報告していた。

「谷中、川辺、渡島(利島)、新郷、或いは赤間、藤岡ノ如キ下羽田、奥戸、川崎ノ一部ノ如キハ報告書ニ符合セス。実ニ意外ノ豊作ヲ見ル.今之ノ原因ヲ攻究スルニ、全ク気候ノ良好ナリシト、昨年9月28日ノ大風雨ニ於テ深ク泥土ヲ流置シタルモノ、之レカ肥沃ノ素トナリ滋ニイタリシモノト思考ス」

それを36年9月28日の『東京朝日新聞』は、「鉱毒地豊作の原因」と題して次にように報じた。

「古在博士等の調査によれば(略)天候の適順なる時には鉱毒の惨害をも除去し得る事を証明したり、殊に本年は渡良瀬川沿岸の草木に至る迄、其発育殆んど見違ふる許りの有様にて毎年被害激甚地に発生する鉱毒草と称する一種の植物の如きは其跡を絶つに至れり、故に今後、鉱毒除去の策としては渡良瀬川を修築し、其沿岸の土地をして洪水の際毒水侵入の害を受けざらしむれば之れを除去し得べき事確かなりと云へり」と報じ、田畑の作柄の良否は天候次第と論じ、渡良瀬川改修の促進を促したのである。この報告は、積年の鉱毒被害で住民の困窮化が進んだ渡良瀬川中流の農民たちを、足尾銅山鉱業廃止運動から遠ざけ、渡良瀬川改修に向けた方向に転換させたのである。それは、田中正造指導の鉱業廃止運動との決別を意味していた。

また、当時の一般世論は、鉱毒事件よりも風雲急をつげる日露戦争に向けて高揚していた。そして、明治 37年2月6日に日露国交断絶、同10日宣戦布告により日露戦争が勃発し、38年9月5日に講和条約が結ば れるまで、県民のみならず国民の目は戦局に向けられ、これが鉱毒事件の鎮静化に拍車をかけ、新聞紙上からは鉱毒事件を報じる記事が消え、『毎日新聞』のみが、細々であるが鉱毒事件を掲載している程度であった。 具体的にいえば、日露戦争の準備に力を注ぐ政府にとって、戦略物資としての銅は重要な政策の一つであり、

とりわけ足尾銅山はその戦略の中心となるべき銅山であり、被害民側が要求する「鉱業停止」はもはや問題にならなかった。

#### 参考文献

- 1)「佐野市史 資料編3 近代」秋山・渡良瀬川逆水防禦堤塘新設願外「渡良瀬遊水地成立史 通史編」 明治20年代渡良瀬中流域の治水要求 p. 264によれば、23~30年の間に栃木県5件、群馬県5件、計10件の治水要求があり、29年 以降の群馬県の要求3件は、渡良瀬川新川、赤麻沼に流す要求である。
- 2)「渡良瀬遊水地成立史 通史編」明治30年代渡良瀬中流域の治水要求 p. 295 明治20年から43年迄に出された治水要求の文書は、50件であり、31年から35年の文書は栃木県11件、群馬県6件の計17件である(渡辺千恵「足尾鉱毒に対する渡良瀬川沿岸要求内容の実証的分析」板倉町境域委員会『波動』9号2005年板倉町教育委員会)。
- 3)「渡良瀬遊水地成立史 通史編」P224~230 鉱毒原因の試験については、次の通りである。
   ①丹波敬三(医科大学教授)「足尾銅山購読被害地土砂分析成績」群馬県新田山田邑楽三郡水利土功会の依頼によるもの土壌の分析。
   ②坂野初次郎(農商務省技手見習)「農務局中間報告」栃木群馬両県知事から依頼された農作地被害の原因究明とその対策に関する報告。
   ③古在由直・長岡宗好(共に農科大学助教授)両氏による「栃木群馬渡良瀬川沿岸被害地取調調査報告書」は明治25年2月の官報に掲載。
   史料は栃木県史資料編・近現代編九に採録。
- 4)「渡良瀬遊水地成立史 通史編」pp. 260 ~ 262 田畑被害第1回示談 (明治29年6月30日まで) 16 地域が示談契約を結んだ。田畑被害第2回示談「永久」21 地域が永久契約を結んだ。
- 5)「渡良瀬遊水地成立史 通史編」古在由直・上野英三郎報告書 pp.  $238\sim244$
- 6)「渡良瀬遊水地成立史 史料編」第 2 回鉱毒調査委員会第 8  $\sim$  10 回会合 p. 701  $\sim$  728
- 7)「渡良瀬遊水地成立史 史料編」治水ニ関スル調査報告書 pp. 642 ~ 658

# 第4章 谷中村買収と遊水地化

これまでの谷中村買収・廃村は、足尾鉱毒事件の最終局面として、また晩年の田中正造の思想の到達点として取りあげられ、栃木県の不当な買収行為と強制破壊が全面に出され、田中正造と残留民(16 戸)の思想と行動こそが谷中村の思想とされてきた。そこには、栃木県が谷中村買収に至った背景の調査や、谷中村がどのような村落であり、買収に応じるに至った経緯については殆ど語られていない。

本章では、治水の観点から、谷中村が遊水地化となる経緯、そして谷中村買収について検証した。谷中村 買収に伴う住民の移住については、栃木県による堤内居住者の買収、内務省による渡良瀬川改修事業に伴う 堤外地居住者の買収の2段階によって行なわれており、その過程で北海道移民が行なわれた。

# (1) 明治 35 年 8・9 月の洪水と渡良瀬川下流部の遊水地化問題

治水事業は、第二次鉱毒調査会で主役的存在であり、結果的に鉱毒事件の解決策は渡良瀬川及び支川思川等の改修工事であった。その改修事業に大きな影響を与えたのが、明治35年(1902)8月・9月の洪水である。

利根川と渡良瀬川の改修工事に合わせて、両川の合流点地域に広大な遊水地を設置するという方策が大きく 浮上し、栃木県「谷中村」の遊水地化が明確になったのである。

その要因となっていたのは、明治35年の一連の洪水であった。

明治35年、渡良瀬川下流部は3回の洪水に襲われた。8月9日の洪水では谷中村の堤防が破堤し村内を水没させ、9月8日の洪水では利島・川辺両村の堤防が破堤し両村を水没させた。そこへ9月28日に台風が関東地方に上陸し、渡良瀬川や鬼怒川に洪水を発生させた。日光、足尾地方では烈しい暴風雨となり、栃木県では古今を通じて最も猛烈な台風であったことから、壬寅歳暴風雨とも、足尾台風とも称した。

この3回の洪水状況について、水害地を視察し、「視察記」として詳細な報道をしたのは、『毎日新聞』であった。8月9日の洪水は、日本全土を襲った低気圧によってもたらせたもので、最も被害を受けたのは谷中村であった。8月18日の『毎日新聞』は、この洪水を「鉱毒地水害地視察記」として次のように記した。

「土堤を登るとまるで湖であるから兼て視察した所であるが方角が分らず見当は附かず大に困った。止むを得ず藤岡近くまで土堤を歩いて色々見聞して船を借りて役場を訪ふことにした。此谷中村といふのは、渡良瀬川と須戸川、巴波川、思川の三流で東西南の三方から囲繞せられ北方に周囲約三里許の赤麻沼があって且最低地である故、是等の水を防ぐ為に四方に土堤が築かれ夫れを通行するのであるが、其土堤の囲の中が谷中村であるから全く摺鉢同様の地勢なるに附近の河底が高く水嵩が多いと来て居る。今度破壊したるは赤麻沼と谷中村を境にした堤防で約百三十間ばかりであるが周囲三里許の沼に充満した水嵩が北方より此村中に流れ込み南方より逆流もあつた為め摺鉢の様な村中は一面湖水同様となり約周囲三里の沼を新たに造りたるような次第である。」

「谷中村の浸水家屋は392 戸、その内に住む人口2,151 人、浸水しない家屋は周囲の土堤上にある20 戸ほどであつて、全村浸水と見てよい惨状であった。又、この村は全部免祖地となっているため、普段ならば50人ほど有していた衆議院議員選挙権も400 戸で1 戸もなかった。」

谷中村の堤防に囲まれた摺鉢的な地形は、水害を守るために江戸初期の開墾当時から人為的に生み出された地形であったが、こうした地形的要因が谷中村の遊水地化に向かうことになった。なお、谷中村の衆議院議員選挙権数は、27年当時で1人しかいなかった、事実誤認がみられる。

次いで、丁度 1 か月後の 9 月 8 日にも洪水が起き、『毎日新聞』は、9 月 23 日~ 25 日にかけて、「鉱毒地水害地視察」を掲載した。9 月 24 日の紙面は、谷中村について、次のように報じた。記事では排水器は無事であったが、費用の面から稼働させなかったことが伺える。

「一ヶ月後の今日も依然たる有様には実に驚いた。矢張湖水同様で水量は幾らか減じたが田畑原野の水に侵された所は尚一丈以上の深さあり、往来は凡て船で以前と少しも相違した事がない。排水するに余議ない為めである。村の端に排水機械が仕掛けられてあるが之は一昼夜運転すれば二十円余を費え、それで漸く一反歩の水に排さるそうだが、とても費用まけで間に合わぬようである」

9月25日の紙面には、この地域の洪水の原因とされる逆流について次のように報じた。

「渡良瀬川の洪水は、他の河川の氾濫と異なり鉱毒を混交した特質をもつものであるから水そのものの害と 銅の害毒とで二重の被害を常にもたらしていた。そして、その頃の最も大きな特徴は増水と地形的条件によ る逆流現象であった。雲龍寺附近(渡良瀬川中下流部)などに比較すると下流の逆流現象は一層烈しかった。 逆流のために堤が決壊し、人家が流出し田畑が浸水するので地域によっては五里余も逆流するところがあっ た。もっとも、逆流現象は古老によれば天保年間に既に渡良瀬川より栃木県の思川に逆流されたこともあっ たが、この時は甚だしくはなかったのであるが、烈しくなったのは近年のことで、その原因は足尾の山林が

濫採されたためであって、これに赤城の方向の山林伐採が加わり、合流する利根川の改修工事の進展が影響し、 単一的な原因でなく、幾多の人為的な原因によって招来されたのであった。元来利根川は古河町よりは久喜 の方を流れていたのである。この時の川道より約三里余も東京方面に近かったが、旧幕府時代江戸付近に浸 水するのを恐れて数回改修して漸次古河町の方まで移動させたのであった。この結果、元来古河町付近では 無縁であった二川が合流するようになり、利根川の水量が多いため渡良瀬川の流れが緩慢となり、上流から の土砂の堆積で川底が高くなったことが加わって逆流現象が発生し、氾濫を起こすようになったのである。又、 このほか下流の関宿での堤防工事の影響があった。関宿の堤防は江戸川の分岐点で、東京への浸水を防ぐ要 所で治水上重要な箇所であるが、この付近にくると川幅がおおいにせばめられていたため、川俣付近の利根 川の幅は120間もあろうというのに、下流に至ってしかも渡良瀬川や思川や巴波川やその他幾多の小流が合 流した後での下流がこのように狭いため、加えて古河の鉄橋付近も川幅が頗る狭いことも重なって、逆流が 倍加されたのである。田畑及び川底に埋没している鉱毒を、洪水ごとの逆流が攪乱して、渡良瀬川流域ばか りでなく、渡良瀬川に無縁と思われる地方にも大きな害をもたらし、「逆流がなければ彼程に鉱毒の害が拡ま らぬので其七分通りは逆流のためと云ふも差支はあるまいと思ふほどに至った」と述べ、従来流れてきた鉱 毒土の流出が広がらぬことが緊急であるとし、「古河から関宿の付近なる境村あたりまで渡良瀬川を掘り」と、 逆流防止策を兼ねた治水策を提言した。こうした考えが、最終的に谷中村の遊水地化に結び付いたのであろう。 更に、9月28日、壊滅的な洪水が谷中村を襲った。この日関東・東北地方に吹き荒れた暴雨風は、足尾銅 山に山崩れをもたらし、渡良瀬川を氾濫させた。その状況を10月4日の『毎日新聞』は、次のように報じた。 「安蘇郡三鴨村只木の堤防は、明治三年以後今回初めての災害にて、百間余の破堤なり、激浪は岩舟村を浸 し赤麻沼に入り、藤岡栃木両町に通ずる道路を没して直下する勢猛烈にして、一大飛瀑の状を為し、凄じな んど言ふ計りなく、谷中村は背後より此激流に襲はれ、八月八日破堤の当時より三尺五寸余水準嵩み、九月 八日の洪水より高きこと一尺二寸にして、本月一日頃は増水するのみなりしと。他の地方に於ては普通の洪 水にして、其惨尚人を測然たらしむるに、以上諸村の濁流は悉く草木を傷害して、永く其生気を絶つべき毒 水なるを思へば、今後の惨状如何と想ひやるだけに気の毒なり」

利根川からの逆流現象に伴う破堤被害が多いのが谷中村であった。8月9日の洪水では、利根川からの逆流現象が、渡良瀬川、思川、巴波川の洪水流を合わせ最上流部の赤麻沼へと流れ込み湖水を膨張させ、そこで赤麻沼と谷中村の境の堤防を破壊した。また、9月28日の洪水は、谷中村の台地一つ上流の三鴨村高取地先を破堤した渡良瀬川の洪水が、蓮花川を流れ、赤麻沼の悪水吐入樋を反対側から破壊し、赤麻沼に流れ込み、先の洪水で被災した箇所を拡大し、部屋・寒川・野木などの諸村に浸水をしたのであった。そしてこの洪水のルートが検証され、現在の渡良瀬川の流れとなったものであり、まさに谷中村を運命づけた洪水となったのである。

ところで、当初計画の中には谷中村と埼玉県の利島・川辺両村の両地域は一体として、遊水地化する考え 方もあったらしい。谷中村の面積が1,200 町歩、利島・川辺両村が2,100 町歩であり、合わせて3,300 町歩 と現在の渡良瀬遊水地の面積と同じである。しかも両地域ともその大部分は、鉱毒被害免租地に認定された 地域であったのである。ところが、利島・川辺両村民の激しい反対運動により、利島・川辺両村の遊水地化 は断念された、と言われる。

この利島・川辺両村の遊水地化問題の経緯について述べると次のとおりである。明治35年1月、利島村では、 前年12月の田中正造の直訴に触発されて、利島村相愛会を結成した。この年の9月の洪水で、利島・川辺両 村は水没したが、中央の鉱毒調査会や内務省の意を受けた埼玉県当局が、利島・川辺両村を遊水地にするた め買収・廃村計画を進めており、そのため破堤箇所の急水留工事に着手しないとして、両村は利島村相愛会員を中心にこの計画案に対して、反対運動を展開し、10月16日には、この夏破堤した利根川決潰所火打沼地 先堤上に利島・川辺両村民約1,000人が集合、そして埼玉県当局に対し、次の決議をなすとある。

- 1. 県庁にして堤防を築かずば、我等村民の手に依て築かん。
- 2. 従って国家に対し、断然納税兵役の二大義務を負わず。

この激しい運動が功を奏して知事の遊水地化断念表明になった、と言われる。(石井清蔵著「義人田中翁と 北川辺」(資料近代日本の公害、新人物往来社昭和46年))

そして、明治 35 年 12 月 27 日、木下周一知事は臨時県会での県議の質問に応え、両村の抜本的な治水対策を考えてみたとして、次のように三つの遊水地計画を検討したと応えている。要約すると、「一つは、利根川筋の火打沼から渡良瀬の駒場土手まで堤防を新設するということ、もう一つが、利根川筋から六軒沼から渡良瀬の駒場樋管下手までの堤防を新設すること、他の一つはこの地区を全部遊水地にしてしまうとして、この三つの案を検討した。しかし、鉱毒調査会、内務省のこと、費用対効果の計算が合わないことから、何れもやめた¹¹。」とある。明治 35 年 8 月の洪水までは、利根川支川谷田川の遊水地化を検証したことが伺えるが、この洪水を契機に白紙に戻したのだろう。

## (2) 明治 37 年洪水と谷中村買収の動向

明治37年1月25日、菅井誠也に代わって、内務省神社局長白仁武が栃木県知事に任命された。2月10日の日露戦争が勃発する直前のことであり、谷中村買収を実施することを前提にしたものといわれる。

その白仁知事が、谷中村について具体的な行動を起こしたのは、5月4日の洪水による破堤箇所の視察以降であった。この箇所は、35年8月9日の洪水で、谷中村横堤と赤麻沼境の堤防130間が破堤し、9月28日の洪水で増破した箇所であった。36年3月には530円余で仮復旧をし、同年3月から本復旧の工事に着手したが同年9月23日の洪水によりまたも破堤した。改めて国の災害査定を受け、37年4月より再工事に取りかかったが、5月3日の利根川からの逆流洪水により2尺程度の復旧仮工事の堤防が破堤し、全村が水没したのである。35年洪水を含めあれほど詳細な記事を掲載していた『毎日新聞』からは、鉱毒問題や谷中村の報道は殆ど見当たらないし、他の新聞も同様であり、日露戦争が大きく影響しているのは明らかであった。地元の『下

見当たらないし、他の新聞も同様であり、日露戦争が大きく影響しているのは明らかであった。地元の『下野新聞』が、この5月4日の被災をはじめ、谷中村の動向を報じていた。5月5日の記事からこの災害の状況を追ってみよう。

「渡良瀬思巴波の各川増加せしに加えて利根川の逆流甚だしく一昨三日午後七時頃には藤岡町に於て渡良瀬川は七尺三寸余、谷中村恵下野地内に於て思川十一尺九寸余、生井村楢木地内にて思川十尺六寸余、同村白島地内に於て巴波川六尺余の増水を見、之か為堤外地は各町村とも全部冠水して麦作類は一毛の収穫を得る能はす。甚だしきは谷中村にして昨年の水害破壊堤防目下工事中の箇所利根川逆流の為水勢を増し堤内地は全部冠水し、谷中村は全部麦作一粒も収穫の望なく其惨状大方ならす」

次いで、5月11日には、谷中村民救助の調査中とあり、同月17日には、谷中村の罹災民295戸に、栃木県は白米40石余を救助したと記し、更に6月24日には部屋村とともに水害地県税免除願が出願された、と報じた。

また、復旧工事について、5月13日の『下野新聞』は、「谷中工事の再工事が進められ7月中には完成するとあるが、同月25日には、県庁の工事が緩慢であるとして村民代表4人が内務省に請願をする予定」と報じた。そして7月13日の『下野新聞』には、「昨十一日午後八時頃防禦工事効なく該工事中移堤工事より破壊し全村冠水に至れり」と報じ、改めて国の災害査定を受けることとなった。

これら一連の水害による谷中村の水災救助戸数は、5月には295戸、7月には315戸であった。その後、9

月そして 11 月にも被災をうけ、水災救助戸数は、306 戸、322 戸と、現住戸数の 8 割が救助を受け、白米・梅干しが支給されていた(栃木県『明治 37 年度事務実績調書』)。

明治37年8月11日、内務省地方局長吉原三郎より「都新聞紙に掲載された5月9日、10日の谷中村の記事が事実かどうか確認して回答されたい」という照会があった。

谷中村の記事は、『都新聞』の一面の中ほどに「聖大の一怪事(一村全滅セントス)」の表題で、2日間にわたり掲載され、項目毎に観察内容を報じていた。5月9日の項目は「谷中村の人口及段別」、「只見る一面湖水」、「村民生活の状況」、10日は「自治体と国民教育」、「洪水の原因」、「堤防修築の緩慢」、「一村買上の計画」、「目下の救済方法」と、様々な観点からである。

「村民生活」を見ると、「35 年以降、米麦の収穫は殆どなく、村民の多くが出稼ぎをしている」とある。「自治制と国民教育」には、「村役場は存在するが、今年度の村税は1銭1厘も徴収せず、吏員は4月以降1厘も棒級をも受け能わず、また教師の棒級も4月以降一切無し、村内にて当分生活出来るもの7戸に過ぎず、他の369戸は飢餓の状態に迫りつつある」と、村民が深刻な状況にあると伝えている。また「目下の救済方法」には「谷中村民を使用して堤防を急造するに若くない」と堤防工事を早急に行うことが緊急であるとし、さらに「湖水と為せるままに放任し一村全滅するが如きあらは是れ聖代の一汚点に非すや」と、問いかけていた。内務省地方局長に宛てた県の起案文書は、「表面上ノ観察ニ過キス其内容ニ於テハ事実誇大ノ点ヲ在小候」と書かれていたが、明治37年8月20日提出の回答は「本間本日上京ノ上詳細ヲ陳述」と改められ、同日知

この内務省との文書は、栃木県立文書館に移管された行政文書の中の「秘密 谷中村に関する応答書類仮綴<sup>2)</sup>」に収められている。仮綴の文書数は22件、この文書2件が37年8月の起案であり、残り20件の文書は38年6月以降、総て日本勧業銀行からの借入金の返済に関する文書である。表紙に朱書きで「秘密」と書かれ、仮綴とある所からこれとは別の綴りがあったことを伺わせ、これが、田中正造大学所蔵の「白仁文書」へ続くものと考えられる。

事が上京した。

8月20日同日、白仁知事は内務省を訪れ、同日付で内務大臣芳川顕正宛に「谷中村民有地ヲ買収シテ瀦水池ヲ設クル稟請」を提出していた。その内容は、現状の谷中村の堤防は築いても壊れる。「現時一村ノ困憊真ニ焦眉ノ急ニ迫リ、一日後ルレハー日ノ責アリ」と、谷中村民の生活は厳しいものがあり、このままにしていくことは緊急かつ責任があるとして、「前議ヲ再提出スルノ緊急己ム能ハサル」と、前回に提出した谷中村を遊水地とする買収案を再度提出したものである。その買収費用は495,685円余で、その効果は利根川本川の関係各県に及ぶとして、国庫での施行ないし国庫補助を要請するものであった。

当時渡良瀬川は、栃木県をはじめ四県により利根川支川に認定され、内務省による渡良瀬川本川改修が出来る体制となっていたが、この段階では群馬・埼玉・茨城三県の同意が得られないこともあって、直ちに内務省による渡良瀬川改修を難しいとして、河川法に抵触しない買収を栃木県に委ねたのであろう。

そして内務省により谷中村災害被災地である赤麻沼破堤箇所の災害査定(災害復旧費の査定)が行われ、 栃木県がこの災害復旧事業費と県費を合わせた事業により、谷中村堤内地の買収を実施することとなった。

この「谷中村民有地ヲ買収シテ瀦水池ヲ設クル稟請」は、白仁武知事が自宅に保管していたもので、孫の 白仁成文氏の寄贈により、現在佐野市の田中正造大学に収蔵されている。

白仁文書にはこれ以外に、「谷中村々長辞職勧告書<sup>3)</sup>」(明治37年8月7日)、「村長助役及村会議員之総辞職之顛末ニ付緊急陳情書」(8月28日)、「請願取消につき請願」(明治37年9月28日)、「築堤請願ニ付至急陳情書」(明治37年10月12日)などの文書が収められ、いずれも白仁知事宛の文書である。そしてこの時期、

田中正造は、明治37年7月30日に谷中村下宮の川鍋岩五郎方に寄留し、買収反対派の青年たちに働きかけて「谷中村悪弊一洗復活青年会」を組織していた。

明治37年8月7日付け栃木県知事白仁武に出された「谷中村々長辞職勧告書」は、谷中村人民古澤元吉・川鍋岩五郎他140名の名で、村長大野東一に辞職を迫ったもので、堤防拡築工事の請願に際して、「50,000円 詐偽村債」を県庁に献金する動きがあることをあげている。次いで同年8月28日付けで「村長助役及村会議員之総辞職之顛末ニ付緊急陳情書」が出され、これには、50,000円の村債金を安生順四郎・大野孫右衛門ほか、染宮太三郎・加藤伊右エ門ら村会議員など数名が私用に費やした疑惑に対して、谷中村調査委員として選出された川鍋岩五郎・宮内喜平ら8名が、青年有志とともに真相を明らかにしようとしたことが述べられている。ちなみに、同年8月、村長大野東一は村会議員とともに辞職し、同年9月、栃木県から下都賀郡書記の猿山定次郎が谷中村村長職務管掌として派遣された。

明治37年9月28日付けで県に出された「請願取消につき請願」は、50,000円の村債を栃木県に献金して 堤防拡築工事を要請する請願を行おうとして、大地主や村会議員が村民から集めた捺印は偽物であるとして、 先の署名を取り消したいという主旨の請願である。50,000円の村債の問題が、村内に混乱をもたらしている かを知る史料である。明治37年10月12日付けで出された「築堤請願ニ付至急陳情書」も、村債に係る史料 である。これまでの「築堤願人」が無用な出費をして私腹を肥やしたためこれを廃して、新たに請願委員を 選出したことを伝える文書である。

これらの文書は、「村債 5 万円献金シ築堤請願」する大地主や村会議員に対し、これを「村ノ滅亡ヲ顧ミズ 自己ノ利益」を図る行為として糾弾する村民の対立の構図が見られたが、いずれも谷中村存続の戦いでもあっ た。

# (3) 谷中村買収に対する栃木県の主張

白仁知事が、谷中村買収案を提出したのは、明治37年11月の府県制施行第八回通常県会(11月11日~12月10日)であった。議会の開会に臨んだ知事は、「今や日露の戦争は前途悠久である。されば財政上に出来る限り節約を加え、前年度に比べて110,000円を節減したが、しかし災害と云うものは、捨置くことが出来ないから、追加予算として、遂に提出する予定である」と挨拶したが、この追加予算は、議員の督促があったものの、閉会の前日まで提出されなかった。

しかし、この予算案は、県会開会2日後の11月13日、『下野新聞』に、「谷中村全村買収案、予算額を四十余万円余、国庫下渡金二十余万円、一大果断を敢行して根本的に之を救治」として掲載されており、事前に根回しが行われたことが想像できる。

そして、予算案が出されたのは、最終日の前日、明治37年12月9日のことであった。形式は、買収案でなく、堤防修築案であった。明治37年度栃木県歳入歳出予算土木費追加予算785,390円余のうち、堤防修築費663,000円のうち、国庫より、栃木県災害費として220,000円、そのうち120,000円を谷中村買収費にあて、その他栃木県より360,000円の拠出を合わせた485,000円余が谷中村買収費であった。

この審議は最終日の10日に行われた。これに対し、審議途中で委員会の動議が出され、県会議員全員が委員となる総委員会に切り替えられた。委員会は傍聴禁止であり、議事筆記も取られてないため、秘密会といわれる。委員会は午後6時半に開会、反対者少数で買収案は可決となり終了した。引き続き行われた本会議は、午後8時20分に再開され、大久保源吾、鯉沼九八郎、船田三四郎の三人の議員が強く反対論を展開したが、三人以外の議員の発言はなく、採決の結果、18対12で白仁知事の提出した災害土木補助費(谷中村買収案)はここに正式に可決された。

この栃木県の採決を受け、内務省の予算が明治37年12月22、23日の帝国議会、衆議院予算第二分科会で審議された。それは、栃木県水害土木費補助を含む明治37年度内務省所管予定経費追加要求書に、歳出臨時部第十五款災害費本年度追加予算高258,000円の第三項にあった。これを、芳川顕正内相は次のように説明した。

「栃木県水害土木費補助に於いて、明治37年7、9月両月中出水の為、県下河川堤防道路及橋梁等の破損するもの少なからざるを以て、之が修築工事の施行を要す。栃木県の災害たるや、明治35年に於いても非常なる水害に罹り、其の工費総額1,400,000円の巨額に達し、其内481,000円は国庫補助を受け、残額910,000円余は、県費にて負担し工事を施行せしが、其の創痍まだ全く癒えざるに、再び、今日の水害を蒙りたるものとして、之が善後の経営を策するに、更に、工費757,473円余を要す。依って災害土木費国庫補助規定に依り、之を補助せんとする為220,000円要す」

この 220,000 円が谷中村買収費であった。多くの質疑があったが、その中で原形復旧である災害復旧工事に対し、谷中村を買収して遊水地にすることは原則に反するのではとの反対意見が出された。これに対して内務大臣は、今回は特別の事例であるとし、今後は一般に疑問が生じないよう災害復旧工事に規定を改定するなどして、対処していきたいと述べ、そして、12 月 24 日、帝国議会で可決された。

また内務大臣の説明は、栃木県会からの意見書を踏まえていた。栃木県会からは、第8回通常県会で可決した谷中村買収費とともに内務大臣宛に2つの意見書を提出した。一つが、水害によって栃木県が過去10年間に要した費用は総額2,964,713円88銭にのぼっており、加えて35年の大洪水被害復旧工事のため起債した1,080,000円の償還のため今後毎年元利共ほぼ200,000円を支出しなければならず、県民の負担はますます甚だしいものになっているとして、その償還費は国庫補助を乞う建議である。もう一つは、前者とほぼ同内容であるが、鬼怒川・渡良瀬川・那珂川・思川の四大河川の治水費を国庫支弁に編入してほしいというものであった。

谷中村買収案が、栃木県会そして帝国議会において可決されると、1月中に国庫補助220,000円が決定され、県土木委員が選任された。次いで、38年(1905)3月17日に白仁知事は谷中村民に対し、「谷中村堤内土地物件補償に関する告諭二号<sup>4</sup>」を以って、谷中村を瀦水池にし、住民を他の適当な地に移住させることを明確にした。

「告論二号」は、その前段を「当庁ハ谷中村民現態ノ境遇ニ対シ、其生命ノ保護、財産ノ安固ニ関シ」とし、「其国有地ノ貸付及土地物件ノ処置ニ関スル方法並手続等ハ当該官吏又ハ吏員ニシテ墾到指示セシムル所アルベシ」で、結んでいた。その内容を、『栃木県史通史編近現代』は要約して箇条書に整理している。

- 一. 谷中村民の生命財産は、一時の姑息な手段では保証できない。
- 一. 村民の安寧を保ち福祉を進める途は、瀦水池設置を機に適当な土地に移ることである。
- 一. 移住すべき土地は個人の任意であるが、県は特に便宜を図り国有地を貸与する。
- 一. 現在の土地物件は保証する。また、それらを所有しない者にも別に救済方法を講じ相当の資産を得させる。
- 一. 国有地の貸与は、土地物件の処置に関する方法・手続きは、更に官吏・吏員から指示する。

栃木県は、これによって谷中村堤内地の買収を明確にし、次いで同年7月10日、県は瀦水池用測量のため谷中村村内立ち入りを通告した。8月には、土地台帳の作成、標価の調査が終了、同年11月には村役場を通じて、買上を希望する者は届け出るよう命じていた。そして、栃木県は瀦水池設置事務所を藤岡町に設け、その事務員に谷中村民を採用した。採用された職員には、元谷中村助役の田中与四郎や、田中正造と行動を共にし

ていた宮内喜平などがいた。

一方、栃木県の「瀦水池」化の動きに対し、谷中村会は明治38年7月15日付、谷中村議会議長北村政治名で、 内務大臣宛に谷中村買収に反対する「谷中村を瀦水池と為すについて意見書」を提出した。最後の意見書で はあったが、村会議員全員の同意は得られなかった。谷中村会議員の中では、すでに谷中村買収に同意する ものがいた。

#### (4) 谷中村買収とその具体的内容

明治38年(1905)から41年にかけて、栃木県が行った谷中村の買収用地は、現在でも「栃木県名義」となっている。栃木県がこのことを知ったのは昭和42年(1967)のことであった。このため、昭和42~44年度にかけて、栃木・群馬・埼玉・茨城4県の法務局により渡良瀬遊水地における栃木県有地の土地調査を行い、一筆ごとの土地台帳を作成している。土地台帳には、所在、地目、地番、数量(㎡、町反畝歩)、買収年月日、登記年月日が記入されている。この結果については、昭和46年10月15日の下野新聞の記事に「赤麻遊水池に県有地八〇〇ヘクタール」と掲載され、その経緯が報じられていた。もちろん、渡良瀬遊水地内の河川敷地は、現在は国が管理しており、法的にも問題はないとされる。なお、栃木県が調査した谷中村の地番は次の通りであり、この資料等に基づき谷中村買収地台帳を整理している。

下宮 1,042~3,622番地

内野 157~3,270番地

恵下野  $1 \sim 15, 20 \sim 64$ 、 $75 \sim 140$ 、 $175 \sim 272$ 、 $280 \sim 286$ 、 $291 \sim 332$ 、 $354 \sim 185$ 、 $1,191 \sim 1,272$ 、 $1,315 \sim 1,332$  番地

表 4-4-1 は、谷中村用地買収の契約状況である。栃木県と谷中村民との買収契約状況は、明治 38 年 10 月 ~ 12 月末までに約 4 割となり、39 年 6 月末には 8 割近くが結ばれた。大字別でみると、39 年 6 月末での大字別の買収契約状況は、恵下野が 90%、下宮が約 87%、内野は 70%の順であった。なお、谷中村外の大地主の丸山義一、安生順四郎との間の買収契約は、明治 39 年 7 月以降であり、この段階で実質的には、9 割以上の方と、買収契約が結ばれた。

丸山義一、安生順四郎との間の買収契約状況が、表 4-4-2 の通りである。古河町の大地主丸山義一とは、明治39年7月14日に契約を結び、その買収面積は640,466㎡、安生順四郎とは40年2月6日に契約を結び、 買収面積は428,537㎡であった。両者を合わせると、1,069,003㎡であったが、その大部分は大字内野であり、

表 4-4-1 谷中村買収の契約状況

単位:mឺ

契 約 日	大字	内野	大字	下宮	大字原	息下野	合	計
期間	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
明治 38.1~12	1,851	1, 203, 218	1,840	1, 313, 842	978	736, 039	4,669	3, 253, 099
明治 39.1 ~ 6	1, 453	1, 363, 415	1, 565	1, 082, 205	859	907, 448	3, 877	3, 353, 068
明治 39.7~12	889	725, 169	187	123, 878	4	10, 093	1,080	859, 140
明治 40.1~3	163	474, 266	40	118, 951	5	74, 541	208	667, 758
明治 40.4~	178	122, 547	254	156, 829	59	53, 404	491	332, 780
不明			9	5, 015	30	22, 043	39	27, 058
計	4, 534	3, 888, 615	3, 895	2, 800, 720	1, 935	1, 738, 963	10, 364	8, 492, 903

表 4-4-2 県外大地主の用地買収契約状況

単位:mឺ

氏名	大字内野		大字下宮		大字恵下野		合 計		契約日
丸山 義一	428	605, 319	38	26, 467	1	8,680	467	640, 466	明治 39. 7. 14
安生 順四郎	82	309, 815	16	44, 181	5	74, 541	103	428, 537	明治 40.2.6 他
計	510	915, 134	54	70, 648	6	83, 221	570		

その面積は915,134 m²と、全体の9割を占めていた。

両者は、この他場外地(大字内野)に土地を所有していた。この他谷中村外の大地主の全容については把握していないが、藤岡町の茂呂多重、川島弥吉などは内野に土地を所有していた。

表 4-4-3 は、谷中村買収地、大字別・地目別状況一覧である。買収面積は、 $8,492,903\,\mathrm{m}^3$ 、反別では  $856\,\mathrm{m}$  3 反  $6\,\mathrm{m}$  である。

その内訳は、内野が 46%の 3,888,615 ㎡、下宮が 33%の 2,800,720 ㎡、恵下野が 21%の 1,803,568 ㎡である。地目別には原野が 42%の 3,543,291 ㎡、畑地が 32%の 2,744,509 ㎡、田地が 20%の 1,793,267 ㎡である。谷中村の買収面積を、明治37年8月 20日付「谷中村民有地ヲ買収シテ瀦水池ヲ設ケル稟請」と比較すると、「稟請」は、844 町 6 反 2 畝 9 歩、県買収地は 856 町 3 反 6 畝 11 歩であり、11 町 7 反 4 畝 2 歩ほど多く買収している。調査表 4-4-4 は、栃木県による谷中村遊水地買収地である。栃木県の買収は、堤内地を対象としていた。堤内地とは、堤防で守られる地域であり、谷中村、野木村、海老瀬村そして藤岡町の土地が買収の対象であった。買収面積は、谷中村 8,492,903 ㎡、野木村 389,079 ㎡、藤岡町 23,133 ㎡、群馬県海老瀬村 133,305 ㎡の合計 9038,420 ㎡である。

次に谷中村買収費の具体的内容について見てみよう。県会の議論の中で、谷中村堤防修築費として約485,000円余が計上された、と述べているが、具体的内容は分からない。

ここでは、明治37年8月、栃木県知事が内務大臣へ提出した「谷中村民有地を買収して瀦水池を設ける稟請」 (以下「稟請」とする。)を基に具体的内容を検証する。

この「稟請」では、堤外地の買収費も入っていたが、明治38年から始まった栃木県の買収は堤内地の対象とし、その他野木村、海老瀬村、藤岡町を買収していた。また、堤外地を対象外として余裕の出来た金額は、排水器払下補償費35,000円、村債の返済金(13,500円)、そして買収額が少ない者には、1戸60円から120円までの就業費、移転支度料が支払われた。

この就業費について、内務省作成の「工事報告書(明治43・44年から)」は、「新たに谷中村に復帰した復帰民は、 県の買収金額と別に別に支度料として家族の数に応じて支払った」としている。この復帰民とは、残留民と は別に、新たに谷中村に復帰したものを指す。さらに「今日に至れば、結果一旦退去せしものも次第に復帰 し来り再び居を構えるもの堤内に5戸、堤内に4戸、即ち数えるに至れり・・(略)・・故に等しく浮浪民な

表 4-4-3 谷中村買収地(堤内地)大字別·地目別状況

単位:㎡

地目	大 字	内 野	大 字	下宮	大字原	息下 野	合	計
	筆 数	面積	筆 数	面積	筆 数	面 積	筆 数	面積
畑	2,010	1, 435, 298	1, 359	914, 877	602	394, 334	3, 971	2, 744, 509
田	1, 213	828, 757	920	546, 507	581	418, 003	2, 714	1, 793, 267
原 野	1,009	1, 347, 450	1, 461	1, 245, 697	662	950, 144	3, 132	3, 543, 291
宅 地	178	163, 947	129	84, 358	74	28, 580	381	276, 885
山林	31	23, 419		_			31	23, 419
池・沼	35	85, 929	5	7, 425	1	11, 067	41	104, 421
墓地	58	3, 815	21	1,856	15	1, 440	94	7, 111
合 計	4, 534	3, 888, 615	3, 895	2800, 720	1, 935	1, 803, 568	10, 364	8, 492, 903

表 4-4-4 谷中村遊水地買収地一覧

単位: m<sup>2</sup>

町	村名	谷中村	野木村	藤岡町	海老瀬村	合 計
筆	数	10, 364	_	57	328	
面	積(m²)	8, 492, 903	389, 079	23, 133	133, 305	9, 038, 420
町	反畝歩	856町3反6畝11歩	39町2反3畝6歩	2町3反3畝8歩	13町4反4畝5歩	911 町 3 反 7 畝

表 4-4-1 ~ 4 出典 昭和 42 ~ 44 年 栃木県谷中村買収調査(谷中村・海老瀬村)により作成

るも復帰民は何れも既に県の買収金額を領収し、別に支度料として家族の数に応し六拾円乃至百弐拾円を受け他の移転せしに拘わらず(以下略)」、と述べた。

①土地地買上代 「稟請」によれば、谷中村堤内地の1反当たりの価格は、水田36円、畑39円、宅地129円、山林25円、原野20円、池沼8円である<sup>5)</sup>。

谷中村282,094 円 (反当たり 33 円)海老瀬村6,853 円 (反当たり 51 円)藤岡町1,190 円 (反当たり 51 円)野木町5,492 円 (反当たり 14 円)

計 295,700 円 (295,703 円)

海老瀬村の買収額は、明治 42 年 3 月「破憲破道に処する政府答弁書<sup>6)</sup>」の土地物件の補償額である。谷中村とは別の単価設定をしていたものと考える。

- ②桑の木補償額 1本5銭、1反1,600本、60円、桑畑面積14町歩、補償費8,400円
- ③家屋補償費 1戸平均40坪、1坪につき7円50銭、1戸300円、補償費96,000円(家屋320戸)
- ③井戸掘費 1戸15円、320戸、補償費4,800円
- ④樹木移転料 1本に付20銭、3,000本(全体3,750本)、移転料600円
- ⑤墳墓地移転料 1坪に付1円、2,154坪(7,111 m²)、移転料2,154円
- ⑥排水器払補償費 補償費 35,000 円
- (7)村債返済費 返済費 15,500 円 (排水桶門 12,000 円、消防器具 3,500 円)
- ⑧就業費(移転支度料) 1戸60円から120円(家族数)、就業戸数300戸、1戸60円、就業費18,000円
- ⑨事務費 9,240 円

合計 485, 390 円

なお、当時の価格を現在の価格とすると、1円が約20,000円相当といわれる。

就業費60円は1,200,000円、120円は2,400,000円となる。

### (5) 谷中村負債の返済

栃木県の谷中村買収は、谷中村を遊水地化することと、谷中村民の救済を目的に行われた。谷中村は多額の債務を抱え、その解決が緊急の課題であった。

表 4-4-5 谷中村概算買収額

	金 額	備 考
土地買上費	295, 700	谷中村 282,094 円他
桑の木補償費	8, 400	桑畑面積 14 町歩、反当たり 60 円
家屋補償費	96, 000	家屋 320 戸、40 坪 30 円
井戸掘り費	4, 800	家屋 320 戸、1 戸 15 円
樹木移転料	600	樹木 2,000 本、1 本 20 銭
墓地移転料	2, 150	2,154坪、坪1円
排水器補償費	35, 000	
村債返済費	15, 500	排水樋門 12,000 円、消防器具 3,500 円
就業費	18, 000	就業戸数 300 戸、1 戸当たり 60 円
事務費	9, 240	
合計	485, 390	(485, 398 円 9 銭 2 厘)

# 表 4-4-6 谷中村土地買上表

	田	畑	宅 地	山 林	原 野	池沼	計
面積(町. 反. 畝)	181. 3. 2	276. 7. 3	27. 9. 2	2. 3. 6	357. 2. 8	10. 5. 3	856. 3. 4
1 反 当 価 格	36	39	129	25	20	8	
買上価格(千円)	65, 278	107, 924	36, 016	590	71, 444	842	282, 094

谷中村の債務は、安生順四郎からの排水器設置費用、丸山義一からの8,162円の債務、村民からの借金(村債)、そして排水樋門の未払い代など、50,000円に近い債務を抱えていた。加えて、日本勧業銀行からの50,000円の借入金の返済である。返済の償還額は毎年5,092円余であり、この中には元金返済と利息分が含まれていた。谷中村の買収は、この谷中村債務の返済を目的にしていた。

谷中村は、買収にあたって丸山義一、安生順四郎の両者に預けた日本勧業銀行から借入金の返還を求める一方、丸山には預け金の抵当物件である谷中の土地(70 町歩)の差押えを行使し、安生には動産(米の収穫権)の売買という実力行使に出た。この結果、安生順四郎とは、明治 38 年 10 月 25 日に「排水器契約書」を締結し、丸山義一とは、明治 39 年 7 月 20 日に「証」を締結した。また、日本勧業銀行からの借入金の返済は、39 年 6 月から同年 8 月までの間に行われた。

「資料二」は、明治38年10月25日、安生順四郎との間で締結した「排水器契約書」である。谷中村買収前に契約したもので、排水契約は、安生順四郎の代理人山田鶴三、栃木県知事の代理人柴田四郎、谷中村職務管掌鈴木豊三、そして排水起業者総代理人の関口吾一郎、榊原経武の五者において締結された。

契約書には、安生順四郎の排水器設置費用の返済と、谷中村からの安生順四郎の預り金の返済が盛り込まれている。安生順四郎への弁済額は75,000円となり、安生順四郎からは谷中村が預けた日本勧業銀行の貸付金のうち、28,000円を弁済するという内容である。その結果安生順四郎は、栃木県から谷中村買収費35,000円と、谷中村の預り金のうち12,000円を受け取るもので、受取総額は47,000円である。また 安生順四郎から谷中村に返済された28,000円は、明治39年6月25日、日本勧業銀行へ返済された。

「資料三」は、明治39年7月20日、丸山義一と藤岡町長と間で結ばれた「証書」である。丸山義一とその代理人関口吾一郎、そして谷中村の継承者の藤岡町長森宗吉の三人が結んだ契約書である。その内容は、谷中村が丸山義一に預けた10,000円のうち、谷中村の債務を差し引いた4,463円を谷中村の継承者である藤岡町に返還するという内容である。

表 4-5-1、表 4-5-2 は、谷中村が日本勧業銀行から借り入れた 50,000 円の返済額である。

表 4-5-1 は、明治 32 年から 37 年にかけて、安生順四郎そして丸山義一が返済した償還金である。償還金は安生順四郎が 21,504 円 33 銭(返済金 21,405 円 29 銭、延滞金等 99 円 6 銭)、丸山義一が 2,625 円(返済金 2,546 円 30 銭、延滞金 78 円 70 銭) の合計 24,129 円 33 銭(返済金 23,951 円 57 銭、延滞金 177 円 76 銭) であった。

表 4-5-2 は、谷中村廃村前後の明治 39 年 6 月から 8 月にかけて、日本勧業銀行に谷中村(継承者の藤岡町)が支払った返済額である。返済金には、安生順四郎・丸山義一の預り金の返済金 32,463 円と、栃木県からの谷中村買収費 15,500 円(排水樋門費 10,200 円、消防器具費 3,500 円)等があてられ、39 年 6 月から同年 8 月までの返済額は 54,417 円 95 銭である。それに 36 年度までの支払い額 24,129 円 33 銭を加えると、日本勧業銀行への支払総額は 78,547 円 28 銭になる。

ところで、安生順四郎への支払額 12,000 円をめぐって、県会議員の暗躍が伝えられるが、安生順四郎の代理人山田鶴三の 47,000 円の正式領収書があることから、それはなかったものと考えられる。一方、日本勧業銀行への返済額は伝わっていない。白仁知事と日本勧業銀行との文書のやり取りを見ると、利息の減額に応じない日本勧業銀行の姿勢に、白仁知事は相当な不満を感じていたのであろうか、文書の決済にそれが表れている。

# 「資料二」 明治三十八年十月 排水器契約書 (出典平成 16 年栃木県出納局管理課文書)

「契約書」

安生順四郎代理山田鶴三 排水器起業者代理関口吾一郎榊原経武 谷中村職務管掌鈴木豊三 栃木縣知

#### 事代理柴田四郎ハ左ノ事項ヲ契約ス

- 一 安生順四郎ハ資本主トナリ高田仙次郎外弐百拾参名代兼大野孫右衛門外五名、北村政治外弐百拾名代 兼田中徳次郎外九名、山中三吉外八拾五名代兼加藤伊右衛門外弐名、小島仙吉外九拾八名代兼川島忠四 郎外壱名ハ起業者トナリ栃木縣下都賀郡谷中村大字下宮思川筋ニ設置シタル排水器ハ起業者ノ所有ナル コトヲ確認ス
- 二 安生順四郎ハ右排水器ニ関シ明治弐拾七年三月拾六日 公証人飯島多一郎ノ作リタル第参百七拾五号 排水器設置契約ニ基キ起業者ニ対シ有スル所ノ債権ハ明治参拾八年拾月弐拾五日ノ現在ニ於テ総額金弐 拾四萬六百五拾仇円ナルモ谷中村ノ現状ヲ顧テ金七萬五千円ニ譲歩シ該金額ヲ以テ債権ノ総額ト為スコトヲ承諾ス
- 三 起業者ハ前項債務額金七萬五千円ヲ安生順四郎ニ弁済スヘキモノトス
- 四 安生順四郎ハ右ノ弁済ヲ受クルニ於テハ将来起業者及其承継者ニ対シ何等ノ権利ヲ主張スルコトナク 又明治参拾八年拾月弐拾五日以前ニ於テ右排水器ニ関シ主シタル一切ノ債務ハ総テ之ヲ負担スルモノトス
- 五 栃木縣知事代理柴田四郎ハ右排水器一式ヲ補償金七萬五千円ニテ栃木縣ニ収用スルコトヲ申出テ起業 者代理関ロ吾一郎榊原経武ハ之ヲ承諾シ安生順四郎代理山田鶴三モ亦異議ナキ旨ヲ表明セリ
- 六 安生順四郎ハ谷中村ニ対シ有スル債務ノ内金弐萬八千円ヲ弁済スルモノトス
- 七 各当事者ハ第参項ニ掲タル債務ノ弁済ハ第五項ノ補償金ヲ以テ之ヲ充テ又第六項ニ掲タル債務ノ弁済 ハ第参項ノ弁済金ヲ以テ充用スルニ便宜ナルヲ認メ左ノ方法ニ依リ金円ノ授受ヲ為スヘキコトヲ協定ス
  - 一 栃木縣ハ第五項二掲クル補償金七萬五千円ノ内金四萬七千円ヲ安生順四郎ニ交付シ金弐萬八千円ヲ 谷中村村長ニ交付スルモノトス
  - 二 右ノ交付ニ依リ起業者ハ安生順四郎ニ対スル債務ノ弁済ヲ完了シ安生順四郎ハ第六項ノ弁済ヲ完了

表 4-5-1 日本勧業銀行への返済額(明治 32 年~ 37 年まで)

単位:円

入金月日	返済金額	延滞金等	支払い者	内 容	備考
明治 32. 6.14	240. 47		安生 順四郎	32 年上半期分利息	領収書有
明治 32. 12. 15	1, 386. 97		安生 順四郎	32 年下半期分利息	領収書有
明治 33. 6.27	2, 250	10. 34	安生 順四郎	33 年上半期分利息年賦金	領収書有
明治 33. 12. 19	2, 250		安生 順四郎	33 年下半期分利息年賦金	領収書有
明治 34. 6.21	2, 546. 3	5. 84	安生 順四郎	34年上半期分利息年賦金	領収書有
明治 34. 12. 17	2, 546. 31	5. 84	安生 順四郎	34年下半期分利息年賦金	領収書有
明治 35. 6.30	2, 546. 3	13. 66	安生 順四郎	35 年上半期分利息年賦金	領収書有
明治 35. 12. 23	2, 546. 31	5. 84	安生 順四郎	35 年下半期分利息年賦金	領収書有
明治 36. 6.15	2, 546. 3		安生 順四郎	36 年上半期分利息年賦金	領収書有
明治 36. 12. 15	2, 546. 31	57. 54	安生 順四郎	36 年下半期分利息年賦金	領収書有
明治 37	2, 546. 3	78. 7	丸山 義一	37年上半期分利息年賦金	
合 計	23, 951. 57	177. 76			

#### 表 4-5-2 日本勧業銀行への返済状況

単位:円

入金月日	返済金額	債 権 者	内 容	備考
明治 39. 6.25	28, 000. 00	谷中村職務管掌 鈴木豊三	安生預り金	領収書有
明治 39. 6.26	2, 441. 30	谷中村職務管掌 鈴木豊三	元金返済 (樋門の一部)	領収書有
明治 39. 7.14	16, 011. 65	藤岡町長 森宗吉	元金返済	領収書有
明治 39. 7.20	4, 465. 00	藤岡町長 森宗吉	丸山預り金	領収書有
明治 39. 8.10	3, 500. 00	藤岡町長 森宗吉	消防器械器具(県へ請求)	県へ請求
合 計	54, 417. 95			

表 4-5-1・2 出典 平成 16 年栃木県出納局管理課移管文書より作成

シタルモノトス

八 本契約ノ事項ハ当事者一同承諾シ左ニ記名調印ス 明治参拾八年拾月弐拾五日

下都賀郡谷中村排水器起業代理人関口吾一郎 印

同 榊原 経武 印

安生順四郎代理人 山田 鶴三 印

下都賀郡谷中村長職務管掌

下都賀郡書記 鈴木豊三 印

# 「資料三」 明治三十九年七月 丸山義一「証」(出典 平成 16 年栃木県出納局管理課文書)

- 一 丸山義一ハ明治参拾四年拾弐月弐拾参日栃木県下都賀郡谷中村ヨリ金壱萬円ヲ預カリ
- 二 丸山義一ハ谷中村ニ対シ左ノ債権ヲ有セリ
  - 一 金千円 明治参拾六年四月拾六日貸渡 債務者 大野孫右衛門
  - 一 金弐千百円 明治参拾参年八月弐拾五日貸渡 債務者 大野孫右衛門
  - 一 金四百九拾七円 明治参拾参年八月参日貸渡 債務者 大野孫右衛門
  - 一 金八百七拾円 明治参拾参年八月参日貸渡 債務者 大野孫右衛門
  - 一 金参百円 明治参拾四年拾弐月弐拾参日貸渡 村長 茂呂近助
  - 一 金五百円 明治参拾五年参月弐拾八日貸渡 債務者人民総代古澤元吉外拾名
  - 一 金百七拾円 明治参拾七年八月参日貸渡 債務者 大野東一

計金五千五百参拾七円

外ニ金弐千六百弐拾五円 元谷中村村債ノ利子トシテ日本勧業銀行ニ支払シ分

- 三 右債権ノ内金五千五百参拾七円ハ其形式ニ於テ缺クル所アルモ村ノ利害ニ関係アル事件ノ為メニ使用 シタルモノニ付元谷中村ニ於テ特ニ之ヲ村債ト認メラレ又日本勧業銀行ニ支払タル金弐千六百弐拾五円 ハ丸山義一ニ於テ之ヲ放棄スルモノトス
- 四 第一項ノ債務及第二項ノ債権ニ対スル利子ハ互ニ之ヲ請求セサルモノトス
- 五 丸山義一ハ第一項ノ債務ト第二項ノ債権トヲ相殺シ其不足額四千四百六拾五参円ヲ元谷中村ノ継承者 タル藤岡町ニ返還シ丸山義一ト元谷中村トノ間ニ於ケル債権債務ノ関係ヲ終了スルモノトス
- 六 前項ノ相殺並返済ニ因リ丸山義一ト元谷中村トノ間ニ於ケル債権債務ノ関係ハ全テ終了シタルニ付キ 丸山義一ハ将来第二項ニ掲ゲル債権ハ勿論更ニ元谷中村ニ対スル債権ヲ厳見スルコトアルモ決シテ之ノ 請求セセルヘク又元谷中村ヨリモ何等ノ請求ヲ受クルコトナカルヘシ

右相違ナキヲ証スル為メ本書差出候也

明治参拾九年七月弐拾日

茨城県猿島郡古河町大字古河

丸山 義一

右代理人 栃木県宇都宮市新石町弐番地

関口 吾一郎 印

栃木県下都賀郡藤岡町長 森宗吉殿

#### (6) 谷中村民の移転

谷中村は、堤防に囲まれた輪中の集落であり、34 年度の本籍戸数 445 戸、人口 2,585 人、現住戸数 376 戸、人口 2,473 人の村民が暮らしていた。谷中村には、内野・恵下野・下宮の 3 つの大字があり、内野には約 170 戸が、恵下野には約 80 戸が、下宮には約 200 戸の世帯があった。

谷中村の住宅表示の約9割近くが、明治4年の戸籍法の屋敷番に基づく大字ごとの1番からの屋敷番表示であり、残り1割が明治30年代の地番制に基づく地番表示、20戸前後の官有堤番号は、屋敷番制の補完的意味合いを持っていた。

谷中の住宅は、そのすべてが水害対策のため、何らかの対策をしており、約7割が盛土して、水塚を持った居住地であり、残り3割が、水害のために官有堤防と堤内地の土地を一体的に利用した居住地であり、堤防を拝借しその税を納めていた。大字別には、恵下野がその全戸が堤防上に居住し、下宮は小字名に堤付きに付けられた堤防上に居住したもので、その大部分が屋敷番で整理されていた。

次の4つの資料より作成したのが、表4-6-1の谷中村年次別移転状況である70。

明治38年の栃木県買収では、谷中村現住戸数約380戸のうち320戸が買収の対象であり、堤外の約60戸は買収対象外であった。堤外の居住者は、内野2戸、恵下野1戸、残りはすべて下宮堤外に居住していた。

(1) 「明治39年6月 谷中村転籍控」北村七郎兵衛作成(北村喜平家文書)

当時谷中村の収入役であった北村七郎兵衛が作成した、明治38年11月から39年6月の廃村までの期間の移転者の転籍控である。転籍者数は、内野147戸、下宮99戸、恵下野67戸、合計313戸である。

(2) 「明治42年4月 谷中村民移転表」(佐野市郷土博物館所蔵)

この移転表は、旧谷中村民の島田宗三ら4人が、明治42年4月6日、藤岡町役場の戸籍簿より作成した もので、旧谷中村から移住・移転した村民の移住・移転先は、以下のように記せられている。

茨城県 猿島郡古河町80戸、新郷村7戸、勝鹿村2戸、真壁郡上妻村1戸

栃木県 下都賀郡藤岡町74戸、野木村63戸、生井村7戸、犬飼村7戸、赤麻村4戸、三鴨村4戸 部屋村3戸、静和村3戸、小山町2戸、栃木町1戸、水代村1戸、瑞穂村1戸

表 4-6-1 谷中村年次別移転戸数

期間		J	居住 地			移 転 地					
	内野	恵下野	下宮内	下宮外	合 計	古河町	藤岡町	野木村	海老瀬	指定地	その他
明治 38	78	18	47	5	148	37	26	13	11	30	31
明治 39.1 ~ 6	64	49	51	1	165	32	40	43	16	10	24
明治 39.7~12	9	3	12	1	25	5	1	3	1	12	3
明治 40.1~6	8	3	9	2	22	3	6	5	1		7
明治 40.7~12	3		3		6	3	3				
明治 41	3		2	1	6	1				1	4
明治 42	4		1		5	2			2		1
明治 43	1				1		1				
明治 44				1	1						1
明治 45・大正 1			2	2	4	2					2
大正2			1	22	23	16	1	1	1		4
大正3				7	7	6					1
大正4				4	4	4					
大正5			1	4	5	1		1			3
大正6	5	4	7	1	17	2	12	2			1
大正7		1	2	3	6	1	1	1			3
年次不明	2		6	6	14	1					13
合 計	177	78	144	60	459	116	91	69	32	53	98

安蘇郡佐野町1戸、足利郡御厨村1戸、那須郡下江川村18戸、上江川村11戸、金田村8戸 那須村4戸、塩谷郡箒根村5戸

埼玉県 北埼玉郡川辺村11戸、利島村4戸

群馬県 邑楽郡海老瀬村29戸、西谷田村3戸

東京府 深川区4戸、神田区1戸、日本橋区1戸

千葉県 南葛飾郡五嬬村1戸、亀江戸村1戸

新潟県 頚城郡津有村1戸

北海道 雨竜郡一己村1戸

計 367 戸

(3) 「昭和45年現在 栃木県旧谷中村民現況名簿」神田吉蔵調査

昭和44年2月、藤岡町役場の「元谷中村戸籍簿」をもとに、下江川村移転した神田重吉の三男神田吉蔵 氏(明治30年10月生まれ)が、転出者の現在の状況を整理している。なお、本調査の北海道移転者(17戸) の中には部屋村・寒川村からの移住者も含まれる。

(4)「昭和61年 旧谷中村縁故者名簿」(旧谷中村合同慰留碑奉賛会・藤岡町)

旧谷中村縁故者名簿と後継者未判明者名簿からなっている。谷中村民の最初の主な移転先は、古河市 123 戸、藤岡町 95 戸、野木町 67 戸、板倉町 36 戸、北川辺村 17 戸、壬生町 7 戸、那須町 43 戸、塩谷郡 5 戸、東京都 11 戸、小山市 9 戸、北海道 4 戸の計 417 戸である。なお、藤岡町にはこのほか別に「大字別移転状況調」などがある。

栃木県の買収は、明治38年5月にはじめての移転者があり、その年の11月から本格的な移転が始まった。その後の移転の動きは激しく、38年12月末までに150戸が移民し、39年6月末の廃村までに買収対象者の8割に近い313戸が移転した。さらに39年7月から40年6月末までの1年間に、内野17戸、恵下野7戸、下宮堤内21戸、そして堤外3戸の計48戸が移転し、残留者を除くと、その大部分は移住している。このように栃木県の買収は、本格的移転が始まって1年半の期間で、買収対象者のほとんどの家が買収に応じて移転していった。

明治 40 年 6 月末までには、移転届が遅れた者や堤外地に残っていた 50 戸を除くと、堤内地には 19 戸が居住していたが、このうち 3 戸は自主的に家を取り壊すことになり、16 戸が強制破壊の対象になった。堤内 16 戸の強制破壊は、明治 40 年 6 月 29 日から 7 月 5 日にかけて行われた。家を失った 16 戸は、その日のうち堤内地に仮小屋を建てて残留民として居住し、谷中村復活を主張した。

一方、堤外の本郷などの約60戸が居住していたが廃村前後までに10戸が移転し、50戸になっていた。内務省の買収は、明治44年から始まり、明治45年から大正4年までに34戸が移転し、その多くは古河町に移転した。

大正2年9月に、田中正造が亡くなるが、分骨され残留民の屋敷地の一角に「田中霊祀」として祀られた。 大正6年2月、河川法を根拠とする強制執行を前に、残留民16戸の移転が始まり、藤岡町大字藤岡字堤外地 源五郎に田中霊祠とともに6戸が、藤岡町大字下宮に3戸、藤岡町大字内野に1戸、藤岡町高間に2戸、野 木村に2戸、古河町に2戸が移転した。

表 4-6-2 は谷中村市町村別移転状況を示している。

旧谷中村民の移住地は、旧谷中村に隣接する町村と栃木県指定の県内移住地の二つに大きく分類できる。 旧谷中村に隣接する町村は、栃木県藤岡町、野木村、生井村、赤麻村、三鴨村、部屋村、茨城県古河町、群 馬県海老瀬村、埼玉県川辺村、利島村の4県10町村、348戸で、全居住者459戸の約76%に当たる。また、栃木県指定の県内移住地は、下都賀郡犬飼村、那須郡下江川村、上江川村、金田村、那須村、塩谷郡箒根村の3郡6村、54戸で、全体の約12%であった。

主な町村の移転は、藤岡町 92 戸 (内野 69 戸、恵下野 5 戸、下宮 18 戸)、野木村 70 戸 (内野 8 戸、恵下野 45 戸、下宮 17 戸)、古河町 117 戸 (内野 19 戸、恵下野 9 戸、下宮 89 戸)、海老瀬村 32 戸 (内野 24 戸、恵下野 1 戸、下宮 7 戸)、川辺・利島村 17 戸 (内野 5 戸、下宮 12 戸) である。

大字別には、内野からの移転は西に隣接する藤岡町、海老瀬村への移転が多く、下宮からは南東に隣接する古河町への移転が多く、次いで野木村、藤岡町、下宮の西にある川辺・利島村へ移転した。恵下野からは東に隣接する野木村、古河町、さらに北に隣接する生井村への移転が多かった。

表 4-6-2 谷中村町村別移転戸数

町村名				民住 地			町村名			居住 地		
	内	野	恵下野	下宮内	下宮外	合計		内 里	恵下野	下宮内	下宮外	合計
下都賀郡藤岡町		69	5	15	3	92	茨城県古河町	19	8	55	35	117
野木村		8	45	13	4	70	新郷村		. 3	2		6
生井村		1	6			7	勝鹿村		1	1		2
南犬飼村		3		4		7	上妻村		1			1
赤麻村		3	1			4	群馬県海老瀬村	24	1	6	1	32
三鴨村		1		4		5	西谷田村		1	1		3
部屋村			3			3	埼玉県川辺村		5	6	2	13
静和村		1		2		3	利島村			4		4
栃木町		2				2	静村					1
水代村		1				1	東京府深川区			4	1	6
瑞穂村				1		1	神田区				1	1
小山町		1	1	1		3	日本橋区			1		1
安蘇郡佐野町		1				1	北豊島区			1		1
植野村		1				1	下谷区			1		1
足利郡御厨村				1		1	向島区		1			1
那須郡下江川村		10		6	1	17	千葉県五嬬村		1			1
上江川村		5		7		12	亀江戸村			1		1
金田村		8				8	北海道一己村				1	1
箒根村		3		2		5	佐呂間村				3	3
那須村		4				4	新潟県津有村					1
河内郡宇都宮町					1	1	神奈川県鎌倉町				1	1
清原村				1		1	移転無し					1
							不明			4	6	11
栃木県計		122	61	57	9	249	合 計	17	7 78	144	60	459

表 4-6-3 指定移住地状況

移住地	現住所	移住戸数	移住年月日	旧住所	備考
下江川村	那須烏山市志鳥	18 戸	明治 38.11.1	内野11戸、下宮7戸	小字谷中
金田村	大田原市北金丸	8戸	明治 38. 11. 21	内野8戸	小字谷中、記念碑
上江川村	さくら市下河戸	7戸	明治 38. 12. 6	内野3戸、下宮4戸	小字谷中開発
箒根村	那須烏山市接骨木	5戸	明治 38. 12. 26	内野3戸、下宮2戸	(現在戸数無し)
那須町	那須町前原	4戸	明治 38. 12. 30	内野4戸	記念碑
上江川村	さくら市鹿子畑	6戸	明治 39. 6. 20	内野2戸、下宮4戸	
南犬飼村	壬生町国谷	7戸	明治 39.8.25	内野3戸、下宮4戸	小字藤岡

表 4-6-1・2 出典①「明治 38 年 6 月 北村七郎兵衛作成 谷中村転籍控」(北村喜平家文書)②「明治 42 年 4 月 谷中村民移転表」(佐野市郷土博物館所蔵)③「昭和 45 年 旧谷中村民現況名簿 神田吉蔵調査」④「昭和 45 年 旧谷中村縁故者名簿」藤岡町 より作成

表 4-6-3 出典①「昭和 45 年 旧谷中村民現況名簿 神田吉蔵調査」②旧谷中から来た人たち 植木不二夫 那須野ケ原開拓史研究 43 1997 年 ③「谷中開墾記念碑文」の読み方 大沼美雄 那須文化研究 16 2002 年より作成 また、那須郡・塩谷郡などの指定地への移転者は、内野下宮の居住者であった。これらの中には、明治 12 年以降、新田開発のために谷中村に入植した新住民の方々が多く参加した。このように、谷中村からの移転地は、大字ごとに明確な傾向がみられた。

指定移住地は7地区あり、6地区が那須・塩谷郡、1地区が下都賀郡であった。うち6地区は開拓を成し遂げ、谷中や藤岡といった小字を付け、記念碑も作られたが、那須郡箒根村では、飲料用水が得られず、全員が再移住し、開拓集落は消滅し、開拓民のうち1戸は、藤岡町に再移住している。

なお、指定移住地への移住戸数は当初54戸であったが、下江川村への再移住者があり、55戸に増えた。移 転に際しては、移転以前からの近隣地との縁故関係や親近感、解体した家屋運搬のし易さなどの地理的関係、 そして生活の糧であるスゲやヨシ、漁業そして養蚕などを生業の継続を重視していた。またこれらは、共同 で行うことが多く、近隣の移住は小字やツボごとが多かった。

#### (7) 明治 43 年大洪水と北海道移住

栃木県の北海道移住<sup>8)</sup>は、明治 43 年 (1910) 8月の大水害を受けてからである。明治政府は、その対応として、「罹災者の北海道の移住奨励」(『下野新聞』8月 28日)を呼び掛け、この呼びかけに応じて、明治 44年 4月、北海道に向かったのは、栃木県、群馬県、秋田県、福島県、埼玉県、そして山梨県の 7 県の水害被災者であった。

明治44年4月、栃木県下都賀郡66戸が北海道に移住した。移住地は、現在の常呂郡佐呂間町に入植、その土地は後に「栃木」と命名され、開墾を進めた。その中に、10数戸の旧谷中村民も含まれていたことから、足尾鉱毒事件と結びつけられた。

栃木県の北海道移住は、部屋村を中心に進められ、明治43年12月15日の『下野新聞』の記事には、部屋村を中心とした移住希望者37名の氏名、住所、家族数等が発表された。翌年3月23日、下都賀郡長他1名が北海道庁を訪問し、これにより移住地は常呂郡鐺沸村サロマベツ原野と決定した。

明治44年4月7日、栃木県の北海道移民66戸、210名が、小山駅を出発。同じ汽車には既に群馬県邑楽郡水害移民83戸、260余名が乗車しており、この中には安蘇郡界村からの移民6戸、21名も含まれていた。4月9日に青森から連絡船に乗り、同夕函館に着くが、船火事に遭遇し、荷物の三分の一を失う被害に遭う。10日朝、列車に乗った一行は、正午に群馬県団体と狭太駅(現ニセコ駅)で分かれ、12日に野付駅(現北見駅)に着いた。そこから積雪の中を馬車やソリ、徒歩で行くしかなく、13日に出発、サロマ別に付くのは14日午後9時であった。以上が、『下野新聞』の記事からまとめた栃木県の北海道移住の動向である。

表 4-7-1 は、栃木県のサロマ別原野入植者一覧である。

サロマ別原野入植者一覧は、平成7年12月発行の『さろま物語』の「栃木国有未開地、付与図」より作成し、 北海道庁の『国有未開発処分完結文書』により確認した。(図 4-1)

『さろま物語』によれば、明治44年4月の入植者(第一次入植者)は58戸、大正2年4月の入植者(第二次入植者)は19戸、大正4年以降の入植者は9戸、合計86戸であり、その他移住者2戸の計88戸である。なお、新聞記事では、第一次入植者は66戸であり、8戸多いが、区画数は66区画と新聞記事と一致している。

第一次入植者の付与状況は、大正8年までに55戸が付与され、入植率は約94%、第二次入植者は大正11年までに18戸が付与され、入植率は約95%、大正4年以降は、9戸が付与され、入植率は100%、合計で86戸中、82戸が付与されたことになる。

出身地別入植状況を見ると、第一次入植者では、部屋村 25 戸、旧谷中村 9 戸(古河町 6 戸、藤岡町 3 戸)、藤岡町 6 戸、寒川村 4 戸の順であり、第二次入植者は、部屋村 12 戸、旧谷中村 2 戸(藤岡町)、赤麻村 2 戸

の順である。全体では、部屋村が最も多い 41 戸、次いで旧谷中村の 13 戸 (藤岡町 6 戸、古河町 7 戸)、以下藤岡町 6 戸、寒川村 6 戸、三鴨・赤麻・生井村の 4 戸と続く。

次に旧谷中村からの入植者を見ると、第一次入植者では茂呂近助、松本正一、川島平助、川島平三郎、岡部新衛、関口兼吉、木村長三郎、秋山弥蔵、秋山ヤスの9名、第二次以降では、木村喜市、関口ナミ、台ナヲ、茂呂テツの4名で、合計13名である。戸籍などから、秋山弥蔵・ヤスが親子、川島平助・平三郎が兄弟、茂呂近助・テツが兄妹であった。なお、大正8年、茂呂近助は妻名義の土地を茂呂テツに譲渡している。

そして、大正5年には付与人は54名、第一次入植者のうち50名、また第二次入植者の4名が面積5町歩を付与された。大正末期には、ハッカブームが押し寄せそれまでの借財等の返済が進められたが、その後ハッ

カブームが下火となったことから入植者 の転出が進んだものと考えられる。

ところで、「田中正造の日記」(『田中 正造全集11巻・第12巻』) を見ると、 谷中村民等の北海道移住の様子が描か れ、谷中村民に茂呂近助と元谷中村長職 務管掌鈴木豊三が積極的に北海道移住の 勧誘をしている。また田中正造の書簡 (『田中正造全集第17巻』) は、田中正造 は自分の意思での北海道移住は異論がな いとしている。その代表が、明治36~7 年時に田中正造の秘書として足尾鉱毒事 件に活躍した黒沢酉蔵である。黒沢は明 治38年に北海道に移住し、「雪印乳業」 を築き、「北海道酪農義塾」を設立、「酪 農の父」と称される。また政治家として 衆議院議員を経験する。晩年には、田中 正造全集の編纂にも携わっている。

また、明治44年当時、下都賀郡南部からの北海道移住が盛んであった。「北海道国有未開地処分文書」によれば、明治44年6月、網走ポンキン原野への入植者名は、寒川村出身の、飯島庄作、大久保佐太郎、大久保貞助、神原六平、橋本茂平、青木芝之助、田熊喜右衛門、山中三十郎の9人の名が記録されている。この他にも北海道に移住したという史料がこの地域に見られることから、新たな活躍の場を求めて、この他にも北海道に移住した人々がいたことを伺わせていた。



図 4-1 栃木国有未開地付与図 (出典『さろま物語』)

表 4-7-1 北海道サロマ別原野入植者一覧表

# 1. 明治 44 年 4 月入植者 58 戸

番号	中4月入他有58月       入 植 者	出身地	貸付地	貸付年月日	付与年月日
1	稲葉 文之助	部屋村	18 線—244	明治 44. 7. 26	大正 2. 4. 11
2	田中 其吉	部屋村	19 線—244	明治 44. 7. 26	大正 2. 4. 11
3	渡辺 長八	部屋村	18 線—247	明治 44. 7. 26	大正 2. 4. 11
4	綾部 浪之助	部屋村	16 線—252	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
5	大島 弥三郎	部屋村	21 線—243	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
6	菊池 森造	部屋村	22 線—252	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
7	篠原 勝吉	部屋村	15 線-244 乙	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
8	瀬下 六右衛門	部屋村	20 線—248 他	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
9	田中 梅三	部屋村	20 線—241	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
10	田中雄一郎	部屋村	18 線-245	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
11	藤沼 万吉	部屋村	22 線—249	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
12	松本 亀之助	部屋村	16 線-250	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
13	大谷 梅三郎	部屋村	19 線—243	明治 44. 7. 26	大正 3. 12. 4
14	大島 末蔵	部屋村	18 線—251	明治 44. 7. 26	大正 3. 12. 4
15	田中 鷹之助	部屋村	19 線—246	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
16	長谷川 市五郎	部屋村	19 線—250	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
17	藤沼 藤八	部屋村	21 線-248 他	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
18	渡辺 久三郎	部屋村	20 線-246	明治 44.7.26	大正 3.12.4
19	大橋 喜之助	部屋村	16 線-247	明治 44.7.26	大正 3.
20	佐瀬 庄太郎	部屋村	19 線241	明治 44. 7. 26	大正 4.2.4
21	小林 豊次	部屋村	20 線242	明治 44. 7. 26	大正 4.2.4
22	海老沼 辰之助	部屋村	22 線251	明治 44. 7. 26	大正 4.2.7
23	大山 ハル〈政次)	部屋村	16 線-244	明治 44.7.26	大正 7.
24	佐山 亀太郎	部屋村	16 線—243	明治 44.7.26	
25	小川 伝次	部屋村		明治 44.7.26	帰国
26	田中 太郎右衛門	部屋村	23 線	明治 44.7.26	(死亡)
27	川島 平助	旧谷中村(古河町)	19 線—245	明治 44. 7. 26	大正 2.12.19
28	岡部 新衛	旧谷中村(古河町)	16 線-242	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
29	秋山 弥蔵	旧谷中村(古河町)	15 線-241 乙	明治 44. 7. 26	大正 4.2.4
30	木村 長三郎	旧谷中村(古河町)	18 線—246	明治 44. 7. 26	大正 4. 2. 4
31	川島 平三郎	旧谷中村(東京府)	24 線—250	明治 44. 12. 12	大正 6. 6. 18
32	秋山ヤス	旧谷中村(古河町)	20 線	明治 45. 5. 27	大正 8. 10. 27
33	松本正一	旧谷中村(藤岡町)	15 線—248	明治 44. 7. 26	大正 3. 12. 4
34	茂呂 近助 関口 兼吉	旧谷中村(藤岡町) 旧谷中村(藤岡町)	18 線-248 他 15 線-247	明治 44. 7. 26	大正 5. 8. 22 大正 4. 2. 4
35 36	川島 安太郎	藤岡町	20 線—247 他	明治 44. 7. 26 明治 44. 7. 26	大正 2. 4. 11
37	進上 徳次	藤岡町	19 線—249	明治 44. 7. 26	大正 2. 4. 11
38	川島佐市	藤岡町	20 線—245	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
39	田中 半蔵	藤岡町	20 線—243	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
40	石川 佐市	藤岡町	18 線—249	明治 44. 7. 26	大正 3. 12. 4
41	原田 常吉	藤岡町	20 線-244	明治 44. 7. 26	大正 7.
42	今泉 勇次郎	寒川村	17 線—250	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
43	古澤 丑之助	寒川村	16 線—245	明治 44. 7. 26	大正 2. 12. 19
44	渡辺 勝蔵	寒川村	17 線—249	明治 44. 7. 26	大正 2.12.19
45	渡辺 勝次郎	寒川村	22 線—243	明治 44. 7. 26	大正 3. 12. 4
46	阿部 弥三郎	三鴨村	16 線-246	明治 44. 7. 26	大正 2.12.19
47	田熊 福松	三鴨村	16 線-246	明治 44.7.26	大正 4.2.17
48	阿部 利三郎	三鴨村	16 線243	明治 44. 7. 26	大正 4.
49	遠藤 弥三郎	赤麻村	17 線245	明治 44. 7. 26	大正 2.12.19
50	関口 シゲ	赤麻村	17 線-244	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
51	小川 トメ	生井村	17 線-248 他	明治 44. 7. 26	大正 2.12.19

52	福田 太平	日光町	22 線250	明治 44. 7. 26	大正 2.12.19
53	永塚 栄七	茨城県香取村	19 線—242	明治 44. 7. 26	大正 2.12.19
54	池田 常吉	水代村	16 線-248	明治 44.7.26	大正 3.12.4
55	岡泉 只一郎	豊田村	21 線252	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
56	峯崎 忠三郎	群馬県	18 線-242 他	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
57	長竹 弥左衛門	栃木地区	21 線241	明治 44. 7. 26	大正 3.12.4
58	永島 文作	岩舟村	19 線239	明治 44. 7. 26	大正 8.5.13

# 2. 大正 2 年入植者 21 戸

番号	入 植 者	出身地	貸付地	貸付年月日	付与年月日
1	桜井 留吉	赤麻村	26 線264	大正 2.9.23	大正 5.8.22
2	稲葉 利助	部屋村	25 線254	大正 2.10.2	大正 5.11.25
3	田中 リタ	部屋村	26 線254	大正 2.10.2	大正 5.12.12
4	高力 カノ	犬伏村	25 線—251	大正 2.10.2	大正 5.12.26
5	落合 治三郎	生井村	25 線248	大正 2.9.23	大正 7.
6	青木 儀一郎	部屋村	26 線—262	大正 2.9.23	大正 8.5.19
7	猪瀬 長重	部屋村	21 線—251	大正 2.9.23	大正 8.5.19
8	大島 留次	部屋村	25 線—259	大正 2.9.23	大正 8.5.19
9	藤沼トヨ	部屋村	21 線254	大正 2.9.23	大正 8.5.19
10	渡辺 延	部屋村	25 線—261	大正 2.9.23	大正 8.5.19
11	篠原 重太	部屋村	24 線246	大正 2.9.23	大正 8.5.19
12	柴崎 峰次	部屋村	22 線241	大正 2.9.23	大正 8.5.19
13	渡辺 フク	寒川村	17 線—251	大正 2.9.23	大正 5.8.22
14	木村 喜市	旧谷中村(藤岡町)	18 線—239	大正 2.10.2	大正 8.5.23
15	関口 ナミ	旧谷中村 (藤岡町)	15 線―239 他	大正 2.10.2	大正 8.5.23
16	稲葉 猪之助	部屋村	27 線—263	大正 2.10.2	大正 9.2.4
17	瀬下 宇一郎	部屋村	25 線—248	大正 2.8.9	大正 11.
18	篠原 文次	部屋村	24 線—268	大正 2.9.23	大正 11.
19	大塚 忠治	赤麻村	26 線—251	大正 2.9.23	不明
20	柿沼 利平	部屋村	居住	不明	不明
21	大出 利八	不明	居住	不明	不明

# 3. 大正4年以降入植者9戸

番号	入 植 者	出身地	貸付地	貸付年月日	付与年月日
1	小川 トヨ	生井村	16 線-249 他	大正 4.12.1	大正 7.
2	基 ナヲ	旧谷中村 (藤岡町)	19 線247	大正 4.12.1	大正 7.
3	阿部 武二	寒川村	16 線-246 乙	大正 6.4.5	大正 7.
4	篠原 末吉	部屋村	16 線—249	大正 5.12.18	大正 8.10.6
5	阿部 吾市	三鴨村	16 線	大正 4.12.1	大正 8.10.6
6	綾部 金一郎	部屋村	25 線—263	大正 6.2.7	大正 8.5.27
7	関口 弥五郎	r五郎 茨城県香取村		大正 6.2.15	大正 8.5.27
8	神原 信一	部屋村	21 線—257	大正 8.2.21	大正 8.4.9
9	茂呂 テツ	旧谷中村(古河町)	18 線250	大正 8.10.3	大正 8.10.6

表 4-7-1 出典 北海道立文書館「国有未開地処分法完結文書」及び佐呂間町行政文書より作成

# 表 4-7-2 入植年別付与年次一覧

付与年	大正2	大正3	大正4	大正 5	大正6	大正7	大正8	大正9	大正 11	不 明	合 計
明治 44 入植	25	16	8	1	1	2	2			3	58
大正2入植				4		1	10	1	2	1	19
大正4以降						3	6				9
合 計	25	16	8	5	1	6	18	1	2	4	86

表 4-7-3 入植年別付与年次一覧

ſ	, ,		_	-t 1 1		中村	-11-1-1-1			-11-1			etta 1 1	1.75.11	5.45.1.1	- 11	茨城県	7V FF 1F		۸ ٦١
ľ	付	与	年	部屋村	古河	藤岡	藤岡町	寒川村	二鴨村	赤麻村	生井村	岩卅村	豊田村	水代村	大伏村	日光町	香取村	群馬県	不明	合計
Ī	明治	44	入植	25	6	3	6	4	3	2	2	1	1	1		1	1	1	1	58
ſ	大正	27	人植	12		2		1		2	1				1					19
	大正	4 L	人降	3	1	1		1	1		1						1			9
Ī	合	計		40	7	6	6	6	4	4	4	1	1	1	1	1	2	1	1	86

表 4-7-1 出典 北海道立文書館「国有未開地処分法完結文書」及び佐呂間町行政文書より作成

表 4-7-2・3 出典 「さろま物語」、「国有未開発処分完結文書」(北海道庁) より作成

### 参考文献

- 1) 「渡良瀬遊水地成立史史料編」明治 35 年 12 月 明治 35 年水害後の復旧質疑(埼玉県臨時県議会)pp. 32  $\sim$
- 2) 栃木県出納局管理文書(栃木県文書館所管) 秘密 谷中村に関する質疑応答書類仮綴 内務省地方局長からの照会文書

## 栃木県出納局管理文書一覧

一13					
- 1 明治 37、8.11 内務省地方局長からの照会文書(都新開) 地方局長	県番号	年 月 日	文 書 名	差出人	宛 先
- 2 明治 37.8.19 同上回答文書	87		秘密 谷中村に関する応答書類仮綴(表紙)	地方課	
- 2 明治 37. 8.19 同上回答文書	-1	明治 37. 8. 11	内務省地方局長からの照会文書(都新聞)	地方局長	栃木県知事殿
- 4 明治 38.6、22 空中村訴訟事件(丸山義一) 第一部長 下都質郡長 阿治 38.7、26 同上 下都質郡長 阿上男	-2	明治 37. 8. 19	同上回答文書	白仁栃木県知事	地方局長殿
- 4 明治 38.6、22 空中村訴訟事件(丸山義一) 第一部長 下都質郡長 阿治 38.7、26 同上 下都質郡長 阿上男	-3	明治 38. 8. 20	同上関連電報	地方課	
- 5 明治 38.10.16 安生順四郎動産競売事件日光銀行 地方課 関口百一郎殿 - 7 明治 38.10.14 同上関連 日光銀行代理人 下部質郡長 県部長殿 - 9 明治 38.10.30 同上関連 下都質郡長 規方課長 谷中村村長 - 9 明治 38.10.30 同上関連 下都質郡長 地方課長 谷中村村長 - 9 明治 38.9.29 同上関連 下都質郡長 田之 - 9 明治 38.9.29 同上関連 下都質郡長 田之 - 9 明治 38.9.29 同上関連 下都質郡長 田之 - 10 明治 38.9.29 同上関連 受領書 関口 - 11 明治 38.9.29 同上関連 受領書	-4	明治 38. 6. 22	谷中村訴訟事件(丸山義一)	<del></del>	下都賀郡長殿
-6         明治 38. 10. 16         安生順四郎動産競売事件日光銀行         地方課         関口吾の殿           -7         明治 38. 10. 13         日上関連         日光銀行代理人         下都賀郡長         県部 38. 10. 30         同上関連         日本銀行役職人         第一部長         公中村村長         公中村村長         公中村村長         一年         明治 38. 10. 30         同上関連         下都賀郡長照会ノ件伺い         第一部長         下都賀郡長         公中村村長         日本勧業銀行総裁殿         日本勧業銀行総裁殿         日本勧業銀行総裁殿         日本勧業銀行総裁殿         日本勧業銀行総裁殿         日本勧業銀行総裁殿         日本勧業銀行総裁殿         日本勧業銀行総裁別         日本勧業銀行総裁別         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別事         日本勧業銀行総裁別の事         日本勧業銀行総裁別の事         日本勧業銀行総裁別の事         日本勧業銀行総裁別の事         日上関連         日本勧業銀行総裁別の事         日上間連事         日上版連事         日上版連事         日上版連事         日上版連事         日上版連事         日上版連事         日上版連事         日上版事         日上版事         川上理事         日上版本勧業銀行総裁別の事         加上里事         日上版事事         川上理事         日上版事事         川上理事         日上版本制業別行総裁別の事         加上里事         日上版本制業別行総裁別         加事         加上理事         日上版本制業別行総裁別         加事         1上理事         日上版本制業別行総裁別         加工         1上理事         日上版本制業別行総裁別         1上理事         日上版本制業別行総別         1上理事         日上版本出事	-5			下都賀郡長	
- 7 明治 38. 10. 14 同上関連 日光銀行代理人 下都賀郡長 県部長殿 9 円治 38. 10. 30 同上関連 委任状給木豊三 地力課長 谷中村村長 7 中間 38. 10. 30 日上関連 下都賀郡長風会 / 件伺い 第一部長 下都賀郡長 10. 30 目 月間 2 東京郡長風会 / 件伺い 第一部長 下都賀郡長 10. 30 目 月間 38. 10. 30 目 月間 2 東京郡長 10. 50 第一部長 1 中都 38. 9. 29 同上関連 受領書 日仁栃木県知事 日本勒業銀行総裁殿 1-12 明治 38. 10. 13 同上関連 第 1 案 服会文書 日仁栃木県知事 日本勒業銀行総裁殿 1-14 明治 38. 10. 13 同上関連 第 2 案 照会文書 日仁栃木県知事 日本勒業銀行総裁殿 1-14 明治 38. 10. 13 同上関連 第 2 案 照会文書 日仁栃木県知事 日本勒業銀行総裁殿 1-15 明治 38. 11. 17 同上関連 川上理事 日本物業銀行総裁 知事 日 1 年 4 財 2 表 1 日本 1	-6			地方課	関口吾一郎殿
一-8   明治 38. 10. 13   同上関連 委任状鈴木豊三   地方課長   谷中村村長   日・ 明治 38. 10. 13   同上関連 下都賀郡長照会ノ件伺い   第一部長 下 都賀郡長   日・ 本朝業銀行総裁殿   11   明治 38. 9. 29   同上関連 受領書   関口吾一郎   日本朝業銀行総裁殿   日・ 本朝業銀行総裁殿   日・ 日・ 明治 38. 10. 14   同上関連 照会文書   日本勒業銀行総裁   知事   日本勒業銀行総裁   知事   日本 本朝業銀行総裁殿   日・ 本朝業銀行総裁   知事   日・				下都賀郡長	県部長殿
一9 明治 38. 10. 30   同上関連 下都賀郡長照会 / 件何い   第一部長   日本勧業銀行総裁殿   11 明治 38. 9. 29   可上関連 受領書   日本勧業銀行総裁殿   12 明治 38. 9. 29   可上関連 受領書   日本勧業銀行総裁殿   12 明治 38. 10. 13   同上関連 第1 条 照会文書   日本勧業銀行総裁殿   13 明治 38. 10. 13   同上関連 第1 条 照会文書   日本勧業銀行総裁殿   日本勧業銀行総裁殿   14 明治 38. 10. 14   同上関連 第2 条 照会文書   日本勧業銀行総裁殿   知事   日本勧業銀行総裁殿   15 明治 38. 11. 17   同上関連 原会文書   日本勧業銀行総裁殿   17 明治 38. 11. 17   同上関連 原金文書   日本勧業銀行総裁殿   18 日本制業銀行総裁殿   19 日本勧業銀行総裁殿   19 日本勧業銀行総裁   19 日本も対策の関立を持入を表   19 日本も対策の関立を持入を表   19 日本も対策の関立を持入の   19 日本も対策の関立を持入の   19 日本・財政・関立を持入の   19 日本・財政・財政・関立を持入の   19 日本・財政・関立を持入の   19 日本・財政・財政・財政・関立を持入の   19 日本・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・財政・					谷中村村長
-10 明治 38. 9. 29 日本勧業銀行谷中村債務償還 照会文書 白仁栃木県知事 日本勧業銀行総裁殿 日2 明治 38. 10. 13 同上関連 受領書 白仁栃木県知事 日本勧業銀行総裁殿 第1 案 照会文書 白仁栃木県知事 日本勧業銀行総裁殿 知事 日本勧業銀行総裁殿 知事 日本勧業銀行総裁 日2 同上関連 照会文書 日本勧業銀行総裁 知事 日本勧業銀行総裁 知事 日本勧業銀行総裁 日2 同上関連 照会文書 日本勧業銀行総裁 知事 日本 10 財産 11 日 11 日 11 日 11 日 11 日 12 日 12 日 12					
一11 明治 38. 9. 29   同上関連 受領書   関口吾一郎   白仁栃木県知事殿   日本勧業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   田上関連   川上理事   日本制業銀行総裁   知事   日本制業銀行総裁   日本制業銀行総裁   日本制業銀行総裁   日本制業銀行総裁   日本制工   日本	-			白仁栃木県知事	日本勧業銀行総裁殿
一12 明治 38, 10, 13   同上関連 第 1 案 照会文書   白仁栃木県知事   日本勧業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁殿   日本制業銀行総裁   知事   日本制業銀行総裁   日本制工   日本	-11			<b>-</b>	
一13	-12			白仁栃木県知事	日本勧業銀行総裁殿
-14         明治 38. 10. 14         同上関連 照会文書         日本勧業銀行総裁         知事           -16         明治 38. 11. 10         同上関連 照会文書         日本勧業銀行総裁         知事           -17         明治 38. 11. 17         白上関連 回答文書         白仁栃木県知事 川上理事           -18         明治 39. 4. 22         同上関連 電報         白仁栃木県知事 川上理事           -19         明治 39. 6. 1         同上関連 電報         白仁栃木県知事 川上理事           -20         明治 39. 6. 22         同上関連 電報案         日上関連 電報案           88         明治 40. 7. 24         染宮太三郎他の村債清算に関する級(10 件) 染宮太三郎他 元谷中村村長茂呂近男 39. 6. 23         一日 明治 38. 10. 25         一日 明治 38. 10. 25         契約書 谷中村排水器設置債権弁済ニ関する件         一日 明治 38. 10. 25         一日 明治 38. 10. 25         要任状 山田鶴三ヲ代理人ト為ス 安生順四郎 山田鶴三殿         一日 明治 38. 10. 25         安任状 神原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス 古沢繁治外 5 人 榊原・関ロ殿 5 代理人 排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人 排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人 山田鶴三         ・ 大田四郎ら代理人 加田鶴三別 「お来 30. 25         一日 新来 30. 25         一日 新来 30. 25         「お来 30. 32				白仁栃木県知事	日本勧業銀行総裁殿
一15 明治 38. 11. 10   同上関連 照会文書				日本勧業銀行総裁	知事
一17 明治 39. 4. 27   同上関連 回答文書   白仁栃木県知事   川上理事   19   明治 39. 6. 12   同上関連 電報   白仁栃木県知事   川上理事   川上理事   19   明治 39. 6. 22   同上関連 名・のの円返済   白仁栃木県知事   川上理事   八上理事   19   明治 39. 6. 23   同上関連 名・中村村長宛   白仁栃木県知事   台仁栃木県知事   台仁栃木県知事   台中村村長   台中村村長   日仁栃木県知事   台仁栃木県知事   台中村村長   日仁栃木県知事   台中村村長   日仁栃木県知事   台中村村長   日代栃木県知事   日仁栃木県知事   台中村村長   日代栃木県知事   日仁栃木県知事   台中村村長   日代栃木県知事   日仁栃木県知事   日仁成・日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	-15	明治 38. 11. 10	同上関連 照会文書	日本勧業銀行総裁	知事
-18 明治 39. 4. 22         同上関連 電報         白仁栃木県知事         川上理事           -19 明治 39. 6. 1         同上関連 28,000 円返済         白仁栃木県知事         川上理事           -20 明治 39. 6. 23         同上関連 谷中村村長宛         白仁栃木県知事         谷中村村長           -21 明治 39. 6. 23         同上関連 電報案         谷中村村長         公中村村長           88 明治 40. 7. 24         染宮太三郎他の村債清算に関する綴(10 件)         染宮太三郎他         元谷中村村長茂呂近男 24           89 明治 38. 10. 25 契約書 谷中村排水器設置債権弁済ニ関する件         田鶴三男代理人ト為ス         安生順四郎         山田鶴三殿           -1 明治 38. 8. 7         委任状 山田鶴三ヲ代理人ト為ス         安生順四郎         山田鶴三殿           -2 明治 38. 10 三奏任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス         古沢繁治外 5人殿         神原・関ロ殿           -3 明治 38. 10 要長代状 榊原経武・関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人         排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎に代理人         栃木県知事白仁武殿           -5 明治 38. 10 を仕状 神原経武・男の円、会計課長保管)         安生甚四郎代理人         栃木県知事白仁武殿           90 明治 39. 7. 20 証 (谷中村債務の契約書)         東田・野田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田	-16	明治 38. 11. 17	同上関連 川上理事	白仁栃木県知事	川上理事
-19 明治 39. 6. 1         同上関連 28,000 円返済         白仁栃木県知事         川上理事           -20 明治 39. 6. 22         同上関連 谷中村村長宛         白仁栃木県知事         谷中村村長           -21 明治 39. 6. 23         同上関連 電報案         公中村村長           88 明治 40. 7. 24         染宮太三郎他の村債清算に関する綴(10 件)         染宮太三郎他         元谷中村村長茂呂近男的名38. 10. 25           9明治 38. 10. 25         契約書 谷中村排水器設置債権弁済二関する件         一・1 明治 38. 8. 7         女任状 山田鶴三戸代理人ト為ス         安生順四郎         山田鶴三殿           -2 明治 38. 10         委任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス         古沢繁治外 5 人 榊原・関ロ殿         市、器・関ロ殿         古沢繁治外 5 人 榊原・関ロ殿           -3 明治 38. 10         委任状 神原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス         古沢繁治外 5 人 殿         市、器総代 15 人 古沢繁治外 5 人 殿         一・関ロ殿         ・関ロ殿         ・関ロ殿         ・関ロ殿         ・関ロ殿         ・関ロ殿         ・関ロ殿         ・関ル 38. 10. 25         ・関ル 38. 10. 25         ・関ル 38. 10. 25         ・場所 2 園         ・場所	-17	明治 39. 4. 27	同上関連 回答文書	白仁栃木県知事	川上理事
-20 明治 39. 6. 22 同上関連 谷中村村長宛         白仁栃木県知事         谷中村村長           -21 明治 39. 6. 23 同上関連 電報案         同上関連 電報案         公官太三郎他の村債清算に関する綴(10 件)         染宮太三郎他         元谷中村村長茂呂近           89 明治 38. 10. 25 契約書 谷中村排水器設置債権弁済ニ関する件         一1 明治 38. 8. 7         委任状 山田鶴三ヲ代理人ト為ス         女生順四郎         山田鶴三殿           -1 明治 38. 8. 7         委任状 山田鶴三ヲ代理人ト為ス         古沢繁治外 5 人         神原・関ロ殿           -2 明治 38. 10         委任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス         古沢繁治外 5 人         神原・関ロ殿           -3 明治 38. 4         委任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス         古沢繁治外 5 人         神原・関ロ殿           -4 明治 38. 10.         排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人 (正当領収証書 47,000 円、会計課長保管)         ケーヤ村確認託書 75,000 円 (正当領収証書 47,000 円、会計課長保管)         ケーヤ村進水予防地取得費(485,398 円 9 銭 2 厘)         栃木県知事白仁武殿 郷間係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議 神原経武・関ロー郎 栃木県知事中山巳代 無法(会)         九山義一他 藤岡町長森宗吉殿 栃木県知事中山巳代 郷治学 会大豊三         栃木県知事中山巳代 栃木県知事自仁武殿 鈴木豊三           94 明治 39. 6. 26         明治 39. 6. 26         横門関係(樋門 2 箇 此補償金 12,000 円 示談承諾 会 や中村長職務管準 鈴木豊三         栃木県知事自仁武殿 栃木県知事自仁武殿 鈴木豊三	-18	明治 39. 4. 22	同上関連 電報	白仁栃木県知事	川上理事
一21 明治 39. 6. 23   同上関連 電報案   操宮太三郎他の村債清算に関する綴(10 件) 染宮太三郎他 元谷中村村長茂呂近   89 明治 38. 10. 25   契約書 谷中村排水器設置債権弁済ニ関する件   一1 明治 38. 8. 7   委任状 山田鶴三ヲ代理人ト為ス   安生順四郎   山田鶴三殿   台大字延滞元利末金額及び換算価格   正書ノ約款ニ基ツク反当り負担米計算表   第1回工事費   一2 明治 38. 10   委任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス   古沢繁治外 5 人   榊原・関口殿   一3 明治 38. 10   委任状 神原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス   古沢繁治外 5 人   榊原・関口殿   一4 明治 38. 10   歩と低状古沢繁治外 5 名ヲ代理人   排水器総代 15 人   古沢繁治外 5 人殿   排水器総代 15 人   古沢繁治外 5 人殿   「おままままままままままままままままままままままままままままままままままま	-19	明治 39.6.1	同上関連 28,000 円返済	白仁栃木県知事	川上理事
88 明治 40. 7. 24   染宮太三郎他の村債清算に関する綴(10 件)   染宮太三郎他   元谷中村村長茂呂近  89 明治 38. 10. 25   契約書   谷中村排水器設置債権弁済二関する件   日 明治 38. 8. 7   委任状   山田鶴三ヲ代理人ト為ス   安生順四郎   山田鶴三殿   台大字延滞元利末金額及び換算価格   証書ノ約款ニ基ツク反当リ負担米計算表   第1回工事費   第1回工事費   古沢繁治外 5 人   榊原・関ロ殿   中が 38. 10   委任状   榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス   古沢繁治外 5 人   榊原・関ロ殿   排水器終代 15 人   古沢繁治外 5 人   横原・関ロ殿   排水器終約書   関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・   柴田四郎ら代理人   谷中村確認証書 75,000円   安生甚四郎代理人   山田鶴三   切計 38. 10. 25   日	-20	明治 39. 6. 22	同上関連 谷中村村長宛	白仁栃木県知事	谷中村村長
89 明治 38. 10. 25 契約書 谷中村排水器設置債権弁済ニ関する件	-21	明治 39. 6. 23	同上関連 電報案		
-1 明治 38. 8. 7         委任状 山田鶴三ヲ代理人ト為ス	88	明治 40. 7. 24	染宮太三郎他の村債清算に関する綴(10件)	染宮太三郎他	元谷中村村長茂呂近助外
各大字延滞元利末金額及び換算価格         証書ノ約款ニ基ツク反当リ負担米計算表         第1回工事費         -2 明治 38. 10 委任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス 古沢繁治外 5 人 榊原・関口殿 排水器総代 15 人 古沢繁治外 5 人殿 排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人         -4 明治 38. 10.       排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人 (正当領収証書 47,000円、会計課長保管) (正当領収証書 47,000円、会計課長保管)       栃木県知事白仁武殿 栃木県知事白仁武殿 (正当領収証書 47,000円、会計課長保管)         90 谷中村洪水予防地取得費 (485,398円 9 銭 2 厘)       板 雑債務 (袋のみ)         91 財治 39. 7. 20 証 (谷中村債務の契約書)       丸山義一他 藤岡町長森宗吉殿 柳原経武・関口一郎 栃木県知事中山巳代 無之候)         93 明治 40. 9. 3 開治 40. 9. 3 開治 40. 9. 3 開治 40. 9. 3 概要に使)       本・豊一 栃木県知事中山巳代 柳原経武・関口一郎 栃木県知事中山巳代 無法と候)         94 明治 39. 6. 30 開治 39. 6. 30 開治 40. 9. 3 機能書)       本・豊一 栃木県知事白仁武殿 栃木県知事白仁武殿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89	明治 38. 10. 25	契約書 谷中村排水器設置債権弁済ニ関する件		
証書 / 約款 = 基ツク反当リ負担米計算表   第1回工事費   第1回工事費   1 回工事費   1 回工事費   1 回工事費   1 回工事費   1 回来   1 を任状 神原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス   1 古沢繁治外 5 人   神原・関ロ殿   1 申消 38. 10. 25   1 申消 38. 10. 25   2 申消 38. 10. 25   2 申消 38. 10. 25   2 申消 38. 10. 25   3 申消 39. 7. 20   2 申消 39. 6. 30   3 申消 39. 6. 30   3 申消 39. 6. 30   3 申消 39. 6. 26   3 申消 39. 6. 26   3 申消 39. 6. 26   2 申消 39. 6. 26   2 申消 39. 6. 26   2 申消 39. 6. 26   3 申消 39. 6. 26	-1	明治 38. 8. 7	委任状 山田鶴三ヲ代理人ト為ス	安生順四郎	山田鶴三殿
第1回工事費       -2 明治 38. 10 委任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス 古沢繁治外 5 人 榊原・関口殿         -3 明治 38. 4 委任状古沢繁治外 5 名ヲ代理人       排水器契約事 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人         -4 明治 38. 10. 25 保中村確認証書 75,000円(正当領収証書 47,000円、会計課長保管)       安生甚四郎代理人 山田鶴三         90 谷中村洪水予防地取得費(485,398円9銭2厘)       栃木県知事白仁武殿         91 秘 維債務(袋のみ)       東治 40. 9. 3         93 明治 40. 9. 3 報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議無之候)       東山義一他 藤岡町長森宗吉殿 栃木県知事中山巳代 郷子之候)         94 明治 39. 6. 30 預防器具関係(金3,500円、消防器具一式補償処分 承諾書)       谷中村長職務管掌 栃木県知事白仁武殿 栃木県知事白仁武殿 新井県田県 12 6 21,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌 衛木豊三         95 明治 39. 6. 26 極門関係(極門 2 箇 此補償金 12,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌 鈴木豊三       栃木県知事白仁武殿 栃木県知事白仁武殿 栃木県知事白仁武殿 ・大豊三			各大字延滞元利末金額及び換算価格		
-2       明治 38. 10       委任状 榊原経武・関口吾一郎ヲ代理人ト為ス       古沢繁治外 5 人       榊原・関口殿         -3       明治 38. 4       委任状古沢繁治外 5 名ヲ代理人       排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人       排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人       安生甚四郎代理人山田鶴三       栃木県知事白仁武殿・佐井八郎・大阪地取得費(485,398円9銭2厘)         90       谷中村洪水予防地取得費(485,398円9銭2厘)       一個報三       栃木県知事白仁武殿・佐井八郎・大阪・地原子の契約書)         91       秘 雑債務(袋のみ)       大山義一他藤岡町長森宗吉殿・棚原経武・関口一郎栃木県知事中山巳代郷之候)         93       明治 40. 9. 3       報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議無之候)       榊原経武・関ロ一郎栃木県知事中山巳代郷之候)         94       明治 39. 6. 30       消防器具関係(金3,500円、消防器具一式補償処分 谷中村長職務管掌 鈴木豊三       栃木県知事白仁武殿・株里三         95       明治 39. 6. 26       樋門関係(樋門2箇 此補償金12,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌 鈴木豊三       栃木県知事白仁武殿・株田三田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田			証書ノ約款ニ基ツク反当リ負担米計算表		
-3     明治 38. 4     委任状古沢繁治外 5 名ヲ代理人     排水器総代 15 人     古沢繁治外 5 人殿       -4     明治 38. 10. 25     排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・柴田四郎ら代理人     安生甚四郎代理人 (正当領収証書 47,000 円、会計課長保管)     安生甚四郎代理人 山田鶴三     栃木県知事白仁武殿       90     谷中村洪水予防地取得費(485,398 円 9 銭 2 厘)     超 維債務(袋のみ)     東田町長森宗吉殿       91     秘 維債務(袋のみ)     東田明治 39. 7. 20     証(谷中村債務の契約書)     東山義一他     藤岡町長森宗吉殿       93     明治 40. 9. 3     報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議無之候)     榊原経武・関ロ一郎 栃木県知事中山巳代無済管掌 鈴木豊三     栃木県知事白仁武殿       94     明治 39. 6. 30     満防器具関係(金3,500 円、消防器具一式補償処分 谷中村長職務管掌 鈴木豊三     栃木県知事白仁武殿 栃木県知事白仁武殿 ・ 大県和事白仁武殿 ・ 大県和東白仁武殿 ・ 大県和東白 ・ 大県和東白 ・ 大県和東白仁武殿 ・ 大県和東白 ・ 大県和東 ・ 大県和東白 ・ 大県和東白 ・ 大県和東白 ・ 大県和東 ・					
-4     明治 38. 10.     排水器契約書 関口吾一郎・榊原経武・鈴木豊三・ 集田四郎ら代理人     安生甚四郎代理人 山田鶴三     栃木県知事白仁武殿       -5     明治 38. 10. 25     谷中村確認証書 75,000 円 (正当領収証書 47,000 円、会計課長保管)     安生甚四郎代理人 山田鶴三     栃木県知事白仁武殿       90     谷中村洪水予防地取得費(485,398 円 9 銭 2 厘)     超 維債務(袋のみ)     東田町長森宗吉殿       92     明治 39. 7. 20     証(谷中村債務の契約書)     東山義一他     藤岡町長森宗吉殿       93     明治 40. 9. 3     報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議無之候)     榊原経武・関ロ一郎 栃木県知事中山巳代 無之候)       94     明治 39. 6. 30     消防器具関係(金3,500 円、消防器具一式補償処分 谷中村長職務管掌 承諾書)     栃木県知事白仁武殿 鈴木豊三       95     明治 39. 6. 26     樋門関係(樋門 2 箇 此補償金 12,000 円 示談承諾 書)     栃木県知事白仁武殿 栃木県知事白仁武殿			委任状 榊原経武・関ロ吾一郎ヲ代理人ト為ス	古沢繁治外5人	榊原・関口殿
-4     明治 38. 10.     集田四郎ら代理人       -5     明治 38. 10. 25     谷中村確認証書 75,000 円 (正当領収証書 47,000 円、会計課長保管)     安生甚四郎代理人 山田鶴三     栃木県知事白仁武殿       90     谷中村洪水予防地取得費(485,398 円 9 銭 2 厘)     加田鶴三     栃木県知事白仁武殿       91     秘 維債務(袋のみ)     東田町長森宗吉殿       92     明治 39. 7. 20     証(谷中村債務の契約書)     丸山義一他     藤岡町長森宗吉殿       93     明治 40. 9. 3     報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議無之候)     榊原経武・関ロ一郎 栃木県知事中山巳代 無之候)       94     明治 39. 6. 30     消防器具関係(金3,500円、消防器具一式補償処分 谷中村長職務管掌 鈴木豊三     栃木県知事白仁武殿 ・大豊三       95     明治 39. 6. 26     樋門関係(樋門 2 箇 此補償金 12,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌 鈴木豊三     栃木県知事白仁武殿	-3	明治 38.4	委任状古沢繁治外 5 名ヲ代理人	排水器総代 15 人	古沢繁治外5人殿
10   10   10   10   10   10   10   10	-4		柴田四郎ら代理人		
91       秘 雑債務(袋のみ)         92       明治 39. 7. 20       証(谷中村債務の契約書)       丸山義一他       藤岡町長森宗吉殿         93       明治 40. 9. 3       報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議 榊原経武・関ロ一郎 栃木県知事中山巳代 無之候)         94       明治 39. 6. 30       消防器具関係(金3,500円、消防器具一式補償処分 谷中村長職務管掌 鈴木豊三         95       明治 39. 6. 26       樋門関係(樋門 2 箇 此補償金 12,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌 鈴木豊三         95       明治 39. 6. 26       樋門関係(樋門 2 箇 此補償金 12,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌 鈴木豊三	-5	明治 38. 10. 25		F	栃木県知事白仁武殿
92 明治 39. 7. 20     証(谷中村債務の契約書)     丸山義一他     藤岡町長森宗吉殿       93 明治 40. 9. 3     報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議 榊原経武・関ロ一郎 栃木県知事中山巳代無之候)     栃木県知事中山巳代 ・	90		谷中村洪水予防地取得費(485,398円9銭2厘)		
93     明治 40.9.3     報酬関係(谷中事件ニ従事シタル報酬下付ニ付異議 榊原経武・関ロ一郎 栃木県知事中山巳代無之候)       94     明治 39.6.30     消防器具関係(金3,500円、消防器具一式補償処分 谷中村長職務管掌鈴木豊三       95     明治 39.6.26     樋門関係(樋門2箇 此補償金12,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌鈴木豊三       95     明治 39.6.26     横門関係(樋門2箇 此補償金12,000円 示談承諾 谷中村長職務管掌鈴木豊三	$\vdash$				
93   明治 40.9.3   無之候)	92	明治 39. 7. 20			藤岡町長森宗吉殿
94   明治 39. 6. 30   承諾書)   鈴木豊三   栃木県知事日仁武殿	93		無之候)	榊原経武・関口一郎	栃木県知事中山巳代蔵殿
95	94	明治 39.6.30	承諾書)	鈴木豊三	栃木県知事白仁武殿
96 明治3885 排水器関係(排水器ニ関スル債務債権経過)	95	明治 39. 6. 26		I	栃木県知事白仁武殿
20	96	明治 38. 8. 5	排水器関係(排水器ニ関スル債務債権経過)		

		,		
97		勧業銀行関係(水)丸山義一預り金証明書		
31		安生順四郎・勧業銀行・村会議決書 4 項目		
-1	明治 39.8.1	上記4項目関係回覧	県属柴田四郎	栃木県県知事外
-2	明沙 20 6 20	  上記 4 項目関係送付	谷中村職務管掌	  県属柴田四郎
	列行 39.0.30		鈴木豊三	
-3		丸山儀一関係証書	日本勧業銀行	
-4	明治 34. 12. 23	丸山義一 金10,000円預り金定期預金証書及び添書	丸山義一	谷中村村長他
-5	明治 32.11.21	安生順四郎 預り金50,000円 証	安生順四郎	谷中村村長殿
-6	明治 32.11.21	安生順四郎 抵当物件山林 3,700 町歩 証	安生順四郎	谷中村村長殿
-7	明治 32.11.21	安生順四郎預り金40,000円 証利子及び年賦支払い	安生順四郎	
- 8	明治 34. 12. 14	定期預金証書 15,000円	京浜銀行	安生順四郎殿
- 9	明治 32.6.1	村債に対する勧業銀行関係書目録	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
-10	明治 32.6.1	通知書 240円40銭	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
-11	明治 32.6.14	証 340 円 40 銭 明治 32 年上半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
-12		証 1,386 円 97 銭 明治 32 年下半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
		証 2,250 円 明治 33 年上半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
		証 2,250 円 明治33年下半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
		証 2,246 円 31 銭 明治 34 年上半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
		証 2,546 円 31 銭 明治 34 年下半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
		証 2,246 円 31 銭 明治 35 年上半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
		証 2,546 円 31 銭 明治 35 年下半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
		証 2,546円31銭 明治36年下半期分	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
	明治 37. 3. 8	証 1,503円85銭	日本勧業銀行総裁	谷中村村長殿
-21	明治 37. 3. 9	支払い証明願	安生順四郎	日本勧業銀行殿
-22		支払い証明書 (明治32年~明治37年)	日本勧業銀行	安生順四郎殿
-23		谷中村議会議事録 歳入歳出予算	谷中村議会	3,44,44,44
-24		同議事録 村債受入	谷中村議会	
		同議事録 村債受入、利子	谷中村議会	
-26		同議事録 村債受入、利子、堤防構築可決	谷中村議会	
-27	明治 34. 1. 26		谷中村議会	
-28	明治 34. 8. 5	同議事録	谷中村議会	
-29		同議事録 村債償還	谷中村議会	
		同議事録 村債償還	谷中村議会	
-31		同議事録 村債償還	谷中村議会	
-32		同議事録 村債償還	谷中村議会	
-33	-	同議事録 預金請求訴訟 起債償還	谷中村議会	
	明治 38. 7. 4	同議事録 預金返済 償還方法	谷中村議会	
	明治 38. 8. 5	同議事録	谷中村議会	
- 00		<b>勧業銀行関係(書簡 谷中村村債之件行員有間道五</b>		
98	明治 39. 6. 23	郎ヲ差出候間御配慮相願候)	高橋新吉	栃木県知事白仁武殿
		<b>勧業銀行関係</b>	谷中村長職務管掌	
99	明治 39. 6. 23	(請求書 金 2,441 円 30 銭 谷中村樋門ノ内請求)	鈴木豊三	栃木県知事白仁武殿
		御業銀行関係	谷中村長職務管掌	
100	明治 39. 6. 26	(領収証 金 2, 441 円 30 銭 谷中村樋門ノ内領収)	鈴木豊三	栃木県知事白仁武殿
			新术豆 <u></u> 勧業銀行総裁	
101	明治 38. 7. 14	債権 50,000 円ノ内残額領収)	高橋新吉	藤岡町長森宗吉殿
		谷中村債権精算綴		
102	明治 40.8.1	(金3円33銭3厘 元金50円ニ対スル減額領袖、外)	藤岡町島村島三郎	(藤岡町長)
		谷中村債権精算綴(承諾書 谷中村債権ヲ800円65		
103	明治 39.11.14	銭ニ減額スル件ヲ承諾ス)	古河町越路益次郎	藤岡町長森宗吉殿
		谷中村債権精算綴		
104	明治 38. 10. 1	(証書 谷中村債権ヲ25円19銭減額ニ減額承諾ス)	谷中村古澤繁治	(谷中村長)
		物件補償調査(瀦水池敷地内ノ物件ノ調査洩レノ地		
105	明治 40. 2. 28	処分伺) 140 件 1434. 475 円	主任属柴田四郎	中山栃木県知事宛
106		丸山義一土地処分関係		
-1	明治 39. 7. 20		県属渡辺	知事決裁文書
-2	明治 39. 7. 28	登記済証書	県職渡辺	千路決裁文書
			丸山義一代理人	İ
-3	明治 37. 8. 19	承諾書 19,624 円 90 銭 登記簿	関口吾一郎	栃木県知事白仁武殿
-4	明治 39. 7. 24	  土地抵当金円借用証書	丸山義一	第 120 銀行総裁
-5	明治 39. 7. 29	委任状	7 = F-3A	>14 x=4 >>11 \u00e4\u00fan
107	明治 39. 5. 23	丸山義一預り金関係綴		
	1 × 1 H 00 . 0 . 20	1 = 1 - 1/4 - 1/2 / == 1/4 N N N N		I.

- 3)「藤岡町史資料編谷中村」明治37年8月 谷中村々村長辞職勧告書 p.284
- 4) 「藤岡町史資料編谷中村」明治38年3月瀦水池を機に・・知事告諭第二号p.340
- 5) 谷中村の用地買収価格について、買収委員であった宮内喜平は「谷中村総代/瀦水池設置事務員としての宮内喜平の活動」(久野俊彦著 古河博物館紀要泉石第9号)の「資料9元瀦水池設置委員より岡田栃木県知事への陳情草稿案」の中で「(前略)而して其当時二於ケル瀦水池使用土地保障(補償)金額ノ如キ果シテ如何。最上田三十五円、仝畑四十円 [仝原野二十円] (後筆)池沼十円ノ額格ニシテ、是ヲ最下ノ価格ノ平均スル時ハ、実ニー反歩僅ニニ十七八円ニ過キズ(以下略)」とある。これは、買収を終えた大正2年に、瀦水池設置事務員(買収員)田中与四郎、内田健蔵、綾部倉之助、針谷秀吉、宮内喜平の5人が、栃木県に提出した「藤岡・古河町民ヨリ岡田知事へノ陳情書」の草稿であり、この買収価格は信憑性の高いものと考えられる。「稟請」の価格と比べると、畑・原野・池沼についてはほぼ同価格、田については、「稟請」価格より安価で買収した可能性がある。
- 6) 「渡良瀬遊水地成立史史料編」明治 42 年 3 月破憲破道に関する・・政府答弁書 p. 177
- 7) 移住関係の文書を整理すると次の通りである。
  - ①「明治38年6月北村七郎兵衛作成谷中村転籍控」(北村喜平家文書)
  - ②「明治42年4月谷中村民移転表」(佐野市郷土博物館所蔵)
  - ③「昭和45年旧谷中村民現況名簿 神田吉蔵調査」
  - ④「昭和45年旧谷中村縁故者名簿」藤岡町作成(これ以外にも資料がある)
  - ⑤ 久野俊彦「谷中村移転村民の伝承一復元・谷中村民族誌―」(古河歴史博物館 2004 年)
  - ⑥ 久野俊彦「谷中村総代、瀦水池設置事務員としての宮内喜平の活動」『泉石』第9号古河歴史博物館 2010年
  - ⑦ 久野俊彦「谷中村の移住と村落の債券」『田中正造と足尾鉱毒事件研究』No. 15 所収
  - ⑧ 植木不二夫「旧谷中から来た人たち」『那須野ケ原開拓史研究』43 1997 年
  - ⑨ 大沼美雄「谷中開墾記念碑文」の読み方『那須文化研究』16 2002 年
- 8) 北海道移住関係の文書を整理すると次の通りである。
  - ①「さろま物語」(佐呂間町小史) 平成7年 佐呂間町
  - ② 小池喜孝著「谷中村から来た人たち-足尾鉱毒移民と田中正造」1972年
  - ③ 谷中村と茂呂近助を語る会「谷中村村長茂呂近助―末裔たちの足尾鉱毒事件」2001年
  - ④「田中正造全集」第11巻・第12巻 田中正造の日記
  - ⑤ 栃木県議会史 地方自治法施行第7編

# 第5章 渡良瀬川改修事業とその効果

明治35年3月、第2次鉱毒調査会がスタートし、その報告書は翌36年3月内閣総理大臣に提出された。報告書には、足尾銅山の鉱毒被害を救治する重要な方策として、遊水地の建設を根幹とする渡良瀬川の治水事業の実施が提案された。

本章は、思川下流改修挫折後の谷中村遊水地化の動き、渡良瀬川改修計画の変遷・経緯等、用地と施行状況、 渡良瀬川改修工事の効果について整理した。

#### (1) 思川の準用河川認定と谷中村遊水地化の動き

谷中村遊水地化の動きは、菅井知事時代の明治36年1月に臨時県会に提出された「明治35年歳入歳出追加予算」の中に谷中村を遊水地とする「臨時部土木費修築費思川流域ノ部」が含まれていた。「思川流域ノ部」には、「思川流域費に於いて、谷中村堤内を貯水池に為し、各関係河川の氾濫区域を設けるは治水上、最もその策を得たるものにして、将来負担の利害消長に関すること実に鮮やかならじ」と、提案したのである。

この提案は、明治35年12月19日の第二次鉱毒調査会第十回会合での中山委員の「遊水地の導水は洪水のみ」という報告を、栃木県が実行しようとしたものである。当時の内務省は、渡良瀬川本川の改修を主体と考えており、思川は、栃木県が対応することで、谷中村遊水地化を、明治33年度の「思川放水路計画」が挫折した後の思川下流部の治水計画として位置づけていた。この菅井知事時代の谷中村土地買収は、既に国庫補助が内定していたが、県議会で否決されたことは、第3章(3)でみてきた通りである。

そしてこの思川の改修計画は、明治 37 年 12 月、栃木県による「谷中村買収」を含む土木費が栃木県会から承認を得ると、再び動き出し思川狭窄部をめぐり二つの計画が地元で計画された。その一つが、思川下流の網戸及び友沼村総代から提案された友沼河岸及び網戸河岸の堤外地一町歩余を切り下げ、そこに氾濫する洪水を貯留する遊水地計画であった。この遊水地計画は、結局は構想に終わったが、もう一つの計画は下流県を巻き込んで再び厳しい地域対立をもたらした。

それは、「狭窄部の開削」をするもので、地元の強い意向を踏まえて、栃木県は、明治 38 年 11 月の第九回 通常県会に 39 年度臨時土木費治水堤防費に、「5,000 円の浚渫工事」を提案した。左岸友沼・右岸網戸地区の 狭隘部 150 間 (270m) を 10 間 (18m) の拡幅するものであったが、県会では下流の状況からみても、これでは 足りないとして、5,000 円上乗せし、事業費 10,000 円にて可決、内務大臣に認可を求めた。

ところが、この動きは思川流域に止まらず、関連する一府五県共通で問題とされ、栃木県対下流諸府県という対立の構図となり、またも内務大臣からの認可は得られなかった。

栃木県は、思川改修について問い掛ける群馬県からの照会文書に対して、明治39年6月2日付、白仁武知事名で「御照会ニ係ル思川工事ハ施行不致候条段及回答候也」との文書を送っている。このように、思川改修計画は、群馬県も注目する問題であった。

しかしながら、38年提出の思川放水路計画が中止となると、谷中村が藤岡町に合併される少し前の明治39年6月、内務省の主導により、思川改修に関連する上下流問題の解決が図られることとなる。

先ず行われたのが、思川最下流部、栃木・茨城両県の県境の変更であった。

この地は、栃木県にとっては思川の最下流部であるが、茨城県としては最上流部、下流への洪水を防ぐための要の堤防である。ところが、堤防部は栃木県所管であったことから、県域変更を求めた。栃木・茨城両県は、内務大臣からの認可を受け、茨城県参事会の議決を経た後の明治39年6月12日、両県名で「栃木県下都賀郡野木村大字野渡ノ境界ヲ変更シ之ヲ茨城県下総国猿島郡古河町ニ編入ノ件」の告示を行った。

そして二つ目が、栃木県の思川・巴波川・須戸川・赤麻沼・潴水池の準用河川の認定である。栃木県は、明治40年6月28日、茨城県知事宛に「思川下流は貴県の管轄に属するので連署名の進達する」と照会した。そして明治40年6月29日、強制収用がはじまった同日、内務大臣宛に知事名で「思川・巴波川・須戸川・赤麻沼・潴水池の河川法の準用の認定」を送付し、同年7月2日付、内務省栃甲第61号で、栃木県は、内務大臣原敬から「本年6月29日発土第171号申請河川法準用ノ件認可ス」の回答を得た。ところが、買収反対住民は強制執行後も、仮小屋を立てて住むという事態に、河川法の準用河川の告示を延ばざるを得なかった。

また明治41年1月17日付、栃公第1号で、栃木県知事中山巳代蔵は、内務省土木局長大塚勝太郎から「茨城県ニ於テモ同県管内ニ属スル部分ニ付同法準用且付属物認定及河川付近土地等ニ関スル区域ノ件稟伺有」と、茨城県では思川を準用河川にすることを進めているが、「右ハ取締ノ上両県其揆ヲーニスル方可然存候処、貴県ニ於テハ如何ノ御運ニ有候哉」と、栃木県はどのように考えているか、との照会があった。(以上、栃木県内部文書)

茨城県の思川の準用河川の告示は未確認だが、明治43年12月5日付、茨城県知事坂仲輔名、告示第638号で「猿島郡古河町大字野渡大字悪戸新田境界線ヨリ下流準拠点H78号間渡良瀬川堤防長三百七十六間ヲ思川付属物ニ変更」し、更に茨城県告示第639号で「思川付属物」を定めている。

栃木県が、告示 2885 号で思川・巴波川・須戸川・赤麻沼・瀦水池の五河川を準用河川に認定したのは、明治 41 年 7 月 21 日のことである。さらに栃木県は、7 月 28 日、告示第 58 号を以って「河川法準用区域内占用に関する件」を出した。これによって、「認定シタル河川及水面ノ区域ニ於テ敷地ニ固着シテ現ニ工作物ヲ施設シ又ハ敷地ヲ占用セル者」は、本年 9 月 10 日迄に本庁の許可が必要となった。

栃木県の準用河川の認定は、遊水地計画の促進と買収時の谷中村民との約束である土地の占用を、河川法に基づき合法的に認めることを目的としている。ところが、強制破壊した後も、仮小屋に居住して耕作を続ける谷中残留民に対して、河川法を使って立ち退かせるという意図を以って行われた。

これに対し、田中正造と残留民は、内務大臣、県知事等に河川法適用の不当を訴える請願書の提出、県議

会には河川法を取り消すよう要請した。それは、明治41年9月10日付、「栃木県第288号の告示および県令に付き御届書<sup>1)</sup>」の県知事への提出(17日却下)、同年9月19日付「瀦水池認定河川法準用不当取消処分取消ノ訴願書」を藤岡町を経て内務大臣に提出(42年3月20日却下)、そして同年12月14日には、第12回通常県会への「河川法準用取消の意見書」(これは県会可決)の提出であった。

また内務省が主体となる動きは、明治41年8月の大洪水後の明治41年3月の「衆議院議員花井卓蔵外1名提出利根川流域ノ被害ニ関スル質問<sup>2)</sup>」に対し、内務大臣原敬は「谷中村瀦溜池ハ出水ノ際ニ於ケル水量ヲ瀦溜シ、附近一帯ノ害ヲ免レシメントスルモノニシテ、諸区域ハ約千町歩其周囲約四里、又現在堤防ハ所ニ依リ其高ヲ異ニ成ルモ十八尺乃至二十尺ナリ。」と答え、さらに1年後の明治42年3月「衆議院議員島田三郎ほか名提出破憲破道ニ関スル質問<sup>3)</sup>」に対して内務大臣平田東助は、「谷中堤内ハ連年洪水氾濫シ災害ヲ被ルヲ以テ随時堤防ノ修築ヲ為スモ其ノ効果ヲ取ムルコトヲ得ス其結果附近諸川ノ水勢緩和ノ途ヲ失ハシメ沿岸ノ災害ヲ増大ナラシムヘキヲ以テ之ヲ洪水瀦溜地区ト為スハ一般災害ヲ軽減シ治水上適当ノ施設ト認メタルモノナリ」と答えた。これにより、栃木県の実施した遊水地の正当性を述べることにより、その後内務省により行われる渡良瀬遊水地の正当性を述べるものであった。

そして、明治 42 年 9 月、内務省からの渡良瀬川改修及び費用負担の諮問に関し、茨城県は臨時県会を開催する。知事の説明に対し、小野田県議は「成程栃木県ニ於テハ多年此改修ニ付テハ宿題トナッテ居タカラシラヌガ、茨城県デハ余リ之ヲ宿題トシテイナイ」と述べたが、問題は茨城県古河町であった。

古河町の前で思川を合わせた渡良瀬川は、少し下がって利根川に合流する。このため古河では昔から水害が多く、特に天明年間の浅間山噴火がもたらした土砂による利根川の河床上昇は、水害をひどくした。栃木県同様古河町にとつて渡良瀬川改修は多年の宿題だったのである。

しかしながら、渡良瀬川最大の支川、思川の改修を巡っては、栃木県と茨城県は対立を続けてきた。明治 20 年代、栃木県は思川下流蛇行部を切り離し、新たな新川を開削する案を考えたが、同 30 年代に入ると、洪 水のみを流す放水路案に切り替え、議会もこれに承認する。これに対し、古河町を始め下流側の住民が反対し、 茨城県もこれに同調し、このため放水路計画は内務省の認めるところにはならなかった。

ところが、臨時県会開催中、地元古河の住民から、今回の内務省改修計画に反対との陳情書が県会議長に 出された。明治 42 年に出された内務省の渡良瀬川改修計画に位置付けられた思川の改修方策は、従来の栃木 県計画の焼き直しに過ぎないと、これが今回、住民の改修計画反対の大きな理由の一つである。

これに対し、茨城県当局は、明治 41 年 9 月 21 日地元紙「いはらき」に、「渡良瀬川改修に対する県当局弁明<sup>4</sup>」の記事を載せ、内務省計画は県にとってまたとない利益ある事業となるので宜しく賛成すべしと論じる。 結局この計画は、明治 42 年 9 月の臨時県会では、未決になるが、同年 11 月の通常県会で承認されている。

茨城県当局が「いはらき」新聞紙上に掲載した弁明は、渡良瀬川と利根川の流水秩序を説明し、改修計画の合理性や、渡良瀬遊水地の機能とその必要性を説いている。

そして、「明治政府のなしてきた治水を視れば、独り渡良瀬川改修のみ、その設計を危ぶむのは杞憂にすぎない。茨城県の費用負担は頗る安価で、治水経済上極めて得策である。宜しく賛成すべし」と結んでいた。

#### (2) 利根川改修計画と渡良瀬川改修計画の経緯

利根川改修工事は明治33年(1900)に着手し、それぞれ第一期、第二期、第三期改修工事として、20年の工期をもって、順次施工する方針であった。第三期工事の工事区間は、群馬県佐波郡芝野村から茨城県取手に至る区間で、当初明治46年度着工予定であったが、度々の洪水により関係自治体からの早期着手の要望が挙がっていた。この様な状況下、明治40年8月の台風による大雨のため、利根川は未曽有の大出水を受けた。

これにより内務省は第三期改修工事の早期着工の必要を認め、関係県に費用負担の同意を求めた。しかし千葉・茨城両県が条件付き賛成であったため、内務省は改めて計画を見直し、明治 42 年度に着手し 56 年度に完成する工事総額 7,810,000 円余の計画を示した。国が約 72%にあたる 5,620,000 円、残りの 29%にあたる 2,190,000 円を関係県で分担した。各県の分担費用は、埼玉県が 862,000 円、次いで群馬県の 679,000 円、茨城県の 326,000 円、千葉県の 323,000 円の順であった。これを受け関係県は明治 42 年 1 月に臨時議会を開催審議し可決したのであった。

明治 42 年に入ると、内務省は利根川第三期改修事業と併せて、支川渡良瀬川改修工事を着手することとし、関係各県(栃木・茨城・群馬・埼玉)に対し、費用の一部負担の同意を求めてきた。総工費 7,500,000 円で明治 43 年度に着手し、56 年度に完成させる 14 ヶ年継続事業であった。費用は 43 年度から 51 年度に至る 9 カ年間は関係県が負担し、52 年以降は国が全額負担するという計画であった。その費用は総工費のうち国が約 68.6%に当たる 5,144,000 円を負担し、残りの 31.4%にあたる 2,346,000 円をそれぞれ各県が分担負担せよというもので、各県の分担費用は、栃木県が最も多い 17.3%の 1,303,000 円、次いで茨城県の 396,000 円、群馬県の 388,000 円、埼玉県の 269,000 円であった。なお、栃木県の負担額は、渡良瀬川改修事業によるもののみであったが、その負担額は利根川改修事業を含む各県の負担額よりも多かった。

この計画提案に対し、各県は臨時議会を開催しその審議に当たった。可決日は、群馬県が明治 42 年 9 月 10 日、栃木県が同年 9 月 27 日、茨城県が同年 11 月 30 日、埼玉県が翌 43 年 2 月の臨時県会で可決した。

そして渡良瀬川改修計画は、明治 42 年 12 月に召集された第 26 回帝国議会で承認され、実施に移されることとなった。帝国議会で渡良瀬川改修事業が承認されると、栃木県は、明治 43 年 4 月 6 日、「河川法ニ依リ秋山川・巴波川及思川筋左ノ区域ヲ利根川ノ支川ニ認定シ本月 7 日ヨリ之ヲ施行ス」(栃木県告示第 100 号)と告示し、内務大臣に報告した。同年 4 月 12 日、内務大臣名で「明治 43 年度ヨリ本大臣ニ於テ渡良瀬川(本支川)改良工事ヲ施行ス其主タル河川左ノ如シ」(内務省告示第 63 号)の告示があり、ここで内務省起業の渡良瀬川改修事業が決定したのである。

この渡良瀬川改修事業は、足利の岩井地点から下流地点利根川合流点までが改修区間であり、その計画の前提は、工事中の利根川改修事業に影響を与えないこと。つまり利根川計画対象流量を増大しないことである。そのため、築造されたのが、旧谷中村を中心にした約3,000 町歩の遊水地であった。この谷中村堤内地は、栃木県により買収された土地である。そこへの新水路(放水路)は、明治35年9月の洪水が通り抜けた藤岡台地上の水路をショートカットするような計画であり、放水路下流の渡良瀬川は廃川された。また、渡良瀬川中流部では、渡良瀬川本川に合流していた秋山川・旗川・矢場川の支川は全て霞堤が閉じられ、対岸とは平行な連続堤で整備され、課題である思川の洪水は併せて遊水地で受け持つことになり、谷中村を中心に遊水地築造となったのである。

そしてこの遊水地は、鉱毒被害をもたらす廃鉱の土砂溜としても位置付けられていた。政府は、足尾銅山が明治31年に行われた予防工事により廃鉱の流出はなくなったとみて、それ以前の採掘によって上流山間部に堆積していた廃鉱が流出したものが大半と見ていた。遊水地には、洪水を導くために藤岡台地に開削された水路により洪水時に流れ落ちる、と考えていた。

ところが、利根川第三期そして渡良瀬川改修工事を開始した明治 43 年 8 月、東海から東日本にかけて未曾 有の洪水被害をうけ、利根川、渡良瀬川、荒川の堤塘は溢流・決壊して、関東地方は挙げて泥沼化した。関 東地方は、死者 769 人、行方不明 78 人、全壊家屋 2,121 戸、流失家屋 2,769 戸の被害を受けた。

このため政府は利根川改修計画を全面的に見直した。主な要点としては、中田地点の計画対象流量は毎秒

5,570 ㎡に増加し、増加させた流量の4割弱の毎秒2,200 ㎡を江戸川に流すことにしたのであった。そこで当初計画にはなかった江戸川の改修計画が組み入れられることになり、改定以前の毎秒970 ㎡から2.3 倍に増大された流量を流すため、逆川は廃し、利根川から新水路を開削して直接分流するようにし江戸川の川幅が広げられた。しかしながら、渡良瀬川の利根川への合流量は、従来と同様に零であった。利根川改修計画変更により、渡良瀬川改修計画が変わることはなかったのである。

#### (3) 渡良瀬川改修の用地買収と施工状況

内務省による渡良瀬川改修工事は、明治43年(1910)に用地調査をし、翌44年5月1日に内務省は古河町に土地収用事務所を設け、用地買収を開始した。また併せて関係各県には土地収用告示を依頼した。土地収用告示とは、用地買収に係る土地の住所・地番を示したものであり、栃木県では、明治44年6月13日の土地収用公告を皮切りに六回の土地収用公告を行った。

買収区域は、その範囲が 4 県 2 町 21 ケ村に及び、その面積が約 2,650 町歩にのぼることから三次に分けて 買収した。第一次買収は利根川合流から海老瀬村までの渡良瀬川沿いの区域で約 564 町歩、第二次買収は思 川・巴波川・遊水地・藤岡新川に係る区域で約 1,678 町歩、第三次買収の藤岡から足利までの本川と秋山川・ 旗川の区域約 405 町歩であった。用地買収は順調に進められ、大正 3 年 6 月 15 日には未契約者等 15 名となり、 大正 9 年にはほぼ完了した。

内務省の用地買収は、明治44年度から始まった。内務省が買収した大正3年10月30日現在の栃木県の渡 良瀬川改修工事所要買収地が表5-3-1である。

表 5-3-1 大正 3 年度 渡良瀬川改修工事所要買収地調 (栃木県)

単位:町反.畝歩

年 度	町村名	田	畑	宅 地	その他	計	金額(円)
明治 44	藤岡		518. 208	34. 517	654. 815	1, 207. 610	112, 950. 080
明治 44 計			518. 208	34. 517	654. 815	1, 207. 610	112, 950. 080
大正1	野木	270. 017	1, 565. 124	38. 223	1, 814. 319	3, 687. 823	356, 976. 090
"	間々田	3. 015	114. 513	1. 924	13. 218	132. 810	18, 022. 160
IJ	穂 積	7. 714	3. 925		0. 625	12. 404	1, 949. 250
"	生 井	598. 618	1, 448. 507	40. 510	969. 612	3, 057. 317	332, 569. 940
"	部 屋	126. 229	813. 314	11. 017	4, 519. 217	5, 469. 917	317, 588. 490
"	赤麻	12. 322	131. 923	0. 220	2, 792. 510	2, 937. 115	88, 584. 720
"	藤岡	46. 817	238. 101	13. 702	901. 721	1, 200. 411	106, 287. 280
"	三鴨		37. 102	6. 528	49. 904	93. 604	11, 232. 980
大正1計		1, 065. 012	4, 352. 719	112. 404	11, 061. 406	16, 591. 611	1, 233, 210. 910
大正2	毛 野	8. 229	194. 824	24. 506	132. 918	360. 617	43, 702. 740
IJ	富田	3. 928	59. 601	29. 407	50. 604	143. 610	20, 614. 870
"	吾 妻	1. 215	148. 704	38. 700	94. 914	283. 603	38, 456. 540
"	植 野	30. 400	430. 924	52. 829	177. 924	692. 217	86, 006. 180
IJ	梁 田	16. 915	46. 409	9. 417	54. 819	127. 700	16, 536. 480
"	久 野	35. 600	223. 207	6. 403	148. 109	413. 319	51, 408. 180
"	界		294. 827		142. 317	437. 214	47, 417. 620
"	三鴨		105. 024	0.618	111. 516	217. 238	20, 416. 690
大正2計		96. 427	1, 523. 800	162. 020	913. 401	2, 675. 618	324, 559. 300
合計		1, 161. 509	6, 374. 727	329. 011	3, 629. 622	20, 475. 009	1, 670, 720. 290

表 5-3-1 出典 大正 3年 10月 30日 渡良瀬川改修工事所要買収土地調(栃木県)より作成

44 年度の買収地は、藤岡町とあるが総て旧谷中村大字下宮、内野の堤外地である。買収面積 120 町 7 反 6 畝 10 歩、買収金額 112,950 円 8 銭、反当たりの価格 93.5 円であった。大正元年度は、野木・間々田・穂積・生井・部屋・赤麻・藤岡(旧谷中村含む)・三鴨の 8 町村で、面積 1,659 町 1 反 4 畝 8 歩、金額 1,233,210 円 91 銭、反当たり価格 74.3 円であり、大正 2 年度は毛野・富田・吾妻・植野・梁田・界・三鴨の 8 村で面積 267 町 5 反 6 畝 18 歩、金額 324,559 円 30 銭、反当たり価格 121.3 円。合計で買収面積 2,047 町 5 反 9 歩,買収金額 1,670,720 円 29 銭、反当たり価格 81.9 円であった。

工事は、遊水地の築堤工事は中心として進められた。遊水地の築堤工事は、周囲延長約27kmのうち、高台部を除く延長約12kmの築堤工事が行われた。遊水地周囲堤のうち、右岸側は埼玉県川辺村から藤岡町地先まで、左岸側は遊水地北方の部屋村から生井村東生井地先までの区間とし、堤防の天端幅は4mで、大正元年(1912)8月から大正11年にかけて実施した。

その進捗に併せて渡良瀬川は、それまで藤岡台地で当たって南に流れを変えていた河道を藤岡の西側の遊水地 (赤麻沼) に導くため、大正2年2月に工事に着手し、大正7年8月25日に通水した。台地を開削し、落差2m、河幅164m、赤麻沼に流れる新川道を藤岡新川と称された。これにより従来洪水の際に常に破堤を繰り返していた海老瀬の七曲がりは廃川となった。

この工事の進捗に併せて、湾曲の著しい思川下流部の改修は右岸は穂積村塩沢、左岸は間々田村粟宮から下流にそれぞれ連続堤を設け、河幅を広げ、野木町に入る所から新水路を東方に開いた。工期は大正2年12月に着手し、大正5年までに概成した。同じく巴波川は寒川村新波地先から新川を右岸に開き、新井川の流路を奪って、直接流入させた。工期は大正3年1月に着手し、大正7年までに概成した。

そして、古河町以下の渡良瀬川は、旧川の湾曲を是正して直行の新川を河幅545mにして利根川に合流させた。 工期は明治45年4月に着手し、大正7年に概成した。

また、谷田川は、大正4年10月に、谷田川新河道の一部開削及び渡良瀬川締切堤の工事に着手し、それぞれ大正6年7月及び8月に完成した。

こうして渡良瀬川改修事業の一環として渡良瀬遊水地工事は完成した。赤麻沼等を含めた遊水地の面積は約3,000 町歩で、60 億立方尺(約1 億7000 万㎡)の水をためることが出来た。同時に巴波、与良、新井、谷田あるいはその廃川の流末には、必要に応じて排水機、排水樋門が設けられ、また遊水地内の旧堤は撤去、又は部分的に除却がなされた。

以上のように流路の付替えは、大正7年頃までには終わり、以後は主として遊水地内の河道掘削、浚渫や 渡良瀬川上流よりの工事に移った。

渡良瀬川上部では、岩井山以下秋山川合流点までの2kmの区間は河幅を広げ(起点で182mから終点の418mに至る)、河道の屈曲を集約するとともにこれを掘削し、堤防を拡築、あるいは引堤等を行って連続堤にした。また秋山川は植野村榎戸村付近から直ちに渡良瀬川に流入した。

改修工事は当初大正8年度まで10カ年継続事業として始められたが、大正4年度末になって、大正10年度までの10カ年事業とすることに変更され、大正7年度になって、工費を増額すると共に期間は大正13年度までとし、最終的には昭和元年に全工事の竣功を見た。

#### (4) 渡良瀬川改修事業の効果と渡良瀬遊水地の設置

渡良瀬川改修工事の効果について、大正 14 年 11 月発行の「渡良瀬川改修工事概要」(内務省東京土木事務所)に詳しく書かれているが、それと、他の史料と合わせ調査結果を、「渡良瀬遊水地成立史通史編」は、次のように整理している。

- ① 改修工事により生じた土地の効果
- ② 改修による治水効果
- ③ 維持費の節減
- ④ 交通の利益
- ⑤ 建設工事中の雇用効果等
- ⑥ 鉱毒防止と衛生状態の改良
- (7) 遊水地の土砂沈殿効果
- ⑧ 史料に見る治水効果等の例

このうち、①の改修工事により生じた土地の効果について、藤岡新川の開削より上流部は平水位を低下させ、悪水の排除を良好にし、周辺土地の開発を促進させたとする。また、下流部については、赤津川、与良川、谷田川等に逆水門樋を設けたこと等により、これまで不毛の原野を美田化したとする。また、耕地整理により良好の成績を上げた所が埼玉県1ヶ所、茨城県3ヶ所あったとし、その内容を紹介している。

また、カスリーン台風後の渡良瀬川の水害実態を調べた総理府資源調査会の「渡良瀬川流域水害実態調査<sup>5)</sup>」 (昭和28年6月15日報告)は、渡良瀬川について、河状の変遷は、夫々の時期において、流域の土地利用をプラスにもマイナスにも多面的な影響を与えたとして、これを水利条件の変化の面から次のように集約できるとした。

- ①河川改修、土地改良の進展と農業生産量の進展
- ②河状変化と排水条件の悪化
- ③低湿地における内水処理の不備
- ④用水取入の困難化

そして渡良瀬川改修の効果については、「改修工事の進展と共に、それまでの洪水のたびに氾濫に任されていた低湿地は順次開墾され、水田面積は飛躍的に増大し、更に排水ポンプの設置によつて安定した水田耕作が行われるようになった。ポンプの設置が遅れた藤岡町と、比較的早く安定を見た上流側佐野市の水稲反当収量の推移を比較してみると、藤岡では水害年のたび著しい減収を見せているが、佐野では安定した上昇傾向を示している。これらは、明らかに河川改修の効果を示すものであるが、これを契機として耕地整理等の土地改良が漸次進められ、水田裏作や畜力耕作の導入と、更に稲作技術の高度化を加えて、農業生産力の安定と発展は見るべきものがあった。」と述べた。

そして、渡良瀬川左岸側の低湿地では、昭和11年ごろまでの約20年間は、河床低下のため、排水は好影響に向かっていたが、その後河床の上昇に伴って一般的に排水不良化の傾向が現れていたとする。このように、渡良瀬川改修工事は、「その目的である洪水(外水)の脅威からの解放、そして土地生産力発展の基盤整備というプラス面と、その後に発生してくる内水問題というマイナス面をもたらした。」のである。

その事例として、栃木県の越名沼や、群馬県の板倉沼の干拓前と干拓後の状況を地形図によって紹介している。

また、渡良瀬遊水地の設置による土砂沈殿効果については、鉱毒物質の最終的沈殿地の意義もあったと述べた。「鉱毒物質の最終処分地」の役割を担っていた。『渡良瀬遊水地史通史編』は、「渡良瀬川からの利根川への洪水流量が増大することの対応と、鉱毒物質の最終的沈殿地の役割を担ったものであり、治水的観点と鉱毒問題の観点から考え出された施設であった。」と述べ、また『利根川治水の変遷と水害<sup>60</sup>』(大熊孝著)は、「渡良瀬川への逆流の減少によって利根川洪水流量を増大することに対処した意義を有するばかりでなく、鉱

毒物質の最終的沈殿地の意義もあった。」と述べた。

また、遊水地の洪水対策については、両者とも認めているが、『利根川治水の変遷と水害』は、「鉱毒問題が発生しなければ、江戸川拡大方針が当初から採用され、利根川の治水体系は現状とは大きく変わっていたように思われる。」と述べ、一方、『渡良瀬遊水地史通史編』は、「利根川水系の治水計画のなかで渡良瀬川下流部の地形地質条件を生かし、土地利用を生かし、土地利用を考慮し、複雑な水理機構を整合させ、(中略)。さらに激しい地域対立のあった思川治水問題を一気に解決することできる。」と述べている。

これは、内務省による渡良瀬川改修計画に対し、これを鉱毒問題と渡良瀬川の治水から捉え、その解釈を巡っての違いであり、前者は、鉱毒問題を治水問題にすり替え、遊水地の建設は鉱毒問題を谷中村に押しつけ、問題の隠蔽を図ろうとするもので、所謂「すり替え論」、後者は、鉱毒問題と治水問題を同時に解決するもので、遊水地の必要性はその中に現れたとする所謂「同時解決論」とされる。

#### 参考文献

- 1)「田中正造全集第17巻」P669では、「ところで7月22日の栃木県告示288号とは、」、「地方行政庁の極めて強い河川法を使って、最後的に立ち退かせようというのが、この告示及び県令の意図であった」と述べる。
- 2)「渡良瀬遊水地成立史史料編」明治 41 年 利根川流域流域の被害(花井質門) P157
- 3)「渡良瀬遊水地成立史史料編」明治 42 年 3 月破憲破道に関する・・政府答弁書 P177
- 4)「渡良瀬遊水地成立史史料編」明治42年 渡良瀬川改修に対する茨城県の弁明 P945
- 5)「渡良瀬川流域水害実態調査」昭和28年6月15日報告 総理府資源調査会
- 6) 大熊孝著「利根川治水の変遷と洪水」1981 「(6) 渡良瀬遊水地と谷中問題」(P167 ~ 172) の中で、利根川改修工事の治水方針は、基本的には浅間山噴火以後の常習的水害の激化に対する復旧であるが、鉱毒問題によりその方針が混乱を受けたということが出来よう、と主張している。

# 第6章 谷中村民の移転先の生活 (河川占用)

現在、渡良瀬遊水地(第一調節地)を旧谷中村の後継者がヨシ・カヤの採取のために河川占用している。これは、栃木県が谷中村を買収時の約束から始まる。栃木県、内務省の谷中村買収に伴う移転戸数は 459 戸、そのうち約 76%に当たる 348 戸が旧谷中村に隣接する町村に移転している。これらの方々のその後の生活のために、河川法に基づき、渡良瀬遊水地の利用を認めたもので、当時は谷中村潴水地とも赤麻遊水池とも称した。

ところで、渡良瀬遊水地は、現在、河川法(昭和39年法律)に基づき国が管理しているが、それ以前は旧河川法(明治29年法律)に基づき、県が管理をしていた。谷中村一帯の河川法の適用は、明治41年7月に始まるが、それ以降、旧谷中村民の占用を認めることとなる。

本章では、栃木県や地元文書に基づき、河川法、河川占用の経緯とその後の動向について検証する。

#### (1) 栃木県の谷中村買収に伴う河川法の告示と河川占用

明治 40 年 6 月 29 日、谷中残留民の強制収用を始めたが、同日付け、栃木県知事名で、内務大臣宛に「河川準用ノ件」を送付し、同年 7 月 2 日付、内務省栃甲 61 号で内務大臣原敬から「河川法準用ノ件」の認定を受けていた。栃木県が元谷中村堤内地一帯に河川法指定する 1 年前の話である。ところが、強制収容後も堤内地に残留するという予想外の出来事のため告示をのばしたが、1 年後の明治 41 年 7 月 21 日、栃木県中知事中山巳代蔵は、栃木県告示第 288 号により、瀦水池(下都賀郡藤岡町及野木村ノ一部(元谷中堤内地一円))他、思川、巴波川などに準用河川の告示をしたのである。

次いで7月28日、県告示第58号により、この河川区域内の占用に関する告示がなされた。それは「河川 ノ区域内占用ニ於テ敷地ニ固着シテ施設スル工作物」の新築・改築・除去及び「河川ノ敷地若ハ流水ノヲ占用」 する場合は、「地方行政庁ノ許可」が必要であるとし、40年9月10日までに県庁の許可を得ることを定めた もので、これに違反すると、「10円以内ノ罰金若ハ拘留ニ処ス」というものであった。

この河川法準用と、その河川区域の占用の適用は、河川法に基づき耕作や漁業のための占用願を合法的に認めるとしたもので、これに基づく河川敷占用によって、元谷中村民の屋敷跡地や耕地での耕作、ヨシ・カヤの刈取り、そして池沼水路での漁業権が追認され、生活苦にあえぐ元村民の生活を支えることとなる。

一方、河川法の適用の中に住み続けることは残留民にとって厳しいものであり、現に住んでいる仮小屋は その他工作物として県の許可を得なければならなかった。そのため、41 年 9 月 19 日には、谷中残留民から栃木県知事に、旧谷中村堤内への河川法準用を不当とする届書が提出された。

次いで、明治43年4月6日の思川、巴波川の利根川支川の認定を受け、同45年5月21日、栃木県告示第238号により、瀦水池は思川及び巴波川の附属物に認定し、こうして谷中堤内を思川・巴波川の遊水地と位置付けをしたのである。

栃木県は、明治41年7月28日の「河川法準用区域内占用二関スル件」を出し、取り締まるとあるが、その実態は、明治38年の谷中村堤内地買収時、栃木県と旧村民との間において、「元の所有者は当分の間そのまま使用して良い」との約束に基づき、大正6年までは、河川法の申請はしなくても、耕地や池沼などの利用やヨシ・カヤの刈取権を、かつての土地所有権は黙認されていた。このような形で、立ち退き後も谷中村と関係ある人々を縁故民と呼んでいた。

また 16 戸の残留民の占用についても、当然のことであるが、その占用は認められた。残留民の生活は、「主として附近池沼の漁業また肥料用採取に就事し、尚一部堤内の耕作により生活を営り(略)戸数割税、漁業税の賦課等の納税の義務を履行しつつある」(明治 43・44 年内務省工事状況報告)であったが、新たな工作物については取り締まりがあった。大正元年 5 月 5 日、残留民 2 人の工作物が河川法違反として、罰金刑を受けている。先の内務省報告には「一旦強制破壊を受けたるものなるを以て何れも洪水に安全なる旧来の築立宅地上に構えたる一時の仮小屋寓居に過きさるを其後に至り土台木を据付け自然本住宅に多少改築せりと認め得ざるものは間明田条次郎及び染宮与三郎の 2 戸にして(略)」とある。罰金を受けた両者の住宅は、その後は壊されることはなかったと思われる。大正 6 年 2 月 当時の残留民の住家の写真(佐野市郷土博物館所蔵)には、庭に刈り取ったヨシが置かれた高台の一般的な住宅の写真が数枚残されている。

このように従来の土地所有者または利用者に対しては、その占用は黙認されていたが、新たな河川占用願いについては、認めなかった。例えば、明治 41 年 11 月に下宮に居住していた古澤繁治を筆頭願人として栃木県知事宛に提出された「養魚のため水面拝借願」(『藤岡町史資料編谷中村』P346) などである。

一方、内務省の渡良瀬川改修事業による用地買収においては、桑などの栽培を「幸樹存置」としての占用許可を与えた。史料四「遊水地敷地ノ一部占用許可関係」によれば、幸樹存置の由来について、桑などの幸樹に対しては、地上物件と見なして移転補償をしていたが、野木、生井両村において幸畑所有者の中に、移転料を受けないが、この幸樹の存地の出願があり、工事に支障のない範囲でこれを認めたことに始まるとされた。貸付にあたっては、内務省において買収地及び桑植栽倍箇所の台帳を作成し、公共団体が窓口となり占用業務を行い、占用代金の一部が公共団体に入る仕組みになっていた。

資料 6-1 は、「藤岡町大字下宮・内野既買収貸付調書」を示している。

古河土地収書事務所が作成した貸付調書である。谷中村廃村により、藤岡町大字下宮、内野と書かれているが、堤外地の貸付調書である。裏には使用料の注意が次のようにある。

- 一. 幸畑ハ幸樹植付総反別ヲ以テ、総移転料ニ際シ其反当金十分ノーニ金二十五銭ヲ加エルモノトス
- 二. 幸畑以外ノ畑及宅地ハ反当金一円十五銭トス

#### 三. 畑地以外ノ土地ハ反当金五十銭トス 以上

藤岡町大字下宮・内野既買収貸付調書に示された数字は、表 5-3-1 の、明治 44 年度藤岡町買収面積と一致する。こうしてみると、内務省は買収地域の全域を貸付の方針で動いたのであろう。なお、本調書に基づき、大正 3 年度、藤岡町下宮の古澤繁治と川辺村の茂呂武一の両名からは、土地の拝借願いが藤岡町経由で内務省に提出され、許可を受けている。(いずれも古澤満明家文書)

ところで、本調書は、茂呂近助所有とある。茂呂近助は、明治44年4月、北海道に入植したが、この時期一時帰国、長期滞在して、大正2年に亡くなった田中正造ともあっている。なぜ入植直後の大事な時期に近助は帰国し、長期間も滞在したのであろうか。その答えは、茂呂近助の末裔が記した「谷中村村長茂呂近助末裔たちの足尾鉱毒事件」によれば、明治44年から始まった内務省の渡良瀬川改修事業の用地買収、さらに元村民の生活に資するため、土地の貸付を仲介するまとめ役を担っていたのではなかろうかと、説明される。

表 6-1 藤岡町大字下宮·内野買収貸付調書

単位:町反.畝.歩

地区名	所有者数	買 4	又 地		桑植栽倍	:
	(人)	筆 数	面 積	筆 数	面積	移転料(円)
下宮	137	1, 274	1080.2.8	490	327. 9. 18	12, 624. 02
内 野	51	179	127.4. 2	116	70. 8. 27	3, 133. 69
計	188	1, 453	1207. 6. 10	606	398. 8. 15	15, 757. 71

表 6-1 出典 茂呂甚吉家文書(茂呂近助所有)より作成

## (2) 渡良瀬遊水地と河川占用

大正7年8月、藤岡新川の通水を控えた栃木県は、大正5年11月22日、仮小屋に居住する残留民16人の 立退き命令と戒告書を提出した。残留民の中には反対するものもいたが、県会議員の仲介などにより、大正6 年1月19日に立退き協定が結ばれ、2月25日に立退きが完了する。

次いで栃木県は、内務省の指示もあって、内務省による買収地域も含め一元的に河川管理を行うため、大正6年6月19日、遊水地を渡良瀬川の付属物と認定し、同年6月29日付、県令第20号にて、谷中村一円に「河川敷地及流水並附属物占用規程」を定め、更に翌7年には、県令第33号にて「河川生産物払下規程」を定め、それまで黙認していた縁故民の土地使用を規定することにした。

これにより、遊水地総てが栃木県の管理となり、県及び内務省買収地を統一した占用許可を与える方向になったが、内務省の「幸樹幸畑」の占用許可の中に、賠償金を支払わない代わりに許可を与えた占用者がおり、 支払った者と不公平になることから、時期をずらすこととなり、両者の統一がなされるのは、昭和初期に至ってのこととなる。

一方、栃木県の買収地(堤内地)でも、後に「萱刈り事件」という問題が生じる。簡単にその流れを説明 すると次の通りである。

大正7年、栃木県は遊水地を地元町村に貸し付けるという方針を示し、同年8月藤岡町長が中心となりその申請をすることになる。なお、当時はこうした申請の場合、占用料の一部が藤岡町の収入となる。翌8年3月、栃木県から藤岡町長に対し、島田宗三を立会人に、貸付地は元所有者に貸付するとの方針が伝えられ、ここから本格的な作業が始まります。同年12月28日、藤岡町は町内ほか周辺町村に居住する元谷中村民に対し、貸付方法の説明会を開き、貸し付け希望者には組合を作り申請することを指示した。

翌大正9年、藤岡町では、貸付地の区画の割当が終わり、町内外からの借地申請を求めている。そこで、 縁故民の多くが権利確保のため、県への占用願を藤岡町に提出するが、古河へ移住した村民や、残留民は立 退き当時に県と取交した覚書があるとして、申請をしなかった。このため、藤岡町では、新たに区画を設定し縁故民以外の人々に貸付をすることとなり、縁故民の土地が一般の人々に渡ることとなる。場所は大字篠山地先であることもあって、縁故民からは藤岡町が県の方針を無視したとして、大きな騒ぎとなる。これが「萱刈り事件<sup>2</sup>」の発端である。

縁故民はこの問題を協議するため、同9年12月、町の繭置場において縁故民大会を開き、茂呂多重、川島 弥吉外数名を委員に選ぶとともに、町の責任と貸付中止を県に陳情する。ところが県議会内では町支持派の 政友会と、縁故民支持派の憲政会が対立するという構図が生じる。

翌10年1月13日、県会議長松永和一郎ほか政友会県議の来町に際して、縁故民が放火するとの不穏の動きから、警察と消防が警戒に当たることとなる。その最中に新たに貸付られた一般の人々(区画派)が萱刈りに着手したから、縁故民の方々も萱刈に着手し、一触即発の状態が続いた。翌日、こうした事態を招いたのは縁故民であるとして、部屋警察分署では、縁故住民約30名を14~16日の3日間にわたって召喚する。これがあらましであり、この紛争が「萱刈り事件」として、下野新聞をはじめ多くの新聞に掲載され、注目される。

結果として、この事件は縁故民に利があるとして、大正 12 年 2 月、藤岡町が大正 9 年当時の萱場占用組合に使用料を支払うことで一応の解決を見ることとなる。

表 6-2、「大正 11 年の旧谷中村瀦水池占用一覧」は、残留民の占用も含めたもので、旧谷中村瀦水池占用の責任者となる田中与四郎所有の瀦水池占用台帳から作成した。

占用台帳は、谷中村買収に係った縁故民を、現居住地及び残留民などに分け、個人ごとに占用箇所、面積が示されている。全体の占用者数 344 名、占用面積 208 町余である。下宮・恵下野の占用もあるが、メインは大字内野であり、占用面積 180 町歩、買収地 385 町歩の約半分、占用者数 198 人、1 人当たりの占用面積は 9 反歩である。なお、下宮・恵下野の占用台帳は、別途につくられたことを伺わせる。

表 6-3 は、昭和 11 ~ 13 年度の赤麻沼遊水地敷地占用許可の一覧を示している。

件数は14件、占用者総数441人、占用面積は535町7反歩余である。占用内容は耕作地(畑)、桑畑、葭、茅、萱、柳、雑草刈取りと、細かく区分されている。占用地を大字別にみると、①と②が下宮堤外地、③・④・⑤・⑥・⑦・⑩・⑪が内野堤内地、⑫・⑬が恵下野堤内地、⑭が下宮堤内地であり、占用者は438人である。1人当たりの占用面積は、約1町2反2畝歩である。

表 6-4 は、昭和 28 年度の赤麻沼遊水地占用許可の一覧を示している。

栃木県は、昭和23年6月25日付け、県規則第27号にて「河川敷地及流水並附属物占用規則」と、県規則第28号にて「河川生産物払下規程」を定め、その規則などに基づき許可されたものである。占用件数は13件、占用者総数515人、占用面積は340haである。縁故民の占用地を大字別にみると、①と②が下宮堤外地で28町余、③・④・⑤が内野堤内地で171.7~クタール、⑩・⑪が恵下野堤内地で46.7~クタール、⑫・⑬が下

衣 0-2 ノ	人正 11 年 波及湖班小地(旧台中村) 白用一見									
番号	大字名	占用者数(人)	占用面積(町. 反. 畝)	占用金額(円)	備考					
1	内 野 地 区	198	180. 7. 3	916. 2						
2	下宮地区	59	14. 1. 3	69. 4						
3	恵下野地区	51	3. 9. 7	59. 6						
4	海老瀬地区	36	9. 2. 1	50. 5	群馬県板倉町					
計	1 件:	3/1/	208 0 4	1095.7						

表 6-2 大正 11 年 渡良瀬遊水地 (旧谷中村) 占用一覧

宮堤内地で88.2~クタールで合計335.2~クタール、縁故民502名、1人当たりの占用面積は約0.67~クタールであった。

昭和  $11 \sim 13$  年度の谷中村縁故民の占用面積は、買収地 1,055 町歩の 5 割をに超える 530 町歩余である。昭和 28 年度には少しは減ったものの買収面積の 3 割に当たる 340 ヘクタールである。最終的にはヨシ刈りと限定した利用であり、表はないが、昭和 50 年代までは、広い範囲で縁故民の占用が認められた。その一方、こうした占用者により、現在の渡良瀬遊水地がつくられたのも事実である。

また、渡良瀬遊水地を利用して、縁故民の生活を支えたのは漁業・蚕・アジロやヨシズ作りなどである。 その利用形態は、移転地などにより分かれるが、例えば藤岡町鹿島や篠山等に移転した方々は、まずその多

表 6-3 昭和 12 ~ 13 年度 赤麻沼遊水地敷地占用一覧

単位:町.反.畝歩

番号	代表者	代表者住所	占用者数	占用期間	占用面積	料金(円)	占用内容
1	古澤 恒	藤岡町下宮	8	$11.4 \sim 13.3$	21. 1. 1	77. 79	畑・桑・葭・柳・雑草
2	栗原 市蔵	藤岡町下宮	11	$12.12 \sim 14.11$	16. 0. 1	72. 05	萱・雑草
3	田中 与四郎	藤岡町鹿島	58	$11.4 \sim 13.3$	26. 0. 4	156. 64	畑・桑・葭・柳・雑草
4	田中 与四郎	藤岡町鹿島	231	$11.4 \sim 13.3$	192. 9. 4	508.88	耕作・葭・茅・柳・雑草
5	田中 与四郎	藤岡町鹿島	1	$12.12 \sim 14.11$	1. 2. 3	2. 36	耕作・萱・柳・雑草
6	島田 熊吉	藤岡町堤外	8	$11.4 \sim 15.3$	2. 5. 7	26. 64	耕作・萱・柳・雑草
7	水野 定吉	藤岡町堤外	9	$13.7 \sim 15.6$	6. 8. 4	7. 30	萱・雑草
8	落合 弥一郎	藤岡町篠山	1	$11.4 \sim 13.3$	1. 9. 5	3. 57	萱・雑草
9	落合 庄一郎	藤岡町篠山	1	$11.4 \sim 14.3$	1. 1. 7	3. 30	萱・雑草
10	本島 実	藤岡町篠山	1	$11.4 \sim 14.3$	2. 1. 1	9.40	萱・雑草
(1)	本島 サイ	藤岡町篠山	1	$11.4 \sim 14.3$	1. 8. 3	5. 33	耕作・萱・雑草
12	茂呂 理助	野木町	1	$11.4 \sim 14.3$	8. 2. 7	15. 74	萱•雑草
13	今泉 清太郎	野木町	55	13. 11 $\sim$ 15. 10	177. 7. 2	223. 28	葭・萱・雑草
14)	茂呂 甚吉	古河市	55	$11.4 \sim 13.3$	75. 9. 6	274. 80	畑・桑・葭・柳・雑草
計	14 件		441		535. 7. 5	1387. 08	

## 表 6-4 昭和 28 年度 赤麻沼遊水地敷地占用一覧

単位:町.反.畝歩

番号	代 表 者	代表者住所	占用者数	占用面積	備考
1	古澤 一男	藤岡町下宮	8	127, 134	谷中村出身・下宮堤外地
2	栗原 市蔵	藤岡町下宮	11	158, 590	谷中村出身・下宮堤外地
3	田中 徳一郎	藤岡町鹿島	58	142, 645	谷中村出身・内野堤内地
4	田中 徳一郎	藤岡町鹿島	231	886, 637	谷中村出身・内野堤内地
5	落合 庄一郎	藤岡町篠山	1	11, 260	谷中村出身・内野堤内地
6	三ツ井 与四郎	藤岡町篠山	11	31, 693	
7	水野 定吉	藤岡町堤外	9	676, 233	谷中村出身・内野堤内地
8	川島 長平	藤岡町篠山	1	13, 288	
9	斉藤 ナミ	野木町	1	4, 200	
10	加藤 定次郎	野木町	55	464, 353	谷中村出身・恵下野堤内地
11)	島田 鍋吉	野木町	1	2, 525	谷中村出身・恵下野堤内地
12	茂呂 辰三郎	古河市	56	757, 221	谷中村出身・下宮堤内地
13	針谷 久七	古河市	72	125, 471	谷中村出身・下宮堤内地
計	13 件		515	3, 401, 250	502 人

表 6-2 出典 田中悦郎家文書<sup>3)</sup>より作成

表 6-3・4 出典 栃木県行政文書、田中悦郎家文書、古澤満明家文書4)、加藤伊一家文書より作成

くが漁業により生計を立て、昭和10年代後期からヨシズづくりに移っていく。また、藤岡町下宮に移住した縁故民は、蚕業をメインにするものと、漁業・カヤ(屋根用)を生計とするものに分かれる。野木村に移った方々は、蚕業やアジロつくりが盛んであったが、後にヨシズ作りが盛んになる。また、古河町の遊水地周辺に移住した方々は、魚料理屋や元々谷中においてヨシを家業としたものがいた。漁業については少数であるが、大正の末期からヨシズ作りが多くなる。詳細は、次回とし、こうした移転後の谷中の人々の聞き取り調査結果は、「渡良瀬遊水地谷中メモリアル100」(渡良瀬遊水地メモリアル100 実行委員会 2006 年)や久野俊彦『谷中村移転村民の伝承―復元・谷中村民俗誌―』(古河歴史博物館 2004 年)などに掲載されている。

#### 「資料四」 遊水地敷地ノー部占用許可関係 (栃木県内部文書)

遊水地敷地ノ一部占用許可関係 大正九年

- 一 幸樹存置ノ由来 内務省土地買収ノ際幸樹ニ対シ地上物件ト看倣シ(一株ニ付三銭乃至七銭 一反歩ニ付三十円乃至四十五円)移転補償ヲナシタルニ、野木、生井両村ノ幸畑所有者ノ内移転料ヲ受ナクシテ幸樹存地ヲ出願スルモノニ対シ特ニ工事上支障ナキ限リ許可スルコトヲ承諾 大正二年九月貸付調書ヲ作製送付アルト共ニ各存置者ョリ出願 大正三年三月三ヶ年ノ期間ヲ以テ許可ヲ与ヘタリ
- 二 存置者ノ内容区別 移転料ヲ受ナスシテ幸樹存置ヲ出願スル者ニ対シ、等シク反金二十五銭ヲ以テ使 用許可ヲ与ヘタルニ其内容ニ至リテハ元所有ノ土地ニ対シ幸樹存置出願セシモノト元自己ノ所有ニアラ サル他村ノ移転料ヲ受ケサル他人ノ元所有畑ニ対シ存置ヲ出願許可ナシタル所謂代地存置者ノ二様ヲ区 別ヲ有スルニ至レリ
- 三 存置幸畑トー般幸畑トノ料金ノ差異 存置幸畑ハーケ年反金二十五銭ノ料金ニテ貸付シ他ノ移転料ヲ 受ケタル土地ノ公共団体貸付セル幸畑ハ移転料ノ十分ノート尚二十五銭ヲ加エタル料金(反金三円五十 銭乃至四円五十銭)ヲ以テ貸付セリ
- 四 河川附属物認定ト管理上ノ関係 大正六年六月ニ至リ遊水地ニ対シ河川附属物ノ認定ヲナシ縣管理ニ 移ルト共ニ其ノ収益ヲ県ノ収入ニ帰スルニハ至リ同一状態ノ土地ニ対シ占用許可受人ノ名義ト料金ノ異 ナルハ管理上統一ヲ懸ク嫌アルヲ以テ全部公共団体ノ名義ニ変更セシト企タルモ移転料ヲ受ケサル存置 者ハ三ヶ年ノ占用ニテハ僅カニ料金ノ差額十四、五円二過キス其ノ利得ハ尚移転料ヲ受ケタル一般貸付 者ノ 半額ニモ満タサルニ依リ大正六年十一月更ニ三ヶ年ノ継続申請ヲ許可セリ
- 五 存置ノ土地ニニ対スル将来ノ整備方針 本年二月存置期間満了ト共ニ公共団体ニテハー般貸付ノ変更 ヲ出願シ又存置者ハ永久継続を願出タリ 依テ更ニニヶ年ノ期間ヲ以テ四月十三日継続許可ヲ与エタル モ他ノ料金ノ差額ニ依リ移転料ヲ受ケタルモノト存置者トノ均衡ヲ得其ノ占用ニ対シテモ当初ノ存置目 的ヲ失ハナル方法ニ依リー般貸付ニ統一セントスル見込ミナリ
- 六 公共団体貸付ノ由来 大正二年九月幸樹存置占用許可ノ際、遊水敷地ノ内工事用他ノ利用シ得へキ土 地ハ公共団体ニ限ル基本財産増殖ノ目的ヲ以テ貸付へキ内示ヲ受ケ関係町村長ト協議シ各町村会ノ議決 ヲ経テ出願セシメ許可ヲ与エタリ
- 七 貸付料金ノ経過 大正三年最初ノ貸付料金ハ内務省トノ協定ニ限ル幸畑ハ移転料ノ十分ノーカニ十五 銭ヲセルモノ畑ハ反一円十五銭、原野ハ五十銭トシ大正六年経過ノ際ハ河川法施行ニ関係ヲ基キ縣ニ依 リ更生シ幸畑ヲ三円五十銭、畑一円五十銭、原野甲乙ニ区分シ、甲一円、乙五十銭、池沼二十銭トシ全 部統一セル料金トセリ
- 八 貸付方法ト関スル経過 公共団体二貸付セル土地へ最初元所有者ト貸付スヘキ幸畑ヲ附シタルニ其町

村二於テハ大字区長ヲ代表者トシ随意ノ貸付ヲナシタル等ニテ種々ノ陳情起リタルヲ以テ大正六年継続 許可ニ際シテハ貸付方法ノ順序ヲ左ノ如ク決定シ各町村共ニ遊水敷使用心得ヲ設ケシメ認可ヲ受クルコ トトナシタリ

第一 元所有者タル村内居住ノ現在耕作者

第二 元所有者ニアラサル現実ノ耕作者

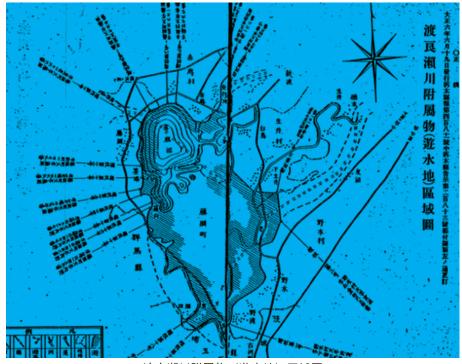
第三 細民又ハ第一、第二ニ該当セサル者

#### 参考文献

1) 河川法・河川占用関係の告示は、つぎの通りである。

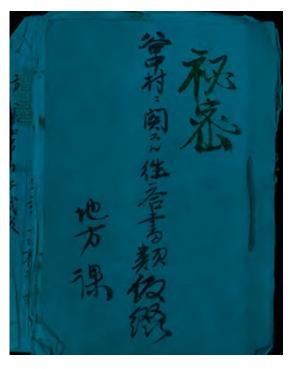
年月日	番号	内 容
明治32年1月18日	告示第 32号	渡良瀬川の利根川の支川認定
明 治 41年 7月21日	告示第288号	思川・巴波川・瀦水池等の準用河川認定
明 治 41 年 7月28日	県令第 58号	河川法準用区域内占用に関する件
明 治 43 年 4月6日	告 示 第 100 号	秋山川・思川・巴波川の利根川の支川認定
明治44年12月27日	告 示 第 547 号	秋山川・思川・巴波川の河川附近の土地区域
明 治 45年 5月21日	告 示 第 238 号	瀦水池の思川・巴波川の附属物の認定
大正 6年 6月19日	告示第283号	遊水地を渡良瀬川等の附属物認定
大正 6年 6月19日	指令第 30号	河川敷地及び流水並附属物占用規程
大正 12年 6月29日	告 示 第 306 号	渡良瀬川及び同支川思川・巴波川の河川区域
大正 12年 6月29日	告 示 第 307 号	渡良瀬川及び同支川思川・巴波川筋の附属物の変更
大正 15年 11月 26日	告 示 第 642 号	渡良瀬川及び同支川秋山川・旗川の附属物
昭和23年6月25日	県規則第 27 号	河川敷地及び流水並附属物占用規程
昭和23年6月25日	県規則第 28号	河川生産物払下規程

- 2)「田中正造翁余禄下」(島田宗三著)には、大正6年1月19日、栃木町金半において、県と残留民が次のような要旨の覚書を取り交わした、 とある。「・・・および支障のない谷中の現在耕作地と同じく不用堤の貸付けを受ける。条件 雑草刈取漁業等は従来のまま。一戸当 たりの人数に応じて六十円ないし百二十円の就業費および物件取払費、雨覆費の支給。井戸の準備をする。立退き忌日大正六年二月末日」 (P270)。
- 3)「大正11年の旧谷中村瀦水池占用」文書は、移転した古河、藤岡、野木、海老瀬及び谷中村残留民に分けた5冊の台帳です。
- 4) 県及び個人の文書から作成した。例えば古澤満明家文書は、ほぼ2年おきに許可占用願、許可書、河川敷使用領収書が昭和12年から昭39年度まで添付している。



渡良瀬川附属物 (遊水地) 区域図

## 栃木県出納局管理課文書



明治37年8月~「秘密谷中村に関する応答書類仮綴」



資料一 明治 32 年 5 月 金 5 万円借用証 (日本勧業銀行と谷中村間の契約)



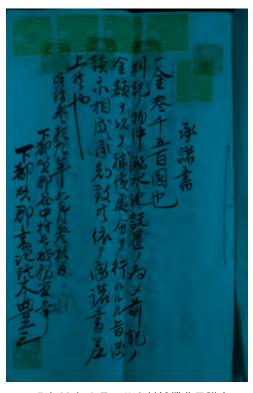
谷中村債務(金利等)支払いに 対する日本勧業銀行の領収書



谷中村債権の支払い状況につい ての日本勧業銀行の払込証明書



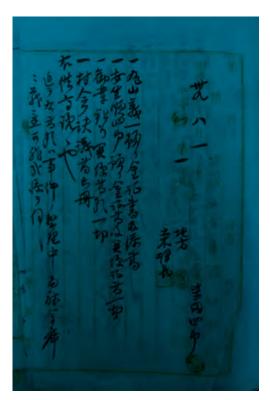
資料二 明治 38 年 10 月 排水器契約書 (安生順四郎外 3 者間の契約)



明治38年6月 谷中村補償費承諾書 (栃木県による谷中村消防器具の買収費)



資料三 明治 39 年 7 月 谷中村預金 「返済証」(丸山義一と谷中村間の契約)



明治39年8月 谷中村関係文書綴の内容

# 足尾銅山掛水地区の足尾鉱業所跡に関する調査

宮本史夫 青木達也 片根義幸 鈴木泰浩

# 1. はじめに

本調査は、足尾銅山の掛水地区にあった足尾鉱業所の歴史的背景と遺構の所在を明らかにするために行った文献調査と発掘調査の結果を取りまとめたものである。これまでこの建造物に関しては関連資料が少なく、二次史料や往時の写真から得られた知見をもとに往時の建造物の価値が議論されるにとどまっており、遺構の確認も手付かずの状態であった。しかし、この度の文献調査によって、鉱業所というものが明治政府の鉱山開発方針に影響を受けつつも近代足尾銅山の経営を取り巻く事情の中で建造されたことが判明し、さらには、史料に基づく発掘調査によって遺構(基礎の部分)の姿も発見された。これにより、二次史料上の一記録の中に埋もれていた足尾鉱業所の跡地は近代および足尾銅山の歴史を示す遺産の一つとして生まれ変わる。

# 2. 調査の目的と対象

# (1)調査の対象

本調査の対象は足尾銅山の掛水地区に建造された「足尾鉱業所跡」とその史料である。足尾銅山は 1887 (明治 10) 年から古河市兵衛によって経営が行われ、それに伴って足尾町が栄えてきた。図 -1 に示すように町内には坑口とその周辺の産銅施設 (製錬所や選鉱所など)を有し主要拠点として機能した本山、小滝、通洞といった地区があるが、これらの地区以外にも銅山経営上必要とされた施設があり、それらを有した地区が点在している。「掛水」とはその中の一つで、大正期における経営の中心となった地区である。そして、「足尾鉱業所」はこの地区にあったとされる事務所で、そのルーツをたどれば、江戸時代から受け継いだ本山地区にあった「会所」という施設がその前身であったと言われてきた。

# (2) 調査の目的

本調査の目的は、文献調査と発掘調査をもとに、掛水地区にある「足尾鉱業所」の歴史的背景と遺構の所在を明らかにすることである。この遺構に関してはこれまで関連資料が少なく、郷土史家や二次史料から得

られた知見をもとにその遺産的価値が議論されるにとどまっていた³。今回の調査では古河機械金属が所蔵する一次史料⁴との調査によって得られた知見を合わせてその歴史を考証する。なお、一次史料の調査によってこのたび新たに「足尾鉱業所」の図面が発見されたため、既にそれをもとに写真-1に示すように発掘調査が進展しており、本研究ではその結果も付加し遺構の姿を明らかにする。



図-1 足尾銅山と掛水地区の位置図2)

# 3. 遺構が有する歴史的背景

# (1) 西洋における近代化の始まりと鉱業の開放

西洋においては 18 世紀後半から近代化が進み、各種産業が個人の利益にとどまらず国の発展に寄与することが求められることとなった。なかでも鉱業においては、鉱山開発の権利を特定の為政者(君主、領主など)や土地所有者が独占していることは鉱業の発達を阻害し国家の経済発展にも不利であるとの見方がされるようになった。特にフランスやドイツにおいては逸早くこの議論が発展し、鉱業の法に反映されることとなった<sup>6)</sup>。こうして鉱山を開発する権利は、特定の為政者や土地所有者だけではなくそれ以外の国民にも開放され、鉱業の発展は国家によるコントロールのもと、国民によって担われる体制が築かれ始めたのである。日本に先んずること約半世紀ほどのことであった。

#### (2) 江戸時代における日本の鉱山経営と会所

日本における鉱山の所有について見れば、江戸時代の頃は、鉱山は全て幕府のものであり、鉱石が出れば幕府に報告され、幕府がそれを営むといえば幕府の直轄の鉱山となり、幕府が各藩に委ねるといえば各藩がその鉱山を直轄で営むか、庶民に下げて開発を委ねるかというやり方が行われていた<sup>7)</sup>。なお、幕府や藩が鉱山の開発資本を出して営む鉱山は直山と呼ばれ、庶民に下げられ商人や山師<sup>8)</sup>が鉱山の開発資本を出して営む鉱山は清山と呼ばれていた<sup>9)</sup>。そして、産出された鉱物(金、銀、銅)は「会所」と呼ばれる施設においてその集荷配給や管理、請渡や廻送、出納などの事務的な手続きを経て売買が行われていた<sup>10)</sup>。その有名なものに長崎、大坂、浅草などの「会所」がある。なお、足尾銅山にも明治時代の初め頃まで「会所」と呼ばれる施設があり、1877(明治 10)年に古河市兵衛の経営に移る際には、本山の出沢と簀子橋(これらの位置については図 -1 の銅山全図を参照)にあった「会所」が引き継がれている<sup>11)</sup>。

#### (3) 日本の鉱業政策と鉱山経営の近代化

その後、明治時代に入ると、近代化を進めようとする明治政府は、資源開発と工業化に着手し、鉱業については政府による監督管理と西洋技術を導入して大規模開発を進めることができる民間(国内資本家)の参入を奨励し、1872 (明治 5) 年には「鉱山心得」を、さらに 1873 (明治 6) 年には「日本坑法」を発布していった<sup>12)</sup>。こうして法律により統制を図ることで、江戸時代に行われていた山師(下稼人)らによる場当たり的で小資本での開発から脱し、鉱山開発を全山的に担えるほどの資本を有した者の手により、西洋の技術や器

械を用いて計画的に経営がなされ始めることを 期待したが、この目論見はそう簡単には実現に は至らなかった。実際は、明治時代に入ってか らも江戸時代の頃からの慣習による山師らの既 得権が現場を支配しており、法律上の鉱山経営 者(鉱業人としての資本家、以降、鉱業人と記す) は現場の山師らに開発を委ねてその開発に見合 う資金を提供する程度であった<sup>13)</sup>。現場に大規 模な資本が投入され企業的な経営がなされな かった理由としては、日本坑法が政府の権利を 誇示し民間資本と西洋技術が導入される経営方 針に転換を図る所に重きが置かれ、莫大な資本 を投入することになるであろう鉱業人に対して



写真 -1 足尾鉱業所跡の発掘現場5)

長期的に鉱山を支配する権利を保障している制度ではなかったことが一因として挙げられる<sup>14)</sup>。このように 法律による鉱山経営の近代化は明治時代になってすぐに行い得たものではなく、江戸時代からの慣習を引き ずりながら、法律に改良が加えられつつ進められたのである。

#### (4) 鉱業に関する法令と鉱業事務所

こうして上述した部分の改良も含めて新たな法律である「鉱業條例」が 1890(明治 23)年に制定された。 従前の日本坑法では鉱業人に法的な権利を与えつつ、一方では小規模開発にならぬよう、どの鉱山にも、面積、 従事する人員、日数などに対して一律の制約を課していた。このような制約を課すことで、政府は全国すべ ての鉱山での投資の最低ラインが引き上げられ、大規模な開発が行われ始めるものと考えていたが、実情は、 各鉱山とも埋蔵されているであろう鉱物資源の量は異なるわけであり、当然ながら、投資に対する利益も異 なる。つまり、埋蔵量が少ないと思われる鉱山ほど投資に対する採算性が低くなる。このようなことから、 日本坑法のもとでは、埋蔵量が少ないと思われる鉱山への投資がなされ辛くなっていた<sup>15)</sup>。「鉱業條例」では この点が改良され、鉱業を営む者が「鉱業施業案」を作成し政府に対して六カ月ごとに提出することが定め られ、政府(農商務省鉱山局鉱山監督署)によってそれぞれの鉱山の規模に適した経営(施設の建設や日々 の操業)がなされているかを監査することとなった。そしてこの鉱業施業案などの経営に必要な書類を「鉱 業事務所」に置いて管理することが鉱業條例とその施行細則の中で定められた16。こうして、後の鉱業所のルー ツとなる「鉱業事務所」が法令の中で登場してくることになる。なお、この「鉱業施業案」はプロイセンの 鉱山法を真似たもので、プロイセンにおいては鉱夫の安全確保や公共への被害を防ぐことを目的として作ら れた条文であった。日本の場合はこれに加えて、国家の経済上の観点から鉱業の開発をコントロールし、鉱 業から国が得られる利益を高めようとする目的も付加されており、その雛形は開坑や採鉱に関する掘削長や 人員や使用する器械類についての予定数を記載するようになっていた<sup>17)</sup>。

以上の経緯から、「鉱業事務所」は、江戸時代からの慣習や鉱山開発方法を引きずっていた時代において、 それらの鉱山の開発方法を払拭し、明治政府のコントロールの下で民間資本をも活用した大規模開発が進め られるよう、法律上に登場してきた施設でもあったことがわかる。

## (5) 足尾銅山における会所の引継ぎと鉱業事務所

明治時代に入ると足尾銅山は明治政府の支配下に置かれ、日光県、続いて栃木県の管理下となった。そして 1871 (明治 4) 年からは民業が許可され、同年に大阪府平民の野田彦蔵が、続いて 1873 (明治 6) 年からは長崎士族の副田欣一が稼業した。しかし、副田欣一の経営は困難を極め産銅量も少なかったため手放すことになり、こうして 1877 (明治 10) 年に古河市兵衛らがその権利を買い取った<sup>18)</sup>。しかし、引継ぎの前に借区譲受の契約上の困難が生じていたため、古河による足尾銅山の経営着手が一時頓挫し、前経営者から譲り渡されるはずの施設が使えないため、古河は「足尾銅山会所」を宿 (図 -1 の簀子橋の南にある江戸時代の頃に栄えた地区)の田中準吾の宅を借り受けてそこに開設した<sup>19)</sup>。そして同年の 3 月 15 日にようやく現場の引継ぎがなされ、明治政府からの借区部分の他に、その中の開発部分である鋪(しき)、その鋪で業を行う下稼人、さらに坑長住宅、判番、金場、丹礬製造所、炭小屋、牛小屋、熔鉱所、鍛冶場、懲役縣出張所などのその当時の鉱業に必要な施設等と共に「会所」も古河市兵衛に引き渡された<sup>20)</sup>。 なお、会所は簀子橋と本山にあり(簀子橋と本山の場所については前掲図 -1 参照のこと)、後に本山から富鉱脈が次々と発見され、本山の会所が足尾銅山の主たる会所として位置づいていくことになる。その引継ぎ時の本山の会所とその周辺の施設は図-2で示したとおりとなる。会所の建物の長さは 10 間より大きく奥行きは 4 間程度、その一部が岡田に貸出されており、6 間半の場所が古河の現場経営者たちの執務室であったことがわかる<sup>21)</sup>。そしてこの会所を取り巻

くように坑長宅や判番、金場、坑夫長屋、丹礬工場、カジヤ、物置、牛小屋、炭庫、さらには当時囚人を鉱山労働に従事させていたことを示す懲役関連施設などが確認できる。この他にも熔鉱場などもあったことがわかっている<sup>22)</sup>。これらのことから足尾銅山における「会所」は主要坑口の付近に一纏まりで形成されていた鉱業施設群を取り仕切るための役割を担っていた施設であったといえる。

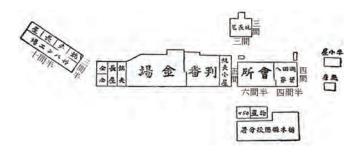


図-2 明治 10 年引継ぎ当時の会所と周辺施設

#### (6) 本山地区と足尾銅山会所の発展

足尾銅山を引継いだ古河らによる経営の課題は「下稼人」を自身ら(経営者)の下に置き探鉱と採鉱の業をコントロールすることであった。下稼人らに委ねておくという旧来からのやり方を払拭しつつ主従の関係を明確にし、鉱山経営を直轄の事業として成り立たせようとするものであった。そのため、引継ぎが終わるとすぐに「足尾銅山会所」の名で「足尾銅山假規則」が発布された<sup>23)</sup>。こうして「足尾銅山会所」は単なる事務作業の執務室だけではなく、経営の主体を象徴する組織として位置づき始めたのである。なお、「足尾銅山会所」の組織は、引継ぎから1年以内に「宿」の田中宅から「本山」にある図-1の会所の施設に移っており、さらに新築のものに建て替えられた<sup>24)</sup>。

その後、古河は、下稼人に開発方針を委ねて自身がその費用を負担するやり方と、自らが開発方針を示して下稼人らに掘らせるやり方を併用して有望箇所(主に本山地区)での開発を進めた。このような経営が功を奏し、産銅量も増え始め、ついに 1881 (明治 14) 年に鷹の巣坑から神保ヒ直利を、さらに 1883 (明治 16) 年には本口坑から横間部大直利を掘り当てた(直利とは富鉱脈のことを指す)。こうして本山地区は盛況となった。図-3 は出鉱量および選鉱量に対してその次の工程である製錬での処理が間に合わなくなり、松木川が出澤と合流するあたりの右岸側の地(向原と呼ばれる現在の製錬所跡が残る所)に移る260直前の 1884 (明治 17) 年の本山地区の様子を示した図である。会所が出澤を挟んで銅山(鷹の巣坑や本口坑)に向かい合うように建っており、その間に図-2で示した種類の施設が拡張されていることが見てとれる。また、「医局」なども見られることから、本山地区の盛況に伴って、会所が経営組織として統括力を増し、その周辺には選鉱や製錬などを支える施設の他に燃料や開削に使用する火薬貯蔵施設、さらには労働者のための医療施設など

る。なお、図-4は1884(明治17)年当時の会所内部の配置である。十畳敷の一部屋に坑長(後に鉱業所長となる立場)のほか数名が席を並べて事務を執る程度のものであることがわかる。10畳の間で夜になり執務も終わると寝室を兼ねた。この時代は事務所は未だ「会所」と呼ばれており、組織的には近代化の様相を見せつつも、施設的には会社の威厳を誇示するようなものではなかったことがわかる。

もその経営下に置いていったことがわか



図-3 明治 17年の製錬所移設前の本山の会所と周辺25)

#### (7) 足尾銅山会所から足尾銅山事務所へ

本山での鉱源開発が成功したことで、1883 (明治 16) 年以降、坑外では選鉱施設と製錬施設、輸送施設と労働者のための居住および医療施設の拡張が急務となり、こうして1884 (明治17) 年には製錬施設が松木川右岸の向原の地に新たに集約され、選鉱施設は出澤周辺で拡張されていった。1886 (明治19)年になると、家族持ちの従業員には役宅が与えられ、独身の労働者は会所に寄宿するようになった。このように設備を整える一方、規則をつくり銅山

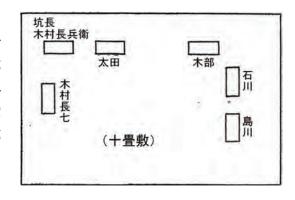


図-4 明治17年における会所内部の席の配置27)

の統制を進めた。「戸籍取締規則」を発布して銅山内への出入りを厳しく管理し、また、「職工山内貸地規則」を定めて土地の貸与をコントロールした。さらには出入り商人の賄いを廃止し、職工および役員(後の社員)の生活物資を「倉庫」で賄った。このように古河は自身の組織下の役員や職工(従業員)らに対する福利厚生を充実させつつ組織外の者との区別を行った。

この他にも、古河は「貯金規則」を設けて貯金を奨励したり、飯場の頭役を立てて従業者たちの秩序を定めたり、「坑内取締規則」を作り坑夫の操業手順などを定めたりした。こうして、江戸時代からの仕組みや決

まりごとが改良され足尾銅山の経営方法が近代 化していく一連の流れの中において「足尾銅山 事務章程」という規則も作られ、「会所」はこの 中の規定により「足尾銅山事務所」と改められた。 そしてここを本部として他に「坑部」、「製鉱」、「熔 鉱」、「会計」、「倉庫」、「薪炭」、「営繕」の各課が 設けられた<sup>28)</sup>。図-5はその後の1889(明治22) 年の本山の様子である。図-3と比べると製錬施 設(銅吹場)が減り、選鉱施設として「第一選 鉱所」と「第二選鉱所」が確認できる。また、「役 宅」や「職工住家」,「病院」など従業者たちの ための施設、「橋」や「軌道」なども拡張されて いることがわかる。この時代は鉱源開発の成功 を足掛かりに、江戸期の足尾銅山の経営方法を 一気に払拭した時代であった。そのことが近代 足尾銅山の規則や施設、さらには「足尾銅山事 務所」への改称に見てとれる。

## (8) 足尾銅山事務所から古河足尾銅山 事務所へ

上述したように 1890 (明治 23) 年になると「鉱業條例」が制定され、「鉱業事務所」というものが鉱山の管理上必要な施設として「鉱業施業

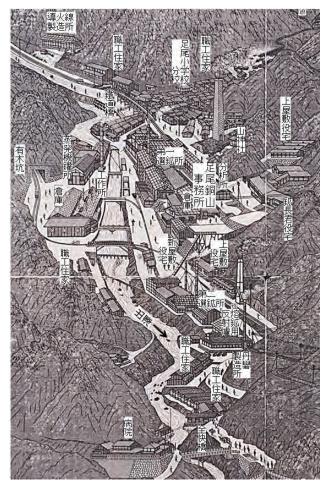


図-5 明治 22 年の本山の足尾銅山事務所と周辺29)

案」とともに明文化されていく。この法律により、以降、国内の鉱山においては投資が進み、企業としての経営が加速していくことになる。足尾においては、発電所、索道、馬車鉄道といったインフラの拡張がなされ、経営組織に関わる規則にも改良がなされていくこととなる。古河は1890(明治23)年の11月に「古河家假家則」を発布し、下記に示すように名称の規定を設けた。

第六條 當家ノ事務全般を主宰スルトコロヲ元方ト云ヒ之ヲ取扱フトコロヲ本店ト稱ス

第七條 本店ヲ東京ニ置キ各地ニ<u>鑛業事務所</u>又ハ支店出張所ヲ置ク但シ<u>鑛業事務所</u>ハ其業程ニ随ヒ<u>當家ノ</u> 名稱及ヒ地名ヲ冠シテー體ノ稱トス

既に鉱山を複数経営していた古河は東京に本店を置き、現地の鉱山をその下に置き、一企業としての組織構成を明確に示すことになる條文である<sup>30)</sup>。これにより足尾銅山の事務所は「古河」と「足尾」を冠して「古河足尾銅山事務所」と改称された。さらに続いて1891(明治24)年の1月には「古河足尾銅山事務所事務章程」を定め足尾銅山の経営に関する決まり事を示した。以下はその抜粋である。

第一條 所長ハ主人代理トシテ鑛業全躰ヲ總轄ス

第貳條 事務所ニ左ノ局課ヲ置ク

本局 小瀧支局 坑部課 撰鑛課 製錬課

土木課 機械課 倉庫課 遞林課

第三條 局課ニ左ノ職員ヲ置ク

支局長 各課長 本局科長 副長 係長 係員 第拾七條 本局

本局ニ庶務科設計科電気科分析係ヲ置キ左ノ事 務ヲ掌ル

これらのことから、経営組織としての「古河足 尾銅山事務所」が作られ、「本局」、「小瀧支局」、 さらに「各課」と「本局」の下につく「各科」が 作られ、それぞれに対する「役職」が定められた ことがわかる<sup>31)</sup>。さらに図-6を見ると建物として は「事務所」を中心に「坑部課」、「撰鑛所」、「土 木課」、「機械課」、「倉庫」などが「事務所」を中 心に建てられており「本局」が入っていた建物が「事 務所」と呼ばれる建物であったと考えられる。こ の時代は鉱業條例による国策の後押しを受けなが ら鉱山組織が一気に会社化していった時代であっ たといえる。

#### (9) 鉱害問題の勃発と経営者の交代

足尾銅山は鉱源開発の成功と選鉱および製錬施設の拡張、新技術の導入、さらに、輸送やエネルギー施設の整備、売銅取引なども順調な結果を残し、足尾銅山は飛躍的な発展を遂げてきていた。しかし一方で、1896(明治29)年からは、1891(明



図 -6 明治 28 年の本山の古河足尾銅山事務所と周辺32)

治24) 年に国会で田中正造によって問題提起された「鉱害問題」が再燃しており、明治政府により鉱害問題の責任は古河にあるものとして 1897 (明治30) 年には三回目となる「予防命令」が出されることとなった。これにより古河市兵衛は短期間で命令された事項の工事を進めるとともにその資金調達もしなければならなくなった。古河市兵衛による経営方針は「資源のある限り、金融の及ぶ限り、財力を挙げて各山の開発に画す」であったため、これまで鉱山の開発につぎ込んでいた分、資金に余裕がなかったのである<sup>33)</sup>。最終的に、この工事の資金の調達にあたっては養子の古河潤吉が第一銀行の頭取である渋沢栄一を説得し援助を受けることができた。なお、これを機に古河市兵衛はこれまで自身の経営方針を反省し、その後に経営を引き継ぐことになる古河潤吉によって経営の転換が図られることになる<sup>34)</sup>。こうして経営転換に伴う規則の改定があり、1897 (明治30) 年になると「足尾銅山古河事務所事務章程」が出され、事務所の名称と、本局と各課、および役職について以下のように変更がなされた。

第一條 當鑛業所ノ事務ヲ取扱フ所ヲ足尾銅山古河事務所ト稱ス

第二條 事務所ニ左ノ局課ヲ置キ全山ノ事業ヲ統理スル所ヲ本局ト稱ス

小瀧支局 坑部課 撰鑛課 製錬課

土木課 機械課 電気課 倉庫課

第三條 本局ニ左ノ課科ヲ置ク

庶務課 設計科 分析科

第四條 局課ニ左ノ職員ヲ置ク

支局長 課長 科長 掛長 出張所掛長 掛員

これにより、「古河足尾銅山事務所」は「足尾銅山古河事務所」と改称され、「本局」が「古河足尾銅山事務所」の中枢として明確に位置づけられた<sup>35)</sup>。さらに 1903 (明治 36) 年に古河市兵衛の死去とともに経営陣が入れ替わり社長と副社長の座に古河潤吉と原敬が座ると組織の体質は会社としての様相を強く示すようになる。1905 (明治 38) 年に古河潤吉は「營業制規」を通じて全社的に各制度 (制規、内規、命令、論達、達、その他諸規則) の変更を行い、これら全ての制度の中での「總長」という記載を「社長」に、「當所」および「當家」を「當會社」と改めた。そして「古河鑛業事務所」は「古河鑛業會社本店」へと、さらに「足尾銅山古河鑛業所」は「古河鑛業会社足尾鑛業所」へと改称する方針を示した<sup>36)</sup>。以上の様に、この時代は技術や設備についてはすでに近代化の様相を呈していたがそれに対して経営方針の近代化が遅れていた時代であった。古河市兵衛は江戸時代からの鉱山経営方法を払拭したが、企業が成長をしていく中で今度は自身の古い経営方針が払拭されることになった時代であった。

#### (10) 労働争議と足尾鉱業所の焼失

1905 (明治 38) 年の末になると古河潤吉の死去により古河市兵衛の実子であり潤吉の義弟であった古河虎 之助が社長の座を引継ぎ翌年の1月には副社長の原敬が辞任した。またもや経営陣の刷新が行われたのである。 そして足尾鑛業所の所長には上述した 1897 (明治 30) 年の「予防命令」を出した東京鉱山監督署長の南挺三が就任しており<sup>37)</sup>、この頃の鉱業所の組織は、所長をトップとし、その下に「内局」、「坑部課」、「製錬課」、「工作課」、「調達課」があり、「内局」の下には「調査科」、「庶務掛」、「会計掛」、「分析掛」、「水烟掛」が、さらに「庶務掛」の下に「巡視」、「医局」、「学校」があり、上記の各課の下にもそれぞれ掛があるといった構成であった<sup>38)</sup>。一方、明治期の中ごろにもなると全国で資本家と労働者との対立が見られるようになっていた。 いわゆる労働争議といわれるものであるが、足尾では 1907 (明治 40) 年に「暴動」が勃発することになる。 1903 (明治 36) 年には鉱山労働者の労働組合を組織しようとしてこの暴動に影響を及ぼすことになる永岡鶴

蔵が入山し、さらに 1906(明治 39)年にはその同志である南助松が入山した。そして彼らは、足尾銅山にお ける労働組合の必要性を訴え、経営陣が労働者を苦しめているとの旨の主張をし「本山」を含む主要地区で 啓蒙活動を展開した。さらに「鉱業條例」および「鉱業警察規則」に記載されている「鉱夫の生命及衛生上 の保護」を論拠として労働者の保護を足尾鑛業所の所長である南挺三に要求した。なお、要求はこれだけに 止まらず、賃上げや、役員には上質な米の購入は認められているが鉱夫には購入が認められていないといっ たような差別的な取り決めの撤廃も求められた。要するに労働対価、労働環境、生命、生活に関する待遇の への不満の声が膨れ上がっていったのである。しかしそれへの対応は鉱夫らの不満を抑えるどころか会社へ の不信を抱かせる結果となった<sup>39</sup>。こうして1907 (明治40)年の2月4日から6日にかけて暴動が勃発した。 図-7 はその際に破壊された鉱業所周辺(本山地区)を表した図で、太い実線の箇所は焼失した施設、点線の 箇所は破損した施設、細い実線の箇所は暴動の際に焼失または破損を免れた施設である。「内局」を中心とし てその周りを「坑部課」、「調達課」、「図書館」、「賄」、「蔵」、「所長宅」、「役宅」などが取り囲んでおり、暴 動の際にはそれらが主として破壊されたことを示す図である。なお、上述した変遷と前掲の図-5と図-6な ども踏まえてみてみると、足尾銅山の現場の経営の中枢であった「会所」の施設は、その後、「足尾銅山事務所」 という施設となり、さらにその後「古河足尾銅山事務所」、続いて「足尾銅山古河鑛業所」と改称され、この間、 「本局」や「内局」とも呼ばれるようになり、その後の暴動により焼失し、掛水地区に移っていくことになっ たことがわかる41)。

この時代は労使関係の近代化が色濃く出た時代であり、足尾銅山内での「鉱業所」の権威が強まり、経営側と労働者の関係の歪みや格差も大きくなった時代であった。それらが本山坑の対岸の経営陣らによる占有

ぶりや暴動時の破壊状況にも表れているといえる。この経営者側の立場が強くなっていく様相は前掲の図-2、図-3、図-5、図-6、図-7での各施設の配置の変化にも見てとれる。当初、会所の周りには労働者のための施設や産銅施設があったが、時代を経るにしたがって、鉱業所の周りの役員のための住宅(役宅)の密集度合いが増していることがわかる。

# (11) 足尾鉱業所の掛水地区への移転計画 と県道改修

1907 (明治 40) 年ごろの足尾銅山の本山地区、小滝地区、通洞地区は、それぞれ主要坑口と選鉱所を持つ主要生産拠点として位置づいていた。そして、それらを繋げる馬車鉄道のターミナルが、掛水地区の渡良瀬川を挟んだ北側の渡良瀬と呼ばれる地区にあった。さらに 1902 (明治 35) 年からの「足尾鉱業鉄道株式会社」の設立により鉄道の敷設計画が立てられていた頃で<sup>42)</sup>、掛水の直ぐ近くを鉄道が通ることになっていたため、掛水地区は将来的に足尾銅山の中で最も

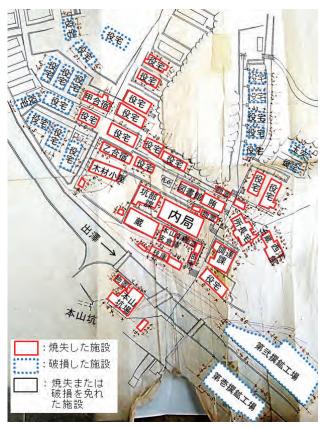


図-7 明治40年暴動時の鉱業所と周辺40 (本山)

交通の便が良い地区となる見通しがあった。こ のような交通の便が良いことと、1907 (明治 40) 年の暴動により本山地区にあった「足尾鑛 業所」の「内局(本局)」を中心として複数の 施設が破壊されたたことなどが要因となり、こ の掛水の地に新たな「足尾鉱業所」が再建され ることとなったと考えられる。交通の便に対す るこだわりは図-8に示した県道の改修図面と 「掛水付近縣道変更計画説明書」に表れており、 その中には「當鑛業事務所ヲ足尾町字掛水ニ新 設スル爲メ別紙図面ノ如ク現在縣道ノ位置ヲ変 更シ区割ヲ改善スルモノトス」と書かれている。 なお、縣道の改修は1907 (明治40) 年の6月 11日付で栃木県知事に出され、同月の15日に は許可を受けている。暴動が起こってから半年 程度の間に、主要生産拠点である本山地区、小 滝地区、通洞地区と繋がり交通の便が良い「掛 水」の地に、新たな「足尾鉱業所」の建造が決 めらたことがわかる。



図-8 掛水への移転と県道改修計画40 年)

#### (12) 足尾鉱業所の建造

日露戦争後に世界における各種金属の市場価格は短期的な好況となり<sup>44)</sup>、銅の価格についても図 -9 に示したように 1907 (明治 40) 年にはピークに達し、鉱業所が竣工する 1912 (明治 45、大正元) 年にかけて若干

下がり気味の横這いとなった。つまり、 掛水地区における新たな鉱業所の建設 は、銅価格が高値をつけ増産に人力を注 ぎこむべき時期にその検討が始まり、銅 価の低迷が続く時期に建造に着手された ことがわかる。そのためか、1907 (明治 40) 年から着手するも、当初、本屋は二 階建てのもので検討し始めるが、途中で 辰野葛西建築事務所に設計を求めたり、 さらに 1909 (明治 42) 年には平屋建てで 予算を見積もったりとなかなか竣工に至 らず、書庫(現在残存している赤煉瓦造 書類庫) や食堂などを先に建造すること となった。なお、鉱業法と鉱業法細則で は鉱業事務所において前述の「鉱業施業 案」を含めた鉱業に必要な書類を備えつ

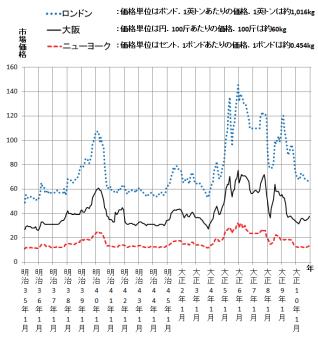


図 -9 銅の市場価格の変動45) (明治 35 年から大正 10 年)

けておくことが明記されおり、これもあってか、本屋よりも書庫の建造が急がれた<sup>46)</sup>。このように着手から 5年ほど経った 1912 (大正元) 年にようやく竣工に至った。写真 -2 は開庁式の時のものである。この写真では門柱は飾られており見えてはいないが、これも予算を抑えるため当初は大谷川の安山岩が候補に上っていた

ものの最終的には足尾の銅で作られ、向かって右側の柱には「古河鉱業會社」とあり左側には「足尾鑛業所」と入れられた480。また、写真-3は本屋の向かって左側に書庫が、右側には食堂が写っているもので前掲の図-8でも示した県道と軌道が写っているものである。さらに図-10では鉱業所の周りが重役々宅(役宅)と倶楽部(迎賓館である掛水倶楽部)で囲まれていたことがわかる。しかし、図-9でも示されているように、その後、銅の価格は第一次世界大戦の影響を受け、1915(大正4)年の後半からの好況とその後の不況を経て、ついに「足尾鉱業所」は1921(大正10)年に足利市に売却されることとなっていった。

この時代の「足尾鉱業所」の施設は、景気や 銅価格の変動などに左右されつつも、役宅とと もに組織や役員の威厳を象徴するものとなった ことがわかる。本来ならば「足尾鉱業所」は鉱 業上必要な建物であるため「工作課」により設 計されるべきところ、辰野葛西事務所に設計が 依頼されていることなどはまさにそれを表して いると言える。

### 4. 足尾鉱業所の発掘調査

# (1) 文献調査から得られた発掘に必要な知見

これまで配置や間取り等の知見が得られていなかったため、掛水地区における足尾鉱業所の発掘調査は控えられていた。しかし、すでに発見されていた写真-4と写真-5などの外観がわかる資料のほかに、本調査で新たに発見された図-11および図-12と、二次史料である足利市に移設(売却)された際の図面(図-13)などから、建物の形状と寸法、配置、試掘すべき箇所等の知見を得た。



写真 -2 足尾鉱業所開庁式47 (大正元年 11 月)



写真-3 足尾鉱業所とその周辺49)

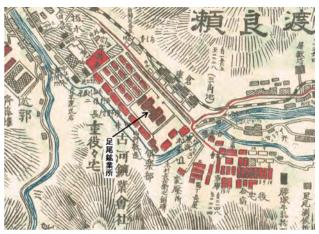


図-10 足尾鉱業所とその周辺500 (掛水地区,大正5年)

#### (2) 発掘調査結果

図-11を参考に縦横断の調査区を設定し試掘を行った。その結果、本屋のものと思われる建物の東西南北 それぞれの端の部分と、本屋の南側に隣接して建てられた食堂北側ラインを示すコンクリートの布基礎の一 部を発見した。さらに、図-11と図-12から得られた廊下の状況と現存する書庫の入口との関係から調査す べき箇所を絞り込み、確認調査を実施した。これにより、本屋と食堂のそれぞれの角部分が検出され、図-14 で示したようにそれぞれの建物の配置が明らかになった。さらに、発掘されたそれぞれの建物の基礎の規模 ならびに形状が図-11と図-12で示した図面どおりであったことが確認された。

このほか、遺物として、屋根材として使用された天然スレート瓦の破片、解体時に引き抜かれたと思われ る釘、壁材と思われる漆喰、古河鉱業の社章が描かれた小坏と食堂の便所に使用されたと思われる陶製タイ ルの破片などが出土した。



写真-4 足尾鉱業所51)(足尾銅山掛水地区)



写真 -5 足利市庁舎として売却後の旧足尾鉱業所52)

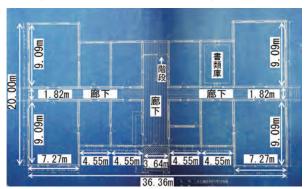




図-13 足利市庁舎平面図55)

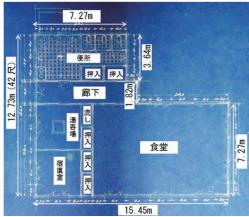


図-12 足尾鉱業所の食堂の平面図54)



写真-6 陶製タイル出土状況

### 5. まとめ

#### (1) 文献調査に基づく鉱業所に関する史実のまとめ

文献調査により「足尾鉱業所」の設立に関わる史実が、国の鉱業政策に関する観点と足尾銅山の現場経営の観点の二点から整理された。このことを通じて、国の鉱業政策の観点からすれば、「鉱業所」は「江戸時代からの会所」を引継いだ施設とするよりも、明治政府が働きかけた鉱山の近代化政策によって、江戸時代からの鉱山の運営の中で築かれた「会所」という施設の役割が終わり、鉱業人または鉱業会社に明治政府が望む規模の開発を継続的に計画、管理させていくための施設および組織として登場してきたと捉えられる。

しかし、その一方で、足尾銅山の現場経営の観点で見れば、「鉱業所」は施設的には「会所」を引継いだものであり、現場の経営の中枢を担う「事務所」であったことが明らかにされた。そして、その組織としての業務範疇や役割が、近代化の中で変化を遂げてきたことがわかった。

#### (2) 発掘調査のまとめ

発掘調査により掛水地区の「足尾鉱業所」の遺構の存在が確認された。この度の発掘調査を通じて、本屋と食堂の位置関係が明らかにされ、遺構の基礎の大きさも文献調査で得られた図面と一致していたことが判明した。

#### 6. 今後の課題

この度の文献調査により歴史的背景が、そして、発掘調査により遺構の存在が明らかにされた。今後、さらに文献調査を進め、鉱業所の構造や施設の詳細が把握できれば、建築物としての特徴も明らかにできるものと考えられる。また、発掘調査については、他の付属施設や正門等外構施設の遺存状況を確認し、鉱業所の全体像の把握や、各施設間の同時性などの検証が必要であると考えられる。国の、または足尾銅山の産業遺産としての価値をより明らかにし、周辺の関連施設などとともに来訪者への見せ方を検討することで、足尾鉱業所跡の遺産としての価値を増すことができると考えられる。

謝辞:この度の史料調査においては古河機械金属株式会社、東京大学附属図書館の所蔵のものを拝見した。 ここに記して感謝の意を表したい。

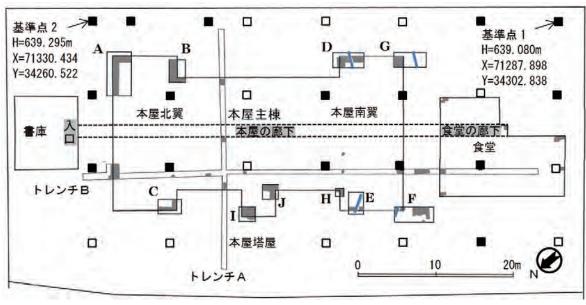


図-14 発掘により確認できた鉱業所の配置56)

#### 補注

- 1) 文献[1]のp.21を参考とした。
- 2) 図-1の左側は全山における各地区と主要施設を示し掛水地区の場所を示したものである。この左側の部分は文献 [2] から引用した。また、図-1の右側に掛水地区の周辺と足尾鉱業所の位置関係を示した。この右側の部分は文献 [3] に挿入されていた文献 [4] から引用したものである。
- 3) 足尾鉱業所跡について書かれたものとして、文化庁文化財部記念物課による「近代遺跡調査報告書-鉱山-」があり、pp. 54-55 で報告されているが、その中では鉱業所の文化的価値がわかるような歴史的背景や遺構の全体像を知ることができる記載はない。また、経済産業省による「近代化産業遺産群 33」ではpp. 45-47 で足尾銅山を論じているが、遺構の調査も行われていなかったこともあり「足尾鉱業所」は構成遺産リストから外れている。足尾町教育委員会による「足尾銅山の産業遺産跡」ではp. 341 の年表で掛水地区での開設年と足利市への売却年が記載されているのみであり、さらにその開設年の記載は本研究結果によれば正確ではない。さらに、随想社発行の「銅山の町足尾を歩く」のp. 56 に記載があるが、足尾暴動がきっかけとなり掛水に建てられたといったことや足利市に売却されたことの記載があるが、近代足尾銅山の変遷と関連して歴史的背景を捉えきれていない。また、新樹社発行の「小野崎一徳写真帖足尾銅山」のpp. 176-177 に解体中とされる足尾鉱業所の写真とともに解説があるがここでも足利庁舎として売却されたことが記載されるに止まっている。このように既往の文献では、日本が近代化を果たす中で鉱山の経営をコントロールし、鉱山の現場が江戸時代からの慣習から脱して会社的経営に移っていく様子が明らかにされておらず、日本の近代化の遺産、かつ、近代足尾銅山の遺産としての意味合いが不明であった。さらに、竣工年、鉱業所の付属施設や関連施設について捉えきれていない。この度の調査ではこれらを一次史料による確認を踏まえて明らかにしている点で新しい。
- 4) 本研究で用いた一次史料は古河機械金属所蔵のものと東京大学所蔵のものである。古河機械金属所蔵のものは文献 [21]、文献 [26]、文献 [32]、文献 [34]、文献 [41] であり、東京大学所蔵のものは、文献 [3]、文献 [31] である。古河機械金属所蔵の一次史料はこれまでに段ボール箱にして 120 箱以上、冊数にして 1,000 冊以上確認されている。これらの文書は足尾銅山の鉱業事務所と国(東京鉱山監督局など)や栃木県、古河の本社との間で交わされた命令、伺い、認可、報告などのもので、施設についていえば、鉱区、探鉱・採鉱、選鉱、製錬、軌道、電話、電気、水道など多岐にわたっている。本研究ではこれらの史料にあたり、鉱業所についての記載を発見して、それらをもとに論じた。また、東京大学所蔵の史料は足尾銅山に当時実習に来ていた学生の報文である。これらを用いて古河の史料で把握できなかった部分を補完した。さらに、社史である文献 [24] や、伝記である文献 [22]、文献 [23]、文献 [25]、文献 [29] などでも内容の確認を行いつつ補完を行っている。
- 5) 写真-1は2016年における足尾鉱業所跡の様子で、発掘調査の途中段階を一般に公開した際(現地説明会で)の写真。写真下部中央は発掘された基礎の一部である。奥に見える建造物は鉱業所の付属施設である書庫。
- 6) 文献 [5] の pp. 11-38 および文献 [6] の pp. 1-25 を参考にした。
- 7) 文献 [7] の pp. 8-10 と文献 [8] の pp. 29-38 を参考とした。なお、鉱山の所有については、文献 [6] の p. 19 では「幕府時代ニ至リ金銀ハ幕府之ヲ専有シ其他ノ鉱物ハ之ヲ封建諸侯ノ専有ニ属セリ」との記載があるが、文献 [7] の pp. 8-10 と文献 [9] の中に記載がなされている江戸時代の各鉱山の様子から判断すると、文献 [6] のこの記載は江戸時代の一時期のことや重要な金銀山についてのことを表しているものと考えられ、この度の調査では文献 [7] と文献 [8] に依ることとした。
- 8) 明治政府が全ての鉱山を国のものとする法律を定めると、資本家らが国から鉱山を借り受け鉱山経営が行われるようになっていく。この鉱山経営者は後に「鉱業人」と呼ばれるが、「山師」とはこの鉱業人が台頭する以前の時代において、鉱山開発やその技術に精通し、鉱山経営の中心となった立場の者たちのことで、直山や請山におり、山主や山元などもと呼ばれていた。直山には他には買石という者もいた。山師は金子、大工、手子、樋大工、樋引、山留、寸甫、鍛冶などの職人を従え主に採鉱までを担い、買石は選鉱と製錬を担っていた。また、請山などでは請主の下で稼ぐ山師や金子は「下稼人」や「渡世人」などとも呼ばれていた。明治期の制度については文献[10]と文献[11]を参考とし、山師や買石については文献[7]のpp.16-17から引用した。
- 9) 文献 [7] のpp.9-14 によれば、鉱山開発の携わり方の違いにより大まかに分ければ直山と請山の二つに分けられ、運上(税)の納め 方や地方の違いによって、直山と請山はさらに細かく分けることができる。また、文献 [8] のpp.34-35 によれば、直山は幕府や藩が開発に携わり資本を出して山師などを使って開発を進めるもので、請山は幕府や藩が山師に資本を出させて鉱山の開発を任せるものであることが理解できる。
- 10) 文献 [7] の pp. 145-291 の記載を参考とした。
- 11) 文献 [12] の pp. 70-71 の「坑業譲受引継物件」で確認した。当然ながら、輸送や売買を取り仕切るための長崎、大坂、浅草における「会所」と鉱山(現場)の経営を担うための「会所」とは呼び方は同じでも、役割や施設的に同等のものであったというはずはない。
- 12) 文献 [13] と文献 [14] と文献 [15] を参考とした。文献 [13] には「大皇国ハ富國ノ源タル鑛山山野森林ヲ饒有シ〈中略〉宜シク工業ヲ盛興シ工産ヲ繁富セシムルコト最急最要ノ国務ト奉存候依テ當省寮司於テ施行スル所ノ工業ノミナラス民間大工作ヲ起シ大器械ヲ設クルカ如キハ之ヲ看護給助シ各自百般ノ工業ノ営作スルカ如キハ之ヲ示道勧奨シ現今生産ヲ得ヘキ市民振ヲス学工術ニ勉進シテ鑛山ヲ治メ富国ノ源頻ニ開発致シ候様」とある。
- 13) 文献 [16] には「鑛山之儀舊幕府以来公私之分義不相立請負稼之者舊来之陋習二慣レ自ツカラ私有物ノ如ク相心得居候」とあり、さらに文献 [7] には「明治十年古河氏が足尾銅山を引継いだとき、坑主は下稼人に米・味噌を給し出銅を買上げる金主にすぎず、足尾は下稼人の足尾であった」とあり、明治に入って法制度を整えたからといって直ぐに江戸時代の頃の慣習が抜けたわけではなかった。
- 14) 文献 [6] の pp. 57-58 と文献 [17] の pp. 1-2 を参考とした。なお、文献 [7] は「日本坑法ニ於テハ借區年限ヲ十五年ト定メタルカ爲鉱業人力法律上ノ保護ニ依テ鑛業ヲ營ミ得ヘキ年限ハ此期限内ニ止マレリ元来國家經濟上鑛業ノ發達ヲ促サシト欲セハ永久ノ目的ヲ以テ起業セシメサルヘカラス然ルニ此十五年ノ短期限ニテハ永遠收利ノ目的ヲ以テ巨資ヲ投スルモノナク國家經濟上ノ不利益ハ勿論鑛業人ノ権利薄弱シテ到底鑛業ノ發達ヲ望ムヘカラサルナリ」と書かれている。文献 [6] でも同様のことが指摘されている。
- 15) 文献 [17] の pp. 2-3 を参考とした。
- 16) 文献 [18] の第二十五條では「鑛業人ハ坑内實測圖二葉ヲ調整シ一葉ハ所轄鑛山監督署ニ差出シ一葉ハ鑛業事務所ニ備置キ事業ノ進歩 ニ従テ之ヲ追補スヘシ」とあり、文献 [19] の第二十條では「試掘人ハ試掘地圖ヲ鑛業人ハ左ノ書類ヲ鑛業事務所ニ備へ置ヘシ」とし、「坑 区圖」と「坑内實測圖」と「鑛業施業案」と「鉱業條例第四十條ノ帳簿」を義務付けている。
- 17) 文献 [6] の pp. 67-73 に鉱業施業案の目的とプロイセンの鉱山法からの引用が記載されており、文献 [19] の各条文の説明文の 第二十五條についての部分でもその目的について明確に記載されている。これらを参考とした。なお、鉱業施業案の雛形は文献 [20] の pp. 166-170 において掲載されている。
- 18) 文献 [12] の pp. 12-13 を参考とした。
- 19) 田中準吾の家は江戸時代の銅山の役人の家であった。その宅を借りて「足尾銅山会所」が開設される経緯については文献 [22] の pp. 110-111 と文献 [23] の追録 p. 31 を参考とした。

- 20) 文献 [23] の pp. 104-114 と文献 [24] の pp. 53-59 を参考とした。なお、文献 [24] では会所の間口は 105 間となっているが、10 間半を誤記したものと考え、本研究では本山の会所の間口は 10 間半奥行は 4 間として扱う。
- 21) 足尾銅山は古河らの経営に移る前は借区権を副田欣一が有し、現場の経営は岡田丙馬により行われていた。岡田は古河への譲渡しを 反対した人物でありそれにより現場の引継ぎが遅れることになった。文献 [22] の pp. 110-111 では引継ぎ当初においては会所の 6 分を 岡田が使用し、残り 4 分を古河が使用していたとされているが、図 -2 では約 6 分が古河で残りの約 4 分が岡田によって使われていたようにも見える。時期や権利を巡って専有割合に多少の違いが生じた可能性があるが、当初は図 -2 程度の広さの施設であった。
- 22) 本山の会所周辺の施設については文献 [23] の pp. 104-108 と文献 [24] の p. 54 を参考とした。
- 23) 文献 [23] の p. 117 に「翁が足尾經營の當初に於ける問題は、此等の下稼人を統一ある指揮の下に置いて、探鑛採鑛の兩方方面に就業せしめることでなければならぬ。」とある。また pp. 116-117 において「足尾銅山假規則」の内容が掲載されている。
- 24) この経緯については文献 [22] の p. 126 と文献 [23] の pp. 118-119 を参考とした。
- 25) 図-3は文献[12]に添付されている「足尾銅山庚申山繁榮之圖(明治17年)」を引用し加筆したもの。
- 26) 文献 [2] の p. 4-43 を参考とした。
- 27) 図-4 は文献 [25] の追憶の p.6 から引用し加筆したもの。図中の「木部」と「石川」と「島川」の寝室も兼ねていた。なお、席の配置は坑長の息子の木村長七が来山した際の配置と記されている。また、この会所を本部とし、その附属の課として「坑部」、「薪炭」、「熔鉱」、「倉庫」があったと記されている。図中には「坑部課」の長であった青山七三郎などの名がないことから、この時の附属の課は 別建物内で事務を執っていたと考えられる。
- 28) 各規則や「足尾銅山事務章程」が作られたこと、また、「足尾銅山事務所」と改められ各課が設けられたことなどについては文献 [26] からの引用。この度の調査で新たに示された内容。
- 29) 図-5 は文献[27] から引用し加筆したもの。この時代役員とは現在でいう社員のことで役宅は社宅となる。
- 30) 條文は文献 [21] からの引用。なお、文献 [24] の p. 180 では陸奥宗光の助言で明治 24 年に作られたとされているが、本研究では一次 史料の文献 [21] の年を採用した。
- 31) 條文は文献 [21] からの引用。なお、第十七條の中の記載では本局では「医局」と「学校」と「賄い」に関する事務を執り行うとともに「来賓の接待」なども行うことになっていた。
- 32) 図-6は文献[28]から引用し加筆したもの。
- 33) 文献 [29] の p. 113 を参考とした。
- 34) 文献 [24] の p. 185 と文献 [29] の pp. 110-121 を参考とした。
- 35)「足尾銅山古河事務所事務章程」およびその條文については文献[21]から引用した。なお、明治24年の「古河足尾銅山事務所事務章程」と同じように第二條では事務所に局課置くことが定められており、それと比べると「電気課」が加わり「遞林課」が無くなっている。
- 36)「營業制規」の内容については文献 [21] から引用した。なお、「營業制規」では旧名称を「足尾銅山古河鑛業所」としているが、明治 30 年の段階では「足尾銅山古河事務所」という名称であったことから、明治 30 年から明治 38 年の間で「足尾銅山古河事務所」から「足尾銅山古河鑛業所」へと変更がなされたことになるが、これを裏付ける史料は本調査では確認できていない。
- 37) 文献 [30] の p. 8 によれば、南挺三は 1900 (明治 33) 年 1 月に古河に入社し、1903 (明治 36) 年 9 月に鉱業所所長に就任したと記されている。
- 38) 足尾鉱業所の組織については文献 [31] の pp. 21-22 を参考とした。
- 39) 永岡鶴蔵と南助松の入山から暴動に至るまでの過程については文献 [30] の pp. 20-77 を参考とした。
- 40) 図 -8 は文献 [32] に挿入されていた図を引用し加筆したものである。これまで暴動直前の本山の様相を表した図は焼失により無いといわれてきていたが、本研究の調査により発見できた。
- 41) 文献 [31] の pp. 21-22 の組織図と文献 [21] の「古河足尾銅山事務所事務章程」(明治 24 年 1 月) と「足尾銅山古河事務所事務章程」(明治 30 年 3 月) を参考とすると「内局」は「本局」に相当するものであり、小滝地区には「支局」があったことがわかる。
- 42) 鉄道敷設の経緯については文献 [33] の pp. 73-75 を参考とした。後に足尾鉱業所のすぐ近くに「足尾駅」が建てられるが、1902 (明治35年)の時点で決定していた可能は高い。
- 43) 図と「掛水付近縣道変更計画説明書」の内容は文献[34]からの引用し加筆した。
- 44) この時代の金属鉱業の景気の状況については文献 [24] の pp. 208-214 を参考とした。
- 45) 文献 [35] から文献 [40] に掲載の各年度における銅の月別市場価格値を用いてグラフを作成した。なお明治 35 年度から明治 44 年度 のデータは文献 [35] に掲載されているグラフを参考に拾った。
- 46) 設計や予算変更については文献 [41] を参考とした。また、鉱業法については文献 [41] の p. 10 掲載の第四十六條を、鉱業法細則の記載内容については文献 [41] の pp. 36-37 掲載の第四十二条と第四十四条で確認した。
- 47) 古河機械金属所蔵の写真から引用した。
- 48) 門柱が足尾の銅で作られる経緯は文献 [41] を参考とした。また、門柱の左右の記載は文献 [43] の pp. 176-177 で確認した。
- 49) 写真 -3 は古河機械金属所蔵のものを引用し施設名などを加筆した。年代は不明。
- 50) 図-10 は文献[44]からの引用。
- 51) 写真-4 は古河機械金属所蔵のもので「大正十年五月」と記載がある。また、建築様式を確認できるものである。さらに、写真-5 と 見比べるとほぼ同じであり、移築の際に特に正面部は大幅な改修がなされていなかったという事実を示す貴重な写真である。そのため、 本研究ではこれらの写真を掲載した。
- 52) 写真は文献 [45] からの引用。
- 53) 文献調査で書庫から発見された縮尺 100 分の 1 の青図名称は「足尾鉱業事務所階下平面図」で、坪数 176、竣工期日明治四十四年二月十一日の記載がある。間取は、縦横方向に廊下で区切られ、13 部屋あることが分かる。そのうち名称が記載されているのは書類庫だけで、その他について用途は不明。なお、本文中に掲載していないが、階上平面図も発見されており、塔屋部分を含めると 3 階建ての建物だったことが分かった。
- 54) 文献調査で書庫から発見された縮尺 100 分の 1 の青図。図の名称は「足尾鉱業所附属食堂平面図」で、坪数 46.5、竣工期日明治四十四年二月十一日の記載がある。間取は,横方向の廊下を境に「食堂」、「宿直室」、「湯呑場」と「便所」で構成されていることが分かった。
- 55) 図は文献 [45] からの引用。写真-4 と写真-5 に加え、足利市への移築後に改築がなされているかどうかを示す貴重な図である。図-11 で示した本屋が図-13 の本館であり、図-12 の食堂が図-13 で示された本館の背面にある附属食堂である。移築後に本屋と食堂の相対的位置が変えられ、また、内部の改築が見られるものの、建物の外観が大きく改築された様子は見られない。また、この図には足尾鉱業所のように(図-14 の北側にあるように)書庫の建造物が見当たらない。もし、足利市役所が書庫を必要としていれば、おそらく赤煉瓦書庫(写真-1 の奥に写っている書庫)も移築され、掛水地区に現存していなかった可能性を窺わせる貴重な図面である。
- 56) 調査を進めるにあたり 10 mグリッドを設定し、座標と標高を付した基準点を設置した。□はグリッド上のポイントで■は杭を設置し

たポイントである。トレンチA及びBは試掘調査、A~Jは確認調査時に設定した調査区で、そのうち網掛けの部分は遺構を検出した部分を表す。本屋と食堂の平面形状を示す実線は、確認した遺構から推定したものである。

#### 参考文献

- [1] 広域関東圏産業活性化センター: エコミュージアムあしおの創造〈足尾地域開発基本構想策定調査報告書〉, 1994.
- [2] 青木達也:足尾銅山における鉱害対策の変遷に関する研究, 宇都宮大学博士学位論文, 2015.
- [3] 小島庸一:足尾銅山通洞報告書,東京大学所蔵,1914.
- [4] 曾根傳:足尾銅山図 縮尺1万2千分の1, 小林印刷大正二年二月一日発行.
- [5] 石村善助:鉱業権の研究,第一刷,勁草書房,1960.
- [6] 和田維四郎: 坑法論, 博文舘, 1890.
- [7] 小葉田淳:日本鉱山史の研究,岩波書店,第二刷,1969.
- [8] 吉田東吾: 江戸時代の鉱山業に就いて、日本鉱業会誌、33(383)、27-48、1917.
- [9] 小葉田淳:日本銅鉱業史の研究,思文閣出版,1993.
- [10] 幸豹三:現行増補日本坑法類纂,文林堂,1881.
- [11] 農商務省鉱山局:鉱山法令,前編,有隣堂,1893.
- [12] 栃木県史編さん委員会:栃木県史,史料編,近現代九,ぎょうせい,1980.
- [13] 太政官: 工部省鉱山開業の急務上疏, 太政類典, 国立公文書館所蔵, 1872.
- [14] 太政官:鉱山心得,太政類典,国立公文書館所蔵,1872.
- [15] 太政官:日本坑法,太政類典,国立公文書館所蔵,1873.
- [16] 太政官:鉱山心得書御布告伺,太政類典,国立公文書館所蔵,1872.
- [17] 農商務省:鉱業條例制定ノ理由, 1892.
- [18] 内閣:鉱業條例ヲ定ム、公文類聚第十四編、国立公文書館所蔵、1890.
- [19] 内閣:鉱業條例施行細則ヲ定ム、公文類聚第十六編、国立公文書館所蔵、1892.
- [20] 坪谷善四郎:鉱業法令註釋,博文館,1900.
- [21] 古河鉱業会社:本店達付規則通牒,自明治二十三年十一月至明治四十四年下季,古河機械金属株式会社所蔵.
- [22] 茂野吉之助:木村長七自伝,富士印刷株式会社,1938.
- [23] 五日会: 古河市兵衛翁伝, 富士印刷株式会社, 1926.
- [24] 日本経営史研究所: 創業 100 年史, 古河鉱業株式会社, 1976.
- [25] 茂野吉之助:木村長兵衛翁伝,富士印刷株式会社,1937.
- [26] 古河鉱業会社:事務的調査書類,其一,古河機械金属株式会社所蔵.
- [27] 桑島鉚之介:足尾銅山明細図,栃木県立博物館所蔵,1889.
- [28] 佐藤半七:足尾銅山明細図,栃木県立博物館所蔵,1895.
- [29] 五日会:古河潤吉君伝,富士印刷株式会社,1926.
- [30] 二村一夫:足尾暴動の史的分析 鉱山労働者の社会史,東京大学出版会,1988.
- [31] 細谷源四郎:足尾銅山本山採鑛部報告,貳巻ノ内第壹,東京大学所蔵,1905.
- [32] 古河鉱業会社:非常事件関係書類,明治四十年,古河機械金属株式会社所蔵,1907.
- [33] 日光市教育委員会:足尾銅山跡総合調査報告書(下巻),日光市文化財課調査報告書第八集,2015.
- [34] 古河鉱業会社:諸官廳願届指令綴,明治四十一年七月以降至同四十二年十二月,第拾八號.
- [35] 農商務省鉱山局:本邦鑛業ノ趨勢,明治四十四年.
- [36] 農商務省鉱山局:本邦鑛業ノ趨勢,大正二年.
- [37] 農商務省鉱山局:本邦鑛業ノ趨勢,大正四年.
- [38] 農商務省鉱山局:本邦鑛業ノ趨勢,大正六年.
- [39] 農商務省鉱山局:本邦鑛業ノ趨勢,大正八年.
- [40] 農商務省鉱山局:本邦鑛業ノ趨勢,大正拾年.
- [41] 足尾鑛業所:明治四十四年下季事業成績, 古河機械金属所蔵.
- [42] 農商務省鉱山局:鉱業法令,博文館,1911.
- [43] 小野崎敏:小野崎一徳写真帳 足尾銅山,新樹社,2006.
- [44] 足尾商業案内便覧圖復刻委員会:足尾町商業案内便覧圖,大正五年,復刻版,1992.
- [45] 足利市: 足利市制施行誌, 国立国会図書館所蔵, 1922.

本調査結果は、「第56回 土木計画学研究発表会」で掲載されたものを再編成したものである。



大正期の鉱業事務所



鉱業事務所跡現在の状況

## 足尾銅山調查報告書8執筆者

(執筆順)

飯村 廣壽 いいむら・ひろじゅ

宮本 史夫 みやまと・ふみお

青木 達也 あおき・たつや

片根 義幸 かたね・よしゆき

鈴木 泰浩 すずき・やすひろ

とちぎの川懇話会

日光市教育委員会事務局文化財課 主査

宇都宮大学地域デザイン科学部技術専門職員

日光市教育委員会事務局文化財課 副主幹

日光市教育委員会事務局文化財課 副参事

## 日光市文化財調查報告第11集 足尾銅山跡調査報告書8

発行日 平成30年3月31日

編 集 日光市教育委員会事務局文化財課

発 行 日光市教育委員会

〒 321-1261

栃木県日光市今市 304-1

Tel 0288-25-3200

印 刷(有)手塚商事 手塚印刷

奥付等. indd 2 2018/04/09 9:06:55

(見返し)

(見返し裏)

奥付等. indd 5

(なか表紙裏)

奥付等. indd 7 2018/04/09 9:06:55

奥付等. indd 8 2018/04/09 9:06:55